

「新たな国際標準戦略」の策定に向けた意見募集の結果について

令和 7 年 ● 月 ● 日

内閣府知的財産戦略推進事務局

内閣府知的財産戦略推進事務局では、「新たな国際標準戦略」の策定に向けた検討を進めるに当たり、「新たな国際標準戦略(素案)」に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様から意見を募集しました。意見募集の結果は、下記のとおりです。

記

1. 募集期間
令和 7 年 4 月 9 日(水) ~ 令和 7 年 4 月 24 日(木)
2. 意見総数(フォームへの入力、及び郵送並びに電子メールの件数)
300 件
3. 投稿人数
124 人・団体
4. 意見概要と回答(別紙のとおり)

<テーマ別内訳>

はじめに	7 件
第1章 これまでの官民の取組と国内外の動向	15 件
第2章 国際標準を通じた課題解決を目指す我が国の取組強化	19 件
第3章 具体的な施策	34 件
第4章 重要領域・戦略領域の選定とその取組の方向性	138 件
第5章 モニタリング・フォローアップの実施と戦略の見直し	12 件
別表「新たな国際標準戦略」に関する施策一覧	12 件
その他	63 件

※寄せられたご意見は複数の意見を含むものもあり、頂いたご意見に対しては、意見の要点を把握し、該当項目毎に分解した上で、本意見募集と関連のあるものについて回答している。

以上

(別紙)いただいた意見の概要と回答

No	頁	ご意見	回答
はじめに			
1	p1	気候変動対策や人権尊重はすでに持続可能性の課題として重要性の高い領域であり、中長期のみならず短期的にも取り組むべきものではないか	ご意見のとおり、気候変動や人権尊重といった規範は、中長期のみならず短期的にも取り組むべきものでありますが、一方で世界的には短期的な揺り戻しが発生している現状を踏まえ、中長期的な視点からは短期の動向を問わず、いずれにせよ取り組まなければならない課題である点を記載したものととなります。
2	p1	<p>新たな国際標準戦略の取りまとめありがとうございます。</p> <p>全体として、本文書は、相当に旧来の国際標準化の知見に根ざしており、国際戦略としては視野狭窄的と言わざるを得ません。</p> <p>本来、戦略はより高い視点、視座から方向性を示すものであり、これに基づき個々の戦術が示されることが望ましいと考えます。</p> <p>まず、P1,23行目にある「ISO,IEC,ITUといった国際標準化機関への関与を強化するとともに、分野ごとのフォーラム規格や…」と記されていますが、国際標準化団体に対する認識が世界とは大きく乖離していると思います。</p> <p>国際標準化機関を国際間で用いられる用語SDO(Standards Developing Organization)とした場合、IEEE は、SDOとして類型化されています。</p> <p>しかしながら、この箇所に限らず本文の中には、一度も「IEEE」という用語は示されていません。同様に、ETSIなども欠如しています。</p> <p>これは、日本独自のフォーラム標準、デジュール標準という類型化の思考に根差したものかと思いますが、国の戦略文書としては、定義と類型化を明確かつ規範的文章で示すことを求めます。</p> <p>具体的には、P1,23は、以下の修正をすることを提案します。</p> <p>「ISO,IEC,ITU,IEEEなどの国際標準化機関SDO(Standards Developing Organization)への関与を強化するとともに、分野ごとのフォーラム規格や…」</p> <p>また、これに加え、脚注は、またAppendixとして、以下のような説明を付すことを推奨します。</p> <p>標準化団体(SDO):</p> <p>合意プロセスに基づいて策定した法的・公式な標準(「デジュール=法律上の」)であり、以下の特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的・公共的な合意形成に基づいて制定される ・パブリックコメント、投票などの正式手続きを経て採用 	ご意見を踏まえ、脚注においてデジュール標準・フォーラム標準等についての定義を追記します。

		<ul style="list-style-type: none"> ・誰でもアクセス可能で、公開性と中立性が高い <p>フォーラム標準(Forum Standard)</p> <p>業界団体、企業連合、コンソーシアムなどが自主的に策定する事実上の業界標準(デファクト標準)であり、以下の特徴がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間主導・スピード重視 ・特定企業や団体の技術主導で標準化 ・標準化団体(SDO)ではなく、フォーラムや業界コンソーシアムが作成 ・規格文書や特許条件がオープンでないこともある 	
3	p1	国際標準を推進するためには、まず我が国の国際的信用力の確立が重要であり、役割(裏返せば目的)として、国際社会に於ける我が国のプレゼンス強化を図ることを目的の1つとして明確に記載する事が大切と考えます。	ご賛同意見として承ります。
4	p1	「この戦略に従い」の前に、標準化を要請する世の中の状況が複合的になってきていることを強調してはどうか。例えば、「今後、求められるのは複合的で俯瞰的な分析・把握と、それに基づいた課題解決のあるべき姿とアプローチ(ビジネスモデルなど)が必要である。」のように。	ご意見の趣旨については、第1章(2)(海外の状況)において、盛り込んでいるものと考えます。
5	p2	(標準エコシステムの強化)をより包括的に示すため、以下修正してはどうか 現)...規格策定、認証機関及び試験機関等の強化 新)...規格策定(適合性評価規格を含む)、認定・認証機関及び試験機関等の強化	今回の検討の中で、標準エコシステムの強化の一環としての認定機関の強化についての議論はありませんでしたが、「規格策定、認証機関及び試験機関等」の中には、認定機関も含み得るものと考えています。
6	p2	「多様な主体をつなぐ司令塔」との記載があるが、司令塔はつなぐだけでなく、将来のビジョンも示すべきである。そのため「多様な主体をつなぎ将来のビジョンを示す司令塔」とすべきである。	ご意見を踏まえ、ご提案のとおり修正します。
7	p2	我が国の国際標準化エコシステムは、数千人を超える企業エキスパート、アカデミア、国立研究法人の研究者等から、構成され、国際標準化による社会的・学術的・産業競争力的な面での貢献に向け、熱意をもって取組まれており、国際的に評価が高い標準化エコシステムであると認識しております。戦略全体に、我が国の標準化コミュニティに対する	ご意見を踏まえ、追記します。

		高い評価を記述いただいてもいいのではないかと考えます。	
第1章 これまでの官民の取組と国内外の動向			
(1) 国際標準における我が国の貢献			
8	p3	3ページの1行「取組」と、同27行「取り組み」とは、どちらかに字句を揃えたほうがよい。	ご指摘を踏まえ、修正します。
9	p3	<p>宇宙からの衛星観測データは、観測・処理がオープンで情報の透明性が担保されているため、「国際的な物差し」として国際的な理解を得るのに有効です。</p> <p>環境省においては、衛星データを利用した温室効果ガス国別吸収排出量推計手法の国際標準化に取り組まれており、我が国の温暖化ガス観測衛星(GOSAT)が利用されています。</p> <p>また、地球規模の温暖化に関連の深い、極域海氷モニタには、我が国の水循環変動観測衛星「しずく」データが世界的標準として利用されています。</p> <p>このような「国際的な物差しの提供」を、我が国の貢献として追記すると同時に、活動継続・強化を「我が国の政策の方針性」に追記することが有効と考えます。</p> <p>また、センサ関係技術等の強みを活かして、トータルシステムまでを一気通貫で活動を行うことで、省庁横断的な取り組みの具体的な活動が可能となります。</p> <p>(参考資料: 我が国の地球衛星観測に関する統合的戦略立案について(令和5年(2023年)9月26日、日本学術会議地球惑星科学委員会地球・惑星圏分科会))</p>	今後の戦略領域・重要領域の検討の際の参考にさせていただきます。
10	p4	「標準化による貢献」は(1)標準を生み出しルール作りをリードする点と、(2)対象となる産業において本質的であれば、他国提案であっても社会実装をいち早く進め産業の競争力を高めていく点の両輪と考えます。本戦略のとりまとめを知的財産戦略本部が担っているため、(1)に対するウェイトの偏りを感じます。そこが限界にならないような戦略策定を希望します。例えば、標準の社会実装が国内で進んでいるのか(ごく一部にとどまり、広がっていない部分もある)進んでいない場合はそのギャップも素直に認め、それに対する解決も指向すべきことも表明してはどうでしょうか。	ご意見の他国提案であっても社会実装をいち早く進めるという点については、第2章(1)に盛り込まれています。また、標準の社会実装や普及の重要性については、第3章(4)②を始め随所に盛り込んでいます。

(2) 官民の取組の進捗状況と海外の状況			
11	p4	<p>また、生成AIをはじめとする急速な技術革新が与える影響に対し、従来の規制や制度のみでは十分かつ迅速な対応が困難であることが明らかになりつつある。</p> <p>とありますが、生成AIによる影響と言えば著作権・肖像権・著作人格権の侵害と詐欺に対する対応が著しく増加したなどの悪影響ばかりで、まずはこの問題を解決するべく規制を設けるのが急務であるにも関わらず、これを放置したまま推進するとは何事ですか。</p> <p>世界各国は早々に規制に向けて動いたというのに、大量のパブリックコメントも寄せられていて、権利侵害の相談や通報も多数あるのに何故無視し続けて推進に舵を切るのでですか。自分や自分の家族の写真や動画が性的なコンテンツに作り替えられたり、悪質な捏造が溢れかえっても何も感じないのですか。自分が言ってもいないこと・やってもいないことを実行している動画を作られて世間の不興を買って、票を大量に落としても何も感じないのですか。</p> <p>既に日本にも生成AIによる作品を避ける傾向は出始めている上に、勝手に主な学習元にされたクリエイターの作風は陳腐化され、良い影響など少しもありません。</p> <p>他者の肖像・著作権を侵害しながら行われる冒涇的な詐欺と悪質なプロパガンダとサイバー攻撃に対する対応だけでどれほどのコストが必要になるか、まるで考えられていませんよね。</p> <p>いつときのお金目当てで、世界に評価されている日本のクリエイターの作風を、端金で売り渡す損害を一度考えてください。</p> <p>例えばアニメーション制作会社も世界から大きな評価を受けていますが、それが「どこでも見る価値のないもの」と陳腐化されてしまえば、あるいは悪質なプロパガンダで使い潰されて「不快な情報を発信している作風」というイメージが定着してしまえば...経済的な損失は計り知れません。</p> <p>少なくとも生成AIによる生成物にはその表記を義務付ける必要がありますし、学習データの透明化も急務です。誰でも無料で人を傷つけて騙せる危険物である以上、罰則は必須です。</p> <p>一番効果的なのは高めの罰金でしょう。</p> <p>彼らは金儲けと暇つぶしをしたいので、金にならないどころかむしろ金を取られるとなったら一気に減るはずですよ。</p> <p>どうか冷静に、規制と罰則の方向に舵を切ってください。</p> <p>いつか世界から責任を問われる事態になる前に。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

12	p4	戦略的活動の範囲をより明確化するため、以下修正してはどうか 現)...研究開発段階から標準化の戦略的活動を展開... 新)...研究開発段階から標準化と認証の戦略的活動を展開...	ご意見を踏まえ、修正します。
13	p4	「日本型標準加速化モデル」では標準化活動に関する主体に認定機関 や認証機関など産学官以外を含めていることから以下修正してはどうか 現)...産学官連携 新)...標準化活動に関する主体による連携(産学官、認定機関・認証機 関等)	ご意見を踏まえ、修正します。
14	p4	研究者等の属人的な活動に依存する部分が多いのであるならば、そ の「研究者」はどのように育成するか。この研究者の育成について見解 を詳述願う。	・第3章(2)①において、標準化人材育 成に関する施策内容を記載しています。 ・また、第3章(1)②において、大学にお いて国際標準活動を適正に評価するよ う働きかけることとしています。
15	p4	「我が国の国際標準化の取組は、依然として研究者等の属人的な活動 に依存する部分が多い」は、標準化が国家の産業政策または企業の 経営戦略と結びついていないことに繋がり、重要な課題と考える。ま た、「企業経営層の国際標準に対する理解」はいまだ十分と言えず、欧 米の標準化を活用した市場形成戦略に後れを取っていることの要因の 一つと考える。企業の経営層へのさらなる啓蒙活動が望まれる。	ご賛同意見として承ります。
16	p4	規格提案側だけに継続的な努力を強いるのは、一見リーズナブルに見 えるが、一方でリスクと負担を強いているようにも見える。多くの場合、 提案者は技術系のエキスパートだが、規格の普及促進にはビジネスや マーケティングのスキルも必要になる。そういった部分の支援を盛り込 んでいかないと、エンジニアが孤軍奮闘するままでゲームチェンジは起 きないのではないかと感じる。 規格が本当の意味で社会的に普及するための施策ほ必要性もうたっ てはどうだろうか？	ご意見については、第2章(3)(事業者・ 業界団体)の役割において、「制定され た標準の普及に取り組む人材」の育成・ 確保や、第3章(2)①において、多様な 種類の標準化人材の育成を盛り込んで います。
17	p4	「さらには国際標準人材の戦略的育成などの観点については」等が記 載されているが、国際標準を使用することで普及させる観点が記載さ れていない。普及の観点でも改善の余地が見られると考える。そのた め、「さらには国際標準人材の戦略的育成や、標準の採用・普及などの 観点については」とすべきである。	ご意見を踏まえ、ご提案のとおり修正し ます。
18	p5	「各種標準の整備が不可欠であり、」を以下をよように変更してはどうか。 「各種標準の整備および多様なアプローチをどのように評価するかの モノサシが不可欠であり、」	「各種標準の整備」の中に、試験標準等 を始めとする多様なアプローチの評価の 物差しも含まれると考えます。

19	p5	認証制度を有機的に結び付ける枠組みは、「ニューアプローチ(1985)」につづく「グローバルアプローチ(1989)」と思われるため、以下修正をしてはどうか 現)「ニューアプローチ」 新)「グローバルアプローチ」	ご意見を踏まえ、「ニューアプローチ」に注釈を加えることとします。
20	p5	国際標準に対する我が国の方向性については、日本提案の国際標準にこだわらず、国際標準の中身に対して日本の意向を反映させ、完成した標準を国内で普及することが日本の産業の国際展開に寄与すると考える。	ご意見の趣旨については、第2章(1)で盛り込んでいると考えます。
21	p5	「DX や生成 AI 活用といった技術革新への対応の遅れ、(中略)といったリスクに直面している。」とあるが、日本が遅れているのは生成AIの活用ではなく、生成AIの規制とリスク対策である。海外では罰則を伴う法規制が進んでいるのに対し、日本はガイドラインに留め、罰則はおろか悪質事業者の公表すらない。これでは各国を先導するどころか、どんどん遅れていってしまう。	課題認識についてご意見として承ります。
22	p5	強化する取組の範囲をより明確化するため、以下修正をしてはどうか 現)...研究開発の初期段階から標準化を意識した取組を強化... 新)...研究開発の初期段階から標準化と認証を意識した取組を...	ご意見を踏まえ、修正します。
第2章 国際標準を通じた課題解決を目指す我が国の取組強化			
(1) 将来像実現に向けた基盤強化の方向性			
23	p6	産学官「金」連携等の用語は確認できますが、産「金」学官はあまり事例が見つかりません。また、金を生産する産業のことかとミスリードするおそれもあります。広辞苑にも、記述はありませんので、一般国民向けということで、分かりやすく産学官と訂正をされてはいかがかと思います。	ご意見を踏まえ、修正します。

24	p6	<p>諸国の重点分野(世界課題への対応)が重なる中、標準化を主導したい場合、率先して提案するというスピード競争になると考えます。まず国内規格の発行を目指す、その間にはすでに別の国が提案して国際標準としての策定が決まってしまう可能性が高いです。国内の議論も重要ですが、国際標準化を目指すなら国際議論・国内議論を平行で実施したほうが現実的ではないでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、必ずしも国内規格策定後に国際規格の提案を行わなければならないということではなく、同時並行して行うことが適当な場合もあると考えますが、先に国内規格があった方が国際規格の提案が進みやすいと考えられることから、「望ましい」としています。</p>
25	p6	<p>ここで言及のある国際相互承認の活用において、国内認証機関の海外認証機関との能力の同等性や信頼性の確保の仕組みとして国際的な相互承認に参加する認定機関の効果的活用についても言及していただきたく存じます。自団体は、認定機関間の国際相互承認の国内メンバーを中心に構成され、国際相互承認の一層の活用を目指し、また、情報や知見の提供を行うことで、国内関係者の活動支援を行っております。</p>	<p>国際相互承認について注釈を加えることとします。</p>
26	p6	<p>「国内規格として標準化されていることが望ましい。」との記載があるが、昨今の市場の変化の速さを考慮すると、国内規格策定後に国際規格の提案を行うのでは遅いことが考えられる。そのため、国際標準提案の先行または、国内規格との並行開発も共用するように、「国内規格として標準化されることが望ましい。」とすべきである。</p>	<p>ご意見のとおり、必ずしも国内規格策定後に国際規格の提案を行わなければならないということではありませんが、先に国内規格があった方が国際規格の提案が進みやすいと考えられることから、「望ましい」としています。</p>
27	p6	<ul style="list-style-type: none"> ・内需縮小の中で我が国企業が、輸出や現地生産を行う際に取得が必要な認証(GHG削減量に関わる認証含む)について、外国機関との相互認証(国内機関の認証と外国機関の認証が相互に同等と認められる)が実現できれば、我が国企業のグローバル市場アクセスの利便性が拡大すると考える。 ・また国内各認証機関の認証範囲大括り化は、認証利便性向上・人材育成に有効と考える。 ・脱炭素価値に資する規格の認証力は、国益に繋がるグローバル競争を勝ち抜くための重要な要素と考える。GXスチールをはじめ、我が国工業製品の国際的な位置づけ・競争力を基盤整備する国内認証機関の強化等による国際認証の施策をお願いしたい。 	<p>今後の第3章(2)②及び(4)②並びに環境・エネルギー(気候変動・エネルギー・GX)領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
(2) 経済安全保障の観点			

28	p7	SEPやパテントプールについて言及されている。近年、国外の裁判所で決定されたFRAND条件(料率)について訴訟差止命令(Anti-Suit Injunction)が出され、我が国企業にとって不利な条件を争うことが難しくなっている状況が発生している。各国における司法判断は標準の活用に大きく影響することから、その動向を早期に把握し、タイムリーに対応することは、重要な観点と史料する。FRAND条件の運用状況だけでなく、各国での司法判断の状況なども注視した取組もお願いしたい。	今後のフォローアップの取組の際の参考にさせていただきます。
(3) 関係者の基本的役割と司令塔機能の強化			
29	p7	「日本型標準加速化モデル」では標準化活動に関する主体を認定機関を含め具体的に挙げていることから、以下修正してはどうか 現)...認証機関・試験機関 新)...認定機関・認証機関・試験機関	ご意見を踏まえ、ご提案のとおり修正します。
30	p7	解決すべき社会課題の複雑化およびグローバル化、ならびに関係者のマルチステークホルダ化していることから「司令塔機能」を強化し、オールジャパンで対応することが望まれる。	ご賛同意見として承ります。
31	p7	戦略性をよりわかりやすくするために以下修正してはどうか 現)...戦略的に規格・認証を使いこなし... 新)...規格・認証を戦略に組み込み...	規格・認証を組み込むかどうかも含めての戦略的対応であるため、原案が適切と考えます。
32	p8	「ディープテック」を注目する施策展開は承知しますが、この言葉を理解する一般市民は少ないおそれがありますので、補足又は解説が必要ではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、追記します。
33	p8	国立研究開発法人に対する期待を書きいただいているが、その活動に対する国の評価や体制構築への支援(交付金の増額など)についても明記いただけると個人のボランティアな取り組みに頼らない活動が行えると考えます。	第3章(1)②で記載した、今後各省庁が国研の取組を促す上での際の参考にさせていただきます。

34	p8	<p>P8 大学等・国立研究開発法人</p> <p>「大学等及び国立研究開発法人は、国際標準活動のメインプレーヤーとして、研究開発と一体化した形で国際標準活動を実施することが期待される。」</p> <p>とあるが、これは昨今の世界の潮流とは、相反している。国際標準化は、最先端研究技術の発表の場ではなく、市場形成過程における手段として有効なものである。まして、国家安全保障や産業競争力として、活用するのであれば、厳に認識を修正すべきである。</p> <p>もちろん、国際機関や他団体において、社会規範や共通概念といった、上位層の標準化を対象とする場合には、有識者として大学等及び国立研究開発法人の研究者に期待することは問題ない。</p> <p>しかしながら、国際競争の観点では、概念論から社会実装への展開が重要である。すでに、内閣府においてもSIP、BRIDGE、SBIRなどの政策で強く社会実装を求めているが、多くの提案が標準化を社会実装の普及のためと位置付けておらず、標準化活動への参加を目的化しているとケースが多い。</p> <p>かつて、中国ではそのような傾向があったが、すでに方向転換しており、このような学術研究の一部に標準化を位置付けているのは、我が国くらいである。</p> <p>具体的には、P8,L10に、以下のように修正をすることを提案します。</p> <p>「大学等及び国立研究開発法人は、国際標準化が研究開発の社会実装展開の手法であることを認識し、標準活動そのものを目的化することなく、広く産業界や関係機関と協調した形で国際標準活動を実施することが期待される。」</p>	<p>国際標準が社会実装のツールであることは本戦略でも同様の認識です。ご指摘の「大学等及び国立研究開発法人は、国際標準活動のメインプレーヤーとして、研究開発と一体化した形で国際標準活動を実施することが期待される。」とは、研究開発を社会実装するために、研究開発と国際標準活動を平行に検討すべきという趣旨であり、研究開発の一部として国際標準活動を行う趣旨ではありません。その上で、御趣旨を踏まえ、国際標準が社会実装のツールであることを第2章で明確化します。</p>
35	p8	<p>P8 L17の</p> <p>「特に国立研究開発法人にあつては、その公的な性格に鑑み、積極的に国際標準活動をリードするとともに、人材育成や教育機会の提供を図ることが期待される。」</p> <p>についても、以下のように修正することを提案します。</p> <p>「特に国立研究開発法人にあつては、その公的な性格に鑑み、積極的に国際標準活動を推進する企業、団体とともに、人材育成や教育機会の提供を図ることが期待される。」</p>	<p>国立研究開発法人と他のステークホルダーとの連携については、他のステークホルダーでも連携が必須であることは共通であり、特に国立研究開発法人だけに記載することは適当ではないと考えています。</p>

36	p8	<p>「特に認定産業標準作成機関にあつては、迅速な国家規格の策定の役割を果たすことが期待される。また、日本規格協会(JSA)の JSA 規格などの独自規格を通じて、国際標準化への橋渡しの機能を果たすことが期待される。」</p> <p>とあるが、社会実装され成功する標準の多くは、その標準に対する適合性を認定する業界などにより蘇生される認定規格策定団体(まさにフォーラム)がある。そこで、これらの団体の活動とリエゾン締結など行い、積極的に認定プログラムの策定に寄与することが望ましいと考えます。</p> <p>そこで、P8 L31に、以下を追記することを提案します。</p> <p>「加えて、認定規格策定団体との間でリエゾン関係を締結し、認定規格の制定に対し我が国の状況や規格との整合性を計る機能を果たすことが望ましい。」</p>	<p>ご意見については、第2章(1)において、標準化の検討に当たって、認証の枠組みを、専門サービスの協力を得ながら同時に検討すべき旨、追記します。</p>
37	p8	<p>「日本型標準加速化モデル」における標準化活動に関する主体の分類との整合性を鑑み、以下修正してはどうか</p> <p>現)...専門サービス</p> <p>新)...認定産業標準作成機関、認定機関・認証機関・試験機関</p>	<p>ご意見を踏まえ、注釈を加えて明確化します。</p>
38	p9	<p>金融業界の標準化活動への参画を期待する表現かと思いますが、「特に金融があらゆる業種のゲートキーパーである」は、これまでの議論との関係でも、過大評価で、記述そのものが理解しがたいので削除をお願いします。</p>	<p>原案が、「国際標準化に係る」あらゆる業種のゲートキーパーであるかのように読めてしまうというご意見と認識しており、御意見を踏まえて修正します。</p>

39	p9	<p>第2章 国際標準を通じた課題解決を目指す我が国の取組強化</p> <p>(3) 関係者の基本的役割と司令塔機能の強化</p> <p>の9ページに次の記載があります。</p> <p>(国民)</p> <p>国民は、規格や認証の意義・目的を理解した上で、規格や認証が活用された財・サービス等の消費行動等を通じて、事業者等の国際標準活動を促進することが期待される。</p> <p>私のような国民は、ISOやJISなどを勉強するのは、なかなか難しいです。</p> <p>無料で閲覧できる場所は近いところになく、あったとしてもコピーをすることが難しいことがあります。</p> <p>JISは、日本産業標準調査会のウェブサイトに登録すれば画面上で閲覧できるものの、</p> <p>ウォーターマークという高度な複製防止技術が使われており、印刷はできず、文字列のコピーはできず、画面を見ながら文字をパソコン上でファイルに入力することができない措置がとられています。</p> <p>画面を見ながら、ノートに書き写すことはできますが、量が膨大であり効率的な勉強はできません。</p> <p>ISOやJISを購入することはできるものの、個人でいくつも購入する気の起きるような金額ではないです。</p> <p>p.9に記載のある、期待される国民というのは、</p> <p>ISOやJISを印刷できる、一部の限られた国民だけに期待しているわけではないと考えます。</p> <p>普通の国民が期待されるのであれば、</p> <p>ISOやJISの規格を、無料で理解しやすくなるような仕組みを整える必要があると考えます。</p>	国民の役割に対するご意見として承ります。
40	p9	<p>政府の基本的な役割として「民間では対応困難な基盤整備や普及啓発、国際連携等を実施する」との記載がありますが、規格は発行されて終わりではなく、発行された後の各国への普及が重要であるため、政府として普及啓発分野での予算を設定していただければと思います。</p>	第3章及び第4章についてのご意見として承ります。
41	p9	<p>社会実装の支援をやって欲しい。提案者や審議団体はどうしても技術寄りの人材に偏ってしまう。ビジネスや戦略の面から助言・支援を行う仕組みを作って欲しい。</p>	第3章(2)①や(3)①・②における取組の際の参考にさせていただきます。
第3章 具体的な施策			

(1) 産金学官の取組の強化			
42	p10	<p>「学術界」(具体的には大学や国立研究機関が想定されているものと理解)が挙げられる一方、なぜ、いわゆる「学協会(学会や各種協会)」という用語が、まるで避けられているかのように言及されていないのが不思議です。ISOの審議団体として、他団体から関係学協会が委任されている事例は多いはずです。大学や研究機関の現段階でかけ声だけの連携だけでなく、現実に複数関係者が連携している学協会に直接光を当てるべきと考えます。また、他団体が委任している審議を担当する学協会がしっかり行えるように、そのような審議団体には直接予算を支弁できるようにするべきです。学会内の活動費のみでは、国際標準活動には必要な予算は廻ってきません。現実に国際標準活動を担っている団体ですから、費用対効果に間違いはないはずです。</p>	<p>本戦略の中のアカデミアには、学会や各種協会も含むものとなります。支援のやり方については、ご意見として承ります。</p>
43	p10	<p>「企業経営において国際標準活動を経営戦略と一体化するポテンシャルは大きく」と記載されている通り、企業経営において国際標準活動と経営戦略との一体化は大きな課題です。国際標準活動のビジネスへの直接的貢献を経営者が実感し、実績を蓄積することが、この課題解決への王道であると考えます。施策として、「多様な成功事例や費用対効果等の情報提供を推進」、「特定新需要開拓事業活動計画認定制度」に加えて、各省庁による施策一覧も整理されておりますが、企業の経営戦略としての国際標準活動の活用を立案・実行できる標準戦略人材の育成も重要と考えます。</p> <p>知的財産分野においては、大学における専攻科目、国家資格としての弁理士制度と他団体による研修制度、他団体が提供する体系的な教育・研修プログラム等、充実した制度が整っています。国際標準に関する人材育成施策につきましても、特に標準戦略人材の育成を喫緊の課題として、更なる充実を図って頂けますことを希望いたします。引き続き、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>今後の第3章(2)①の取組を進める際の参考にさせていただきます。</p>
44	p10	<p>成功事例の共有については、諸外国にとっても標準化推進に当たっての貴重な参考事例になりますので、注意深く対応すべきです。一方、日本提案の国際標準の制定や改正をリスト化することは実務的に可能ですから、情報提供はその段階でとどめ、その後の市場創出については、事業者の情報提供に対する希望がある場合に、公開するに、とどめるのが適切と考えます。</p>	<p>今後の第3章(1)②の取組を進める際の参考にさせていただきます。</p>
45	p10	<p>国立研究開発法人にしっかり関与してもらうためには、中長期目標に国際標準活動を明記することが重要なはずで、それが無いと、国立研究開発法人が取り組まなければならない理由・根拠がないことになり</p>	<p>第3章(1)②において国立研究開発法人の取組を促進することとしており、今後の取組の際の参考にさせていただきます</p>

		ます。	ます。
46	p11	調達要件への適合性を評価することをより明示するために、認証を加える修正してはどうか 現)(3) 公共調達において標準を活用する。 新)(3) 公共調達において標準・認証を活用する	本文において「公共調達を通じて規格策定や認証取得を促進すべく」とあるため、趣旨は含まれていると考えます。
47	p11	・GX2040ビジョン-脱炭素成長型経済構造移行推進戦略・改訂-(2025年2月閣議決定)では、公共調達の推進について「民間企業のみならず、公共部門が自ら率先してグリーンスチールなどのGX製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要創出において重要」である点、「公共工事においてもGX製品の積極的な活用方策を検討していく」という点が重要項目と記載された。 ・これら重要方針の下、グリーン鉄研究会(経済産業省)では、GX推進のためのグリーン鉄を、「企業単位では追加的な排出削減行為による大きな環境負荷の低減があり、排出削減行動に伴うコストを上乗せした場合には、一般的な製品よりも価格が大きく上昇する製品」と整理し、政府による優先的調達(グリーン購入法など)を通じた需要拡大支援を行うとした。このような動きと同期して、2025年度、国内鉄鋼業界内でグリーン鉄に関する各種ガイドラインを整備することが予定されている。 ・「新たな国際標準戦略」により今後、国内外での炭素削減価値を有する鋼材商品の公共調達性を高め、例えば公共工事へのグリーン鉄の採用ならびにその適用拡大を図るための政策立案やルール形成が行われることを期待する。	今後の第3章(1)③の取組の際の参考にさせていただきます。

48	p11	<p>・2025年2月に閣議決定された「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略・改訂～」において、「GX製品・サービスの積極調達」という章立てで、「公共調達の推進」を重要項目に掲げ、「民間企業のみならず、公共部門が自ら率先してグリーンスチールやグリーンケミカルなどのGX製品をはじめとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であり」とし、更に「公共工事においても、低炭素型コンクリート、グリーンスチールなどのグリーン建材について、積極的な活用方策を検討していく」と明記された。</p> <p>・こうした政府の重要方針のもとで、経済産業省GX推進のためのグリーン鉄研究会では、GX推進のためのグリーン鉄を「企業単位では追加的な排出削減行為による大きな環境負荷の低減があり、排出削減行動に伴うコストを上乗せた場合には、一般的な製品よりも価格が大きく上昇する製品」と整理した上で、政府による優先的調達(グリーン購入法など)、政府による購入支援(補助金支給の要件に含める)などを重点的に講じることを通じた需要拡大支援を行うとした。</p> <p>・これを受け、2025年度に国内鉄鋼業界内でグリーン鉄に関する各種ガイドラインを整備することが予定されている。</p> <p>・「新たな国際標準戦略」の検討に際しては、JISやISOに加えてこのような国内業界ガイドラインの活用、具体的にはグリーン購入法における公共工事への採用・適用拡大や、公共調達といった政策への積極的活用やルール形成が行われることを期待する。</p> <p>・具体的には、政府がGXに実行する各種施策において、GX価値(削減実績量)のような新たな価値を直接的な評価指標とするとともに、こうした価値をCFP等の既存指標の中で可視化する仕組みを政府が積極導入し、実例を以って標準作りを主導することを期待する。</p>	<p>今後の第3章(1)③の取組み、及び環境・エネルギー(気候変動・エネルギー・GX)領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
49	p11	<p>「その進捗状況を把握する。」との記載があるが、標準の適用状況を公開することで、さらなる普及が見込めると考えられる。そのため、「その進捗状況を把握し、公表する。」とすべきである。</p>	<p>進捗状況の公表は取組を促す上で有効と考えますが、どこまで取組を公表するかは、モニタリング・フォローアップの枠組みの中で引き続き検討します。</p>
50	p11	<p>研究開発段階から標準化に取り組むことに言及されている。標準化は知的財産と一体的に検討することでさらに効果を生み出すものであり、市場創作、市場優位性の確保のためには、標準化による協調領域と知的財産による競争領域をどのようなバランスで組み合わせるかが重要である。「早期の段階で標準化に取り組むよう各省庁に働きかけるとともに、その進捗状況を把握する。」の後に「標準化への取組の働きかけにおいては、標準化による協調領域と知的財産による競争領域の組み合わせの重要性を周知する。」のような追記をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の点については、オープン&クローズ戦略に係る記載を追記することで対応されているものと考えます。</p>
(2) 標準エコシステムの強化			

51	p11	<p>国際標準化における多言語分析と特定国技術基準の分析の必要性</p> <p>インフラ分野におけるJIS規格とISO規格の乖離の実態分析及びISO規格の言語的な側面と背景にある各国の技術基準の分析の必要性を国際標準戦略に追記して頂くことを提案いたします。</p> <p>公開された資料からは、現在の国際標準戦略素案の作成過程では、これらの点が十分に検討されていないように考えられます。</p> <p>国際標準化戦略に追記すべき方向性としては、以下の点が重要になると考えられます。</p> <p>国際標準の多言語分析能力の強化:</p> <p>ISO規格は英語を基盤言語としつつも、分野によってはフランス語が原案である場合や、フランスをはじめとするフランス語を母国語とする特定の国が主導している規格では、その国の技術基準が深く影響しているのではないのでしょうか。特に、パリ協定以降の気候変動に関する規格(ISO14067など)や循環経済に関する規格(ISO59020など)については、その傾向が強いものと考えます。また、それぞれの規格の作成過程での交渉の結果、英語版だけでは理解できないか、曖昧な理解しかできない事例も多く見られます。例えば、ISO19650シリーズなどのBIMIに関する規格などではこうしたことが顕著です。このような実情を踏まえ、英語に加えてフランス語を含む多言語でのISO規格の分析能力を強化する方針を明確に打ち出すべきではないのでしょうか。</p> <p>具体的には、大学や研究機関、専門機関において、技術的な専門知識と高度な語学力(特に英語とフランス語)を併せ持つ人材の育成プログラムを拡充することが重要です。特に、フランス語については、フランスにおける技術系高等教育制度の特殊性に鑑み、グランゼコールとの連携が技術的な専門知識と高度な語学力の要請には不可欠です。</p> <p>既存の標準化人材に対しても、語学研修や異文化理解研修などを提供し、多言語での情報収集・分析能力の向上を支援する必要があります。</p> <p>特定国の技術基準に関する専門性の強化:</p> <p>ISO規格の背景にある各国の技術基準(特にフランスや英語圏諸国など、国際標準化において影響力の大きい国の技術基準)を体系的に調査・分析し、その知見を国内に蓄積する体制を構築する必要があります。最近では、中国もこうした調査・分析の対象に加えることも検討するべきではないのでしょうか。</p> <p>ISOの公用語のフランス語の技術基準については、フランスの技術基準に精通した専門家の育成や活用を促進し、フランス語ベースの規格の深い理解と適切な対応を図ることが不可欠です。</p> <p>必要に応じて、海外の専門家や研究機関との連携を強化し、特定国の技術基準に関する情報交換や共同研究を推進することも有効です。</p> <p>国際標準化活動における言語的課題への対応:</p> <p>日本の提案を国際標準として普及させるためには、明確かつ正確な多言語でのコミュニケーション能力が不可欠です。国際会議やWorking Groupにおける議論を円滑に進めるための語学力強化策を講じる必要があります。</p> <p>ISO規格の審議プロセスにおいて、多言語(特に英語とフランス語)での情報共有や意見交換を促進するための仕組みを検討することも重要です。</p> <p>政府による支援体制の強化:</p>	<p>今後のインフラ領域の検討の際の参考とさせていただきます。また、今後の第3章(2)①の取組における、多言語分析能力の必要性の検討に当たっての参考にさせていただきます。</p>
----	-----	---	---

		<p>上記のような多言語分析能力や特定国の技術基準に関する専門性を強化するため、政府が主導的に人材育成プログラムや調査研究プロジェクトを支援する必要があります。</p> <p>企業の国際標準化活動を支援する専門機関に対しても、多言語対応能力や特定国の技術基準に関する知識の習得を促し、その能力を評価する仕組みを導入することが望ましいです。</p> <p>これらの方向性を国際標準化戦略に明確に追記することで、日本が国際標準化活動においてより深く貢献し、日本の技術が適切に反映される可能性を高めることができると考えられます。また、日本の技術者が国際的な技術動向をより正確に理解し、グローバルな舞台で活躍するための基盤を強化することにも繋がるものと考えます。</p>	
52	p11	<p>■提案主旨</p> <p>標準化に対応した人材育成システムの強化は、中長期的視点から極めて重要である。これに関連して、現状の課題を踏まえた以下の3点について、戦略素案への記載強化を提案する。</p> <p>■課題1: 大学・研究機関の制度的制約</p> <p>第一に、日本の大学や研究機関においては、インパクトファクター重視の成果主義的評価や、30～40代研究者の非正規雇用の問題などにより、標準化に関与できる人的・制度的余裕が欧米と比較して乏しい現状がある。この問題については既に一部議論がなされているが、民間企業や官公庁においても十分な認識が共有されているとは言い難く、今後も継続的な議論が必要である。この点を踏まえ、例えば11ページ32行目の後に、次のような文言の追記を提案する：</p> <p>「例：大学や研究機関において、標準化に対応した研究人材の育成を推進するためには、人材や研究予算の安定的確保が不可欠であり、研究者が標準化に関する研究やルール形成に主体的に関与できる環境整備が求められる。」</p>	<p>ご意見は、標準化人材に留まらず、研究者全体に跨る課題のご指摘であり、本戦略での対応は難しいと考えます。</p>

53	p11	<p>■課題2: 共創型人材育成と教育政策の不足</p> <p>第二に、国際的な標準化においては「競争」だけでなく「共創(ギブアンドテイク)」の視点も極めて重要である。特にグローバルエコシステムへの参画には、共創型人材の育成が不可欠であり、これは早期段階からの教育が鍵を握る。たとえば米国のNASAでは、専門スタッフを配置して、中高生向けにSTEAM教育プログラム(例: ロボットコンテスト等)を実施し、共創を軸としたルールメイキング志向の人材育成を図っている。これに対し、日本では中高生の教育は「文部科学省の管轄」として企業の関与が乏しく、大学も過度な成果主義の影響で十分な教育的リソースを割けない課題がある。この点について、同じく11ページ32行目の後に、以下のような文言の追加を提案する:</p> <p>「例: グローバルに通用する標準化人材の育成においては、従来の競争型教育だけでは不十分であり、共創型人材の育成が必要である。このため、デザイン思考や未来洞察を含む教育アプローチの導入、および中高生段階からのルールメイキング志向のSTEAM/STEM教育の推進が求められる。」</p>	<p>ご意見は、標準化人材に留まらず、幅広い人材育成に係る課題のご指摘であり、本戦略での対応は難しいと考えます。</p>
54	p11	<p>■課題3: スタートアップ企業における標準化支援の欠如</p> <p>第三に、ディープテックなどのスタートアップ企業においては、技術力に加え、知的財産および標準化の戦略が成長の鍵を握る。しかしながら、知財については一定程度の認知が進んでいる一方で、標準化に関しては認識・支援ともに不十分である。結果として、技術優位性を有していても、標準化戦略の不備により、外国企業との事業競争において不利となるケースも想定される。この点も踏まえ、11ページ32行目の後に以下のような文言を加えることを提案する:</p> <p>「例: ディープテック分野を中心としたスタートアップ企業においては、知的財産と同様に標準化も戦略的に取り組むべき課題である。標準化に関する支援制度の整備と啓発を通じて、グローバル競争力の強化を図る必要がある。」</p>	<p>スタートアップ支援については、第2章(3)(事業者・業界団体)や、第3章(2)②において記載しています。</p>

55	p11	<p>人材育成システムを強化する。</p> <p>P11 L30にて</p> <p>「また、標準化人材情報Directory (STANDirectory)の展開、大学・学会のモデルプロジェクトを起点とした横展開、標準化人材のための研修、アカデミアの標準化活動が評価されるための仕組みの構築等に取り組む。」</p> <p>とあるが、これも標準化活動を研究開発として捉えているためと思われる。また、戦略として標準化活動をリードするには、個別の技術、研究よりも集団における合意形成や論理思考、議事運営などのスキルが重要である。</p> <p>そこで、以下の修正を提案します。</p> <p>「また、標準化人材情報Directory (STANDirectory)の展開、産業界、大学・学会のモデルプロジェクトを起点とした横展開、標準化人材のための研修プログラムの導入を進める。また、標準化活動が評価されるための仕組みの構築等に産学官で取り組む。</p> <p>特に、国際標準化においては、集団における合意形成、論理思考、議事運営などのスキルが重要であり、これらは分野、業態を超えて共通なものであるとともに、一つのキャリアステップとして、我が国が目指すDX人材の強化、リスクリングの対象として取り組むことが望ましい。」</p>	<p>標準化活動の評価については、第2章(3)(事業者・業界団体)や、第3章(1)②及び(2)①に盛り込んでいます。また、第3章(2)①の中で、「様々な種類の標準化人材の育成」を盛り込んでおり、その中に国際会議の交渉人材を含むこととなります。</p>
56	p12	<p>「中堅・中小企業やスタートアップによる標準化活用支援を継続・強化する。」との記載があるが、標準化が国際的なビジネスの展開に有用であることを考慮すると、標準化活用支援が必要なのはその他企業も同様であるとする。そのため、「企業による標準化活用支援を継続・強化する。」とすべきである。</p>	<p>ご意見のあった部分は、別表に記載の『「新たな国際標準戦略」に関する施策一覧』の中の施策を踏まえたものであり、現時点で大企業に向けた支援措置は講じられていないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
57	p12	<p>強化する取組の範囲をより明確化するため、以下修正をしてはどうか 現)...GX-ETSフェーズ2への対応に向けた人材育成... 新)...欧州指令で求められる適合性評価の対応、GX-ETSフェーズ2等への戦略的対応に向けた妥当性確認検証に対する人材の育成...</p>	<p>GX-ETSフェーズ2は例示として挙げており、詳細までの記載は不要と考えます。</p>

58	p12	<p>ニューアプローチについてのメリット・デメリットの整理に当たっては、認証機関・試験機関の指定(登録、認定)のあり方についても併せて検討していただきたい。</p> <p>個別の法律における認証機関や試験機関の指定(登録、認定)について、指定(登録、認定)の基準として、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証(試験)を行う機関に関する基準に適合することを求めている法律が複数あります。</p> <p>指定(登録、認定)について当該法律を所管する省庁(部署)が行っている現状にありますが、複数の法律による指定(登録、認定)を受けた認証機関・試験機関から見れば、同じ基準でありながら、それぞれの所管省庁(部署)から更新の審査等を受けることになり、多重の労力が必要となります。</p> <p>一つの組織から更新の審査等を受けることができるようになれば、更新審査等の対応に係る疲弊を軽減することが可能となり、ひいては認証機関・試験機関の活動の活性化につながると考えます。</p> <p>認定機関においては、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証機関・試験機関への要求事項を定めた規格に対する適合性の評価(認定)を行っており、認証機関・試験機関の指定(登録、認定)において認定機関を活用することも検討していただきたい。</p> <p>認定機関が、省庁(部署)と認証機関・試験機関との間に入ることにより、認証機関・試験機関が複数の省庁(部署)からの直接の管理を受ける事態の回避も可能となると考えます。</p>	<p>今後の第3章(2)③の取組の際の参考にさせていただきます。</p>
59	p12	<p>原案の提案を賛成したうえで、下記を備考として追加するように提案する。</p> <p><追加備考案></p> <p>介護サービスの質に関わる国際標準化と連動して、現行法制度を踏まえた上でリスク・アプローチに基づく認証スキームの検討が開始されているという事例がある。</p>	<p>ご意見を踏まえて追記します。</p>

60	p12	<p>内閣府知的財産戦略本部による「新たな国際標準戦略」の策定を歓迎し、基本的に賛成する立場から、以下の通り意見を表明する。</p> <p>日本は世界に先駆けて超高齢社会に突入し、介護サービスに関する豊富な知見と実践経験を蓄積してきた。現在直面している介護人材の需給ギャップは世界共通の課題であり、その解決には介護テクノロジーや福祉器具等の個別導入にとどまらず、組織体制、サービス提供プロセス、成果評価を含めた介護事業全体の質向上システムの構築が不可欠である。</p> <p>2023年に英国から提案されたISO/WD25557「在宅および介護施設での高齢者ケア」の国際標準化の審議過程において、日本はオピニオンリーダーとして主導的役割を果たし、日本の知見を効果的に反映させてきた(今年4/9より「在宅および介護施設における高齢者のための介護品質」として国際規格案の投票が開始されている)。</p> <p>本規格の国内外における効果的な展開のためには、具体的な実施例を示すことに加え、規格の実装を促進する認証スキームの構築・普及が極めて重要である。自団体では、既に、日本の課題に対応して整備された現行法制度を踏まえつつ、リスク・アプローチに基づく革新的な認証スキームの検討を開始している。この取り組みは、超高齢社会の課題先進国である日本の独自の強みであり、他国が容易に追随できない競争優位性を確立するものである。</p> <p>素案においては、国際標準規格の策定支援のみならず、認証スキームの構築・普及への支援を明確に位置づけるべきである。これにより、国内の介護人材不足という喫緊の課題解決と、今後急速に高齢化が進む海外市場の開拓という長期的展望を両立させる戦略的好循環が形成される。</p> <p>国際標準規格策定から認証スキーム構築・実装までを国家戦略として明確に位置づけることにより、国際社会への貢献と国内介護課題の解決を同時に実現する道筋が開かれる。</p>	<p>今後の介護・福祉領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
61	p12	<p>認証制度を有機的に結び付ける枠組みは、「ニューアプローチ(1985)」につづく「グローバルアプローチ(1989)」と思われるため、以下修正をしてはどうか</p> <p>現)「ニューアプローチ」 新)「グローバルアプローチ」</p>	<p>No.19のとおり修正します。</p>
62	p12	<p>認証制度を有機的に結び付ける枠組みは、「ニューアプローチ(1985)」につづく「グローバルアプローチ(1989)」と思われるため、以下修正をしてはどうか</p>	<p>No.19のとおり修正します。</p>

		現)「ニューアプローチ」 新)「グローバルアプローチ」	
(3) 標準戦略の明確化とガバナンス			
63	p12	各省庁では標準化戦略にアラインした「分野ごとの標準化戦略」の策定、継続的な改版を推進してはどうか。	ご意見のとおり、第4章(1)に「各領域におけるより詳細な国際標準化戦略の策定・実行」を盛り込んでいます。
64	p13	多様な領域における国際標準活動の情報や、個別の国際標準の詳細については、標準化戦略を構築する上で非常に重要な情報であり、この仕組みについて早急に構築することをお願いしたい。	今後の第3章(3)①②の取組の際の参考にさせていただきます。
(4) 国際連携の強化			
65	p13	「国際連携」の先にあるものの一つとして「新興国市場への進出」があることを明確化すべきと考える。	国際連携の結果、「新興国市場への進出」となり得ることは、「はじめに」に記載した「国際標準による社会課題解決と市場創出」と軌を一にするものと考えます。
66	p13	「ISOといった国際標準化組織」との記載があるが、ISOに限定する理由はないと考える。そのため、「ISOやIECやITU-Tといった国際標準化組織」とすべきである(51ページにIECやITUについての記載がある)。	ご意見のとおり、国際標準化機関はISOに限られるものではありませんが、第1章(1)で各種の国際標準化機関に触れており、改めての記載は不要と考えます。
67	p13	在外公館に加えて在外機関による情報収集や海外標準化機関・認証機関との連携足掛かり獲得の積極化を期待いたします。	ご意見を踏まえ、追記します。
68	p13	(4)にて国際連携の強化とあるが我が国だけが国際の流れに逆らい、ルール制定を先導すると夢見ている。同項目2では国際的な相互承認制度として2026年度に制定される未管理著作物裁定制度が想定されていると思われるが、この制度は国際ベルヌ条約に違反しているのではないかと指摘する。著作者人格権保護及び著作権の保護期間を無視出来る制度となっており、国際問題に発展しかねない。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

69	p13	<p>国際相互承認の利用・活用において、国内認証機関と海外認証機関との能力の同等性や信頼性の確保の仕組みとして国際的な相互承認に参加する認定機関の効果的活用についても言及していただきたい。</p> <p>自団体は、国際的な認定機関の枠組みに参加し、MRA(国際相互承認の取決め)に署名しています。MRAは、その署名をした認定機関が相互に認定の質を同等と認めていることを意味するものであり、MRAの署名により認定の信頼性が国際的に高まり、ひいては、認定された認証機関が発行する認証書の国際的な受入れの可能性を高めています。</p> <p>各省の具体的な施策を掲げた別表の(4)、48ページ、農林水産省殿における「国際的に通用する認証の枠組みの整備(JASaff と IAF 及び APACとの国際相互承認締結)」との記述は、まさに認定機関の活用を示していると考えます。</p> <p>ついては、具体的な修正として、次のように文章を加えていただきたい。</p> <p>「…個別の分野において、国際相互承認の活用、規制の調和、規格の普及等を促進していく。また、その促進に当たっては規格・基準や認証・認定に関する国際的な機関や枠組みの活用を図る。」</p>	<p>国際相互承認について注釈を加えることとします。</p>
70	p13	<p>P13「国際相互承認制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する。」には、「我が国の製品やサービスを輸出するに当たって相手国から求められる認証や規制上の手続について、日本企業にとっての利便性・安全性向上や認証機関等の育成といった観点から、特に、…といった個別の分野において、国際相互承認の活用、規制の調和、規格の普及等を促進していく。」との記述があります。ここに、医療技術(具体的には再生医療)を加えていただけないでしょうか？ 再生医療に関しては、培地・輸送サービス等を当該の国際標準に基づく製品認証及び細胞製造マネジメントシステム(JIS Q 2101)に対する自己適合宣言する組織のリスト公開を再生医療イノベーションフォーラムが実施しています。これらの制度を海外、例えば東南アジアと共有し日本製品の輸出促進につなげる構想を有しています。</p>	<p>ご意見のあった「国際相互承認制度の利用、規制の調和、規格の普及等を促進する。」における具体的な分野は、各省庁から登録された具体的な施策(別表)を踏まえて記載しています。</p>
71	p14	<p>具体的に規格を普及させる方法論について示していただければと思います。</p>	<p>第3章及び第4章の取組の中で今後具体化を図っていくこととなります。</p>

72	p14	<p>ここで言及のある国際相互承認の活用において、国内認証機関の海外認証機関との能力の同等性や信頼性の確保の仕組みとして国際的な相互承認に参加する認定機関の効果的活用についても言及していただきたく存じます。自団体は、認定機関間の国際相互承認の国内メンバーを中心に構成され、国際相互承認の一層の活用を目指し、また、情報や知見の提供を行うことで、国内関係者の活動支援を行っております。</p>	<p>国際相互承認について注釈を加えることとします。</p>
73	p14	<p>国際連携の強化においては、AZEC(アジア・ゼロエミッション共同体)との連携強化も加えてはどうか。APEC やASEANでの仲間づくり同様に、AZECも、気候変動分野での国際標準と認証の活用について理解を得られる有効な仲間づくりの場となると考える。</p>	<p>第3章(4)③にAZECも含まれると考えます。今後、③の取組の際の参考にさせていただきます。</p>
74	p14	<p>認証機関や試験機関を認定する機関(認定機関)の集まりであるAPAC(アジア太平洋認定協力機構)への参加についても言及していただきたい。</p> <p>この項目で言及する国際的な会合への参加等を行う目的が、アジア各国の当該国における基準について国際規格の採用を促すための活動を行うためのものであるとすれば、当該国際規格に基づく認証や試験結果についての受け入れについても同様に働きかけるべきものと考えます。</p> <p>国内認証機関と海外認証機関との能力の同等性や信頼性の確保の仕組みとして国際的な相互承認に参加する認定機関の活動は、認証や試験結果についての受け入れに対して有効に働くものと考えます。</p> <p>ついては、具体的な修正として、次のように文章を変更していただきたい。</p> <p>「…ASEAN の関連会合、APEC 基準・適合性小委員会(SCSC)、北東アジア標準協力(NEAS)フォーラム、太平洋地域標準会議(PASC)、APAC(アジア太平洋認定協力機構)への参加等に取り組む。」</p>	<p>ご意見の部分は、別表に記載する各省庁の取組を踏まえて記載したものであり、追記は困難ですが、今後の第3章(4)の取組の際の参考にさせていただきます。</p>
75	p14	<p>国際標準に関する国際会議の招致を進めるのであれば、その予算的支援、および、海外担当者来日に関するロジ支援(例えばVISA発給支援等)を行って欲しいと希望します。</p>	<p>今後の第3章(4)④の取組の際の参考にさせていただきます。</p>
第4章 重要領域・戦略領域の選定とその取組の方向性			

(1) 総論			
76	p15	「戦略領域」の選定要素のうち、優先度の高い要素として、経済安全保障上の重要性を追加してはどうか	経済安全保障上の重要性は、重要領域の選定の中で勘案しています。
77	p15	重点領域として、グローバル・コモンズ(海洋、宇宙、サイバー)を総合領域として追記する。そして、法制面・社会制度他を含めた、我が国が得意な「際(学際的、業際的)分野」の取り組みを強化し、早期に成功事例を確保する方策が有効であると考えます。	今後の戦略領域・重要領域の検討の際の参考にさせていただきます。
78	p15	「国際会議への積極的な参加などを図っていく」との記載があるが、完成した標準の活用や普及の推進も重要であると考ええる。そのため、「国際会議への積極的な参加や標準の活用・普及などを図っていく」とすべきである。	ご意見のあった部分の前文の「国内及び国際規格の整備とその普及を目指す」に含まれると考えます。
79	p15	<p>「はじめに」に大きな異論はない。しかし、各論部分の第4章:総論では、あまりにも表面的であり、楽観的、お役所的作文に過ぎないと感じてしまう。</p> <p>今日まで、日本がIT立国を目指し、取り組んできて、世界最先端の位置を確保しておれば、その仕様の多くが国際標準として世界認定されていたはずである。それが果たせなかった理由の検証から始めなければ真に実効性のある議論にはならないと考える。</p> <p>「不確実性の高い分野(GX、DX等)など特定の分野においては、国が前面に立って戦略的標準化活動をリードする。」とある。これは「国際標準戦略」と直接関係ない項目でも、本文P.4 24～31行のように総括され、各分野での人材育成と、登用、さらにそれに対する投資等が、P.7 19行～P.8 27行まで、縷縷述べられている。すなわち過去の日本のIT化戦略がこのように極めて不十分であったことが基本にある。2001年以来の我が国のIT戦略の帰結がここに至っていることに思い致せば、単に「人材育成で…期待される」という甘い方針では、今後も同様の轍を踏むことになる。なぜここに至って、我が国が国際的に大きく立ち遅れてしまったかの最深层にまで立ち至った総括をせずには、そしてその反省のもとに激痛を伴う抜本的改革を行わずには、この問題は解決できないと思われる。</p> <p>2001以降、毎年IT戦略本部から「e-Japan戦略」の類が出され、毎回「5年以内に日本を世界最先端IT国家にする」目標が掲げられた。そして、やられたことは、毎年いくつかの自治体で国費を投じた「実証実験」を行い、「成功しました。」(はい、おしまい。)の繰り返し。20年たつて気が付けば、世界から周回遅れのIT劣後国となっていた次第。これはまずいと新総合戦略室やデジタル庁を作ったということであろうが、結局、何がまずかったか、何が欠けていたか、その最深处に至る深い検証(身を切り血を流す総括)と、それを基にした抜本的解決策をまじめに探ることなく、今日までやり過ごしてきたことの付けが回って来たという現時点であろう。そしてか、それ故か、日本は今でも国際的には情報セキュリティに甘い国、秘匿性の高い情報管理は安心して任せられない国と認定されている。その根本的弱点が何処にあるのかも真に真剣に検討しようとしていない、このような日本からの情報発信であることを忘れてはならない(世界はそう見ている)。その立場から、「国際」「標準」戦略として何</p>	本戦略策定に当たつての課題分析に対するご意見として承ります。

	<p>が言えるか、まずは、身内の身辺整理・反省から始める必要がある。機械の精密設計や製造技術、アイデア溢れる物造り発想においては世界に引け劣らない日本、日本国民である。劣後に陥った原因の核心は、国民にではなく、国の中枢にあることを悟るべきである。また、それには、国のIT戦略の中枢に取り込もうと自社の利益を最優先にしか発想できない、数社のIT大手企業の姿勢を糺す(正す)こと抜きには達成されないことも悟るべきである。日本のIT大手企業といえども、IT能力が極めて低い現状であり、課題はすぐに下請けに委託(多くは丸投げ)し、利益だけ得てそれで良しとして来ている姿勢にあることに素直に目を向け、抜本改革すべき、である。特に、高次システム設計に於いて、高い総合能力と先見性をもって統合的思想と幅広い目配りを持ってリードしていく力量を持った企業が育ってない問題を直視すべきである。</p>	
80	<p>p15 私自身の問題意識(意見)を列挙すれば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 真の司令塔の不在(私に関係する医療の分野で言えば、医療のIT化が真に、医師・医療関係者の最前線におけるニーズの掘り起こし、患者目線で真に便利に役に立つ制度や基盤のあるべき姿がしっかりした議論のもとに構築されてこなかった、その大構想を打ち出し、心からの納得の上に協力を推し進める司令塔が不在のまま進められている。厚労省も総務省もそこまでのグランドプランを持ちえなかった、この最初のボタンのかけ方が最重要課題であるとの認識がなかった。)、 2. 基礎研究や有望シーズに対する資金投入、投資の不十分(例えば、科研費の毎年の削減などもっての外。結局は“目利き”不在、投資する対象のシーズを見極める、投資家、中央官僚、政治家の不在)、 3. 物理的インフラ構築には強いが、サイバー空間での新たな価値創造力の不足(光ファイバー網の国内敷設の速度は世界一速いの、なぜ日本発の全世界をリードするOS、SNS、生成AI、等が生まれてこなかったか。最初は少し出遅れていた中国が、なぜ動画共有サービスやAI企業のようなものを生み出せたのか？日本でなぜ出てこなかったか？)、 4. IT化を進める各企業や政府機関、官僚たちの志の低さ(IT大手数社による利権の妥協のもとに進められるIT化、調整型の議論や制度構築の進め方から脱却できないという体質)、 5. 個人情報保護の大前提の下でのすべてのシステムを構築するという発想の基本の無視(欧州におけるGDPRと“真に同等”の基準の確立。欧州はEHDSについても、GDPRの基礎の上にデータ流通を議論しており、日本のやりかたはその表面をまねたものになっている)、 6. 2001年から今日まで、企業の個人情報活用を主目的(あるいは裏の最優先目的)にしたIT化が今日まで続いている制度設計(そのため、制度やシステム構築に情報セキュリティの穴や脆弱部分が組み込まれている。そして、このようなうさん臭さを一部の国民は肌感覚で感じており、制度に消極的)。真に国民の利便性と信頼構築のみを純粋に考えたシステム 	<p>第2章や第3章に対するご意見として承ります。</p>

		<p>ム構築から発想しなおし、今ある様々な情報管理システムのあるべき姿の見直しから着手し、そこから学び取れる国際標準を提案しなければ、物理的なシステム構築以外では一段低く見られている日本からの情報発信に、世界のどこも関心を寄せないであろう。</p> <p>このような論点を網羅した総括に立って新戦略を検討しなければ、国際標準化の先頭に立つなど絶対に不可能である。10年ほど前の国のある諮問会議の中である委員が「入り口で軽い匿名化をした上で、その情報ビッグデータを（奥で個人が特定でき得るデータに戻し）利活用し成長戦略に繋げることが、日本の世界に類を見ない独自のIT化の方向性である。」と述べていた記録があるが、これこそまさしく、世界から2周、3周遅れた発想である。このようなマインドが、政治家、官僚、大企業に残滓としてでも現存するのであれば、むしろさらにIT化が世界から取り残されていくであろう。国際標準を語ることがおこがましい次第であろう。</p>	
81	p15	<p>「不確実性の高い」はややネガティブな響きがあるように感じられるので、「将来予測が困難な」にしてはどうか</p>	<p>将来予測が困難な場合以外でも、不確実性の高いケースが想定されることから、原案が適切と考えます。</p>
82	p15	<p>「国際標準の提案数など」との記載があるが、自国提案に限定する必要はなく国際標準への関与も重要であるとする。そのため、「国際標準の提案数や関与数など」とすべきである。</p>	<p>「関与」の考え方を整理する必要があり、今後の重要領域・戦略領域のKPIの検討の際の参考にさせていただきます。</p>
83	p15	<p>不確実性が高い、戦略領域・重要領域において、国が前面に立って戦略的な標準化活動をリードするのは賛成します。但し、分野により、国際標準化の活動の在り方などは期間や範囲など多様なものとなる可能性があるため、P15の24行にあるKPI管理などが硬直的なものにならないよう、柔軟な制度設計を期待する。特に、15ページの32行目にある、「GDPをはじめ経済への貢献や我が国の成長戦略に資するものであるか等の分析が行えるかどうかの検証を行っていく。」提案については、慎重であるべきである。</p>	<p>今後の戦略領域・重要領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
(2) 重要領域のうちの戦略領域			
環境・エネルギー(気候変動・エネルギー・GX)			
84	p16	<p>エネルギー消費の増大を懸念されているようですが、生成AIを使用するにあたり水資源なども大量に障子されるデータが出ています。電力・水また現在の生成AIを実用的なレベルにするには億単位のデータが必要となります。以上の点を鑑みてこの技術が持続可能な生産性のあるものになる可能性は極めて低いと思われます。海外の情勢を考慮しているとのことですが世界的には規制の方向に向かっているという事は理解されていますか？テック企業のメリットだけの説明を真に受けてはいませんか？この技術を推進するよりも国民の生活の食の安全・子供世代の教育の充実など国税を使っていたきたいです。</p> <p>どうか今一度国全体で生成AI使用のあり方を考えてみてください。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

		よろしくお願いたします。	
85	p16	<p>[1] 電力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所でも触れられている通り、生成AIを含めたAIは、膨大なデータを処理することから、「電力」においては、サーバーの消費電力、サーバーの冷却に必要なエアコンの電力が必然と高くなることが指摘されています。 ・下記参考(1)に必要な電力として原子力発電所への投資をするなど、必要な電力は膨大ですが、日本国内では原子力発電への忌避感が強く、また火力発電所も老朽化が進むなど、現状でも東京電力管内では夏季・冬季の電力逼迫が言われているなか、AI推進政策を進めるには現実的ではないと言わざるを得ません。 <p>[2] 水源と農業への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、水源問題も深刻になります(参考(2))。サーバー(特にAI処理)は処理の副産物として大量の熱を発生させ、これは一般的なサーバーールームでもエアコンによる冷却は必須です。ここに水冷装置による冷却も行われ、その蒸発によって失われる水により、世界でこれによる水源問題が発生している地域があります。 ・これは、同じ水源を持つ一帯の農業用水などにも影響を与えうると考えられ、夏季の酷暑も相まって農作物の不作など、遠因として食料自給への影響も懸念しています。 <p>[3] 政府に求める内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターの設置には、電力・水源における環境影響評価が必須であると考えており、これを義務付ける法制化を求めます。 ・具体的には、設置前の影響評価、周辺地域・自治体との協議など、条件に応じて事前手続きを必須とすべきです。 ・設置可能である場合でも、データセンターの設置をする事業者(および既に設置している事業者)は施行後数年以内、また以後数年おきに管轄省庁に環境影響評価の報告書提出を義務付けるものとすべきです。 <p><参考></p> <p>(1) アメリカが原発復帰 ビッグテック、スリーマイル・小型炉に投資 - 日本経済新聞 https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC0248Y0S5A400C2000000/</p> <p>(2) 世界80億人が直面する「水不足」、じつは「生成AI」が“加速”させていた...! 生成AIに「質問を1つする」たびに“がぶ飲み”される「驚きの水の量」(小森 俊司) - 3ページ目 現代ビジネス 講談社 https://gendai.media/articles/-/149878?page=3</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
86	p16	<p>文脈にあわせ、以下修正をしてはどうか</p> <p>現) 顕在化しつつ</p> <p>新) 顕在化しつつあるが</p>	文意としては大きく変わらないと考えます。

87	p16	国際標準化の具体的取組を明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...利用ルール等についての国際標準化を... 新)... 利用ルール等において認定・認証の国際相互承認の枠組みを 活用した国際標準化を...	認定・認証の国際相互承認の枠組み は、国際標準化を図った後の実装段階 の取組であることから、原案どおりとしま す。
88	p16	環境・エネルギーの項目が重要であることは結構なことであるが、他の 分野との連携があつてこそではないか。例えば、SAFの製造はバイオ モノづくりと関連が深い。したがって、環境・エネルギーの3つの分野に ついては、いずれについても、他の領域ともオーバーラップするところ があり、それぞれと連携して取組を行いオールジャパンでやることを明 記すべき。	ご意見の他領域との組合せについて は、第4章(1)において、「ワット・ビット連 携のように、「デジタル・AI」・「環境・エネ ルギー」・「情報通信」などの領域の相互 の連携・連結を見越した領域横断的な国 際標準の検討・分析を進めていく」として います。
89	p17	・ブルーカーボンを含めた、バイオマス、およびCCUS全般における GHG吸収の算定やその帰属に関する標準化が未整備であり、それら の施策の実装遅延を招きかねない状況である点を懸念する。 ・「新たな国際標準戦略」において、ネガティブエミッションに関する国 内・国際標準の整備、ならびに認証の確立について、政府の取り組み が拡充することを期待する。	地球温暖化対策計画に「ブルーカーボン 生態系による温室効果ガスの吸収・固定 量の算定方法については、一部を除き 確立していないものもあることから、これ らの算定方法を確立し、我が国の温室 効果ガス排出・吸収目録(インベントリ) への反映を進め、国際的なルール形成 を主導する」と記載もあるので、今後の 環境・エネルギー(気候変動・エネルギ ー・GX)領域の検討の際の参考にさせ ていただきます。
90	p17	・ブルーカーボンを含むバイオマスおよびCCUS全般におけるGHG吸 収(ネガティブエミッション)の算定やその帰属に関わる標準化が足下 整備途上である事の施策実装への影響を懸念。今回の国家戦略にお いて、ネガティブエミッションに関する国内・国際標準の整備や認証の 確立についても、政府の取組みの拡充を期待する。	地球温暖化対策計画に「ブルーカーボン 生態系による温室効果ガスの吸収・固定 量の算定方法については、一部を除き 確立していないものもあることから、これ らの算定方法を確立し、我が国の温室 効果ガス排出・吸収目録(インベントリ) への反映を進め、国際的なルール形成 を主導する」と記載もあるので、今後の 環境・エネルギー(気候変動・エネルギ ー・GX)領域の検討の際の参考とさせて いただきます。
91	p17	認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)... 手法・プロトコル等) 新)... 手法・プロトコル、認定・認証スキーム等)	認定・認証スキームの検討は、あらゆる 国際標準化に共通するものであり、特別 の記載は不要と考えます。

環境・エネルギー(自然共生)			
92	p17	認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...取引ルール等... 新)...取引ルール、認定・認証スキーム等...	認定・認証スキームの検討は、あらゆる国際標準化に共通するものであり、特別の記載は不要と考えます。
93	p17	自然再興において重要なのは「汚染」を減らすことである。その観点が本戦略では欠如していないか。経産省の経済安保アクションプランにおいてコンピューティング分野における重要物資・技術の1つとして「PFAS代替」をあげている。半導体製造に用いるPFASをより環境負荷の少ないものにするのはEUの規制圧力から産業界も対応しなくてはならないと考えている。化学物質に関するEUの規制的と産業推進的なアプローチの観点も取り込んで自然共生を考えなくては単なる環境保全政策になってしまい、片手落ちではないか。各省庁のやっていることをただただ束ねた戦略になってしまうことを懸念する。個別の取組に化学物質の代替等の「汚染」を減らす観点も記載するべきである。 参考資料:「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン改訂版」 https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/240515/actionplan.pdf	今後の環境・エネルギー(自然共生)領域の検討の際の参考にさせていただきます。
94	p17	意見1:自然資本の対象となるものについて定義づけ注釈で記載すべきではないか。	今後の環境・エネルギー(自然共生)領域の検討の際の参考にさせていただきます。
95	p18	関係府省庁に【内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)】も追加すべきではないか。内閣府のSIP「サーキュラーエコノミーシステムの構築」において、TNFDに関連した研究開発に取り組む旨が記載されているため。 参考資料:「SIP 独立行政法人環境再生保全機構」 https://www.erca.go.jp/sip/index.html	環境・エネルギー(自然共生)領域には幅広い省庁が関与しており、その中で主要な省庁を記載しています。
環境・エネルギー(循環経済)			
96	p18	認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を	認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。
97	p18	「(15)資源」と統合すべきではないか。サーキュラーエコノミーの対象にはレアメタルも含むが(1)のほうにはレアメタルの記載がないことは違和感を感じる。地下資源の掘削の環境配慮型への移行は「環境」分野の取組であるし、循環経済へのトランジションの方法の1つであり、(1)環境・エネルギーの中の一要素として位置付けるべきではないか。	環境・エネルギー(循環経済)領域と資源領域が密接な関係にあることはご意見のとおりですが、一次資源・二次資源の区別を踏まえ、前者に後者を包含するのは適当ではないと考えています。

98	p18	「責任ある調達」についても、CO2排出や生物多様性の棄損の観点から「環境・エネルギー」と統合するべきではないか。また、人権とも密接にかかわる分野であり、人文科学と自然科学を共存させた総合知の観点も現代のビジネスにおいて重要なことについて一言触れたうえで再編するべきではないか。	今後の環境・エネルギー（循環経済）領域の検討の際の参考にさせていただきます。
食料・農林水産業			
99	p19	認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を	認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。
100	p19	「【消費者庁、外務省、厚生労働省、農林水産省】」との記載があるが、スマート化に関する活動は、総務省や経済産業省でも実施していると考え。そのため、「【消費者庁、外務省、厚生労働省、農林水産省、総務省、経済産業省】」とすべきである。	記載された省庁は、網羅的なものではなく、現時点で主たる省庁名のみを記載しています。
防災			
101	p19	昨今の情勢から、災害時の二次被害を防ぐ取り組みも含めてほしいです。 また、災害時の混乱に乗じた犯罪を防止する取り組みにも力を入れるべきです。 今後は生成AIによるフェイクニュースによって、被災者が正確な情報を得られずに混乱し、本来出るはずのない被害が出る可能性があります。早急に対策すべきだと考えます。	防災領域及びデジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
102	p19	国際標準化の推進テーマとして、「質の高いインフラの要件定義」に言及されているが、以下のように具体的な記載が望ましいと考える。 「持続可能性とレジリエンスを考慮した技術とインフラの要件定義、防災・減災効果の定量化手法」	今後の防災領域の検討の際の参考とさせていただきます。
103	p19	サプライチェーンの強靱化は防災カテゴリに入らないのでしょうか？	ご意見の「サプライチェーンの強靱化」は、経済安全保障の一環として、防災領域に限らず、あらゆる領域に通底する観点と考えます。
デジタル・AI(デジタル)			

104	p20	<p>AIの被害については見て見ぬふりですか？AI学習に使用されているのはどれもこれも、小さな子供作った作品から、イラストレーターが人生をかけて作りあげた商品そのものです。人間が真似て書いたものと、コピー機で印刷したものって同じ学習ですか？データロンダリングの違いじゃないですか。何が高度なAI品質ですか？AIは人の生活を破綻させます。AI登場と、AI使用者による悪質な嫌がらせによって、イラストレーターの何人が自ら死を選んだか、少しお調べに鳴れば分かることです。海外では、AI製は必ず明記する事が必要だったり、法整備がきちんとしてられています。それをしないまま推し進めていて日本全体で使われるようになれば、日本製品の信頼は失われていくでしょう。</p> <p>せめて、AI製のは明記をする。しなければ罰金をかす。 無断で相手のデータを学習させてはいけない。などのルールを設けてください。</p>	デジタル・AI領域の方向性へのご意見として承ります。
105	p20	<p>「Data Free Flow with Trust(信頼性のある自由なデータ流通)」とあるが、生成AIの学習データセットは許諾のない著作物を集めて成り立っている。信頼性があるとは思えず、もし信頼性のあるデータをと謳うのであれば、生成AIを今すぐ規制し、厳罰化すべきである。 そして現在の学習データの破棄を行うべきと考える。</p>	デジタル・AI領域の方向性へのご意見として承ります。
106	p20	<p>「重要領域・戦略領域の選定とその取組の方向性」の中で、デジタル・AI(デジタル)の領域には、わが国の産業政策としてデジタルで稼ぐ力を強化し、貿易収支の黒字化させるための有力なテーマがあります。すなわち、非常に高い国際競争力を持つ製造業の現場力を、スマートファクトリー分野で国際標準化し、それをOS(オペレーションシステム)としてプラットフォーム化することで生産設備や機器、そしてものづくりに関するソフトウェア等の流通を図るビジネスエコシステムの創出です。</p> <p>現在、自団体では、国内の大手PLM(製品ライフサイクルマネジメント)およびMES(製造実行システム)ソリューションを手掛ける企業群からなるフォーラムを形成し、この領域におけるリファレンスモデルを開発しています。ここで開発するモデルは、各企業にとっての協調領域であると同時に、各社が顧客へアプローチする際のシステムの相互接続性を担保するという点で大きな付加価値につながります。本件はドラフトの時点から国際標準を意識し、海外の企業とも連携してまずはフォーラム標準として確立する予定です。</p>	デジタル・AI領域の方向性についての賛同のご意見と認識しています。 今後のデジタル・AI領域における検討の際の参考にさせていただきます。

		<p>こうした取組みは、ウラノスエコシステム等のデータ連携基盤を活用したユースケースとして、高品質で高付加価値な製造業の知的ノウハウを商材として共有することを可能とし、わが国の中堅・中小製造業の競争力強化に資するとともに、ASEAN各国に拠点を置く現地工場ともトラストなデータ連携が可能となることから、製造業の新たな市場創造にも寄与すると期待できます。</p>	
107	p20	<p>G20大阪首脳宣言で触れた点を追記することを提案する。具体的には以下の通り提案する。</p> <p>そのため、プライバシー、データ保護、知的財産権及びセキュリティの課題に対処し、データ連携基盤における安全なデータ流通を確保した上でのデータスペース規格や海外データスペースとの連携、相互運用性を確保した上でのデジタルアイデンティティの運用基準等についての国際標準化を進めていく。</p>	<p>今後のデジタル・AI領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
108	p20	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか</p> <p>現)...国際標準化を</p> <p>新)...国際標準化(認定・認証を含む)を</p>	<p>認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。</p>
デジタル・AI(AI)			

109	p20	<p>現状存在している生成AIの殆どは権利者を無視して学習したデータ、及び海賊版のデータを利用したものでありあらゆる権利と倫理を無視して作られたものです。それは技術のフリーライドであり知的財産権や肖像権の侵害です。ちゃんと権利者に許諾を得ており海賊版などのデータが不使用のクリーンな生成AIを作り、違法な生成AIは積極的に取り締まるべきです。これはリスク云々以前の問題であり活用の前に法整備し、強い罰則を設けるべきものです。</p> <p>そのためには生成AIの学習データとして文字・絵・映像・音楽等のあらゆる創作物及び、人の声や見た目、個人情報等のプライバシーに関わるものは本人の明確許諾なしには使用してはいけなくするべきです。それは常識的、倫理的、知的財産権などの権利面から見ても絶対的に必要なことです。</p> <p>そして学習データは全て公開しなければいけなくするべきです。理由は学習データが一部でも非公開だとそこに違法性のあるデータがないとは証明できず、透明性を確保するには学習データを全て公開する以外方法はありません。また違法性のある生成AIでも学習データが不明だと訴えることすら難しいのが現実です。なので、絶対に学習データの開示は必要です。</p> <p>また、学習データの公開ができないということは何かしら後ろめたいことや違法性があることが間違いなくあります。</p> <p>現行法で対処可能という見方もあるが、生成AIはデータセットがブラックボックス化しているため権利侵害の証明が非常に難しいのが現状です。現行法で対処可能とは言えないです。著作権侵害してもバレないツールは明確に違法にするべきです。そして対処には学習データの全公開が必須で、法規制によりデータセットの全公開を義務付けるべきです。</p> <p>規制をするとAI企業等が萎縮するという言い訳をしているが、規制をしないと日本の著作権者やIP保有者が萎縮し膨大な損害を被ります。そして現状のAIは無断学習による違法なやり方で作られたものであり、いちから権利者から許諾を得たデータのみで作られたクリーンなデータセットで作り直せというのは至極真っ当な対処です。つまりAIは法規制されるべきです。</p> <p>また、国際基準化を掲げるのであればEU AI act、カルフォルニア州AB2013他、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制など見習って法規制するべきです。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
-----	-----	---	--------------------------------------

110	p20	<p>議論を正確にするために、「AI」が指すものを明確にしてほしいと思います。</p> <p>現在の社会は「AI」という単語を乱用しすぎていて議論の軸がぶれやすいという問題があります。例えば道路の画像データを使って道路の損傷をいち早く見つけるAIと、膨大な文章データを使って多様な質問に答える生成AIだと、リスクや重要性などが全く異なっており、同一に課題を語ることはできません。しかし、資料20ページ38行目『領域特化AI』『人と協業するロボット』は前者の仲間を指していると思われませんが、同ページ30行目『著作権保護及びプライバシー保護の課題』は主に後者で発生している、というように本資料ですら未整理の部分が見受けられ、これでは議論に支障をきたします。国際的にも国内産業の振興でも、この部分の整理を進め理解を求めるのが先決と思います。</p>	<p>今後のデジタル・AI領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
111	p20	<p>「安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化」とあるが、課題ではなく既に、あるいは現在進行形で経済的、精神的に実害が発生している問題である。</p> <p>また、「各国間の足並みを揃えたAIの活用に資するルール形成」とあるが、先述の認識で正しく必要なルールの形成が出来るのか疑問である。</p> <p>少なくともEU AI act、韓国でのディープフェイクポルノ規制法、ブラジルでのAI法案と同等の法規制を制定する必要がある。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
112	p20	<p>EUのAI act、カルフォルニア州AB2013他、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法等、各国で生成AIに纏わる規制を進める中、日本のみが、何周にも遅れて規制を設けず、設けたとしても碌に機能しない罰則で開発を進めようと言いつけているのが実情です。</p> <p>被害事例は既に多数報告されてる状況下で世界的にも国内でも生成AIによる被害事例は増え続けており、虚偽情報やディープフェイク画像等による影響は深刻な物です。</p> <p>上記の規制を進める各国を見習い、足並みを揃え、厳罰化並び、法規制を敷き、健全な状況、開発基盤を構築しない限り、日本は世界からの信用を失い、経済的な制裁等を受けるのは明らかです。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

113	p20	<p>>>AIはあらゆる分野において競争環境を一変させる技術であり、国際的に急速な技術革新が進む一方、安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化。</p> <p>「競争環境を一変させる技術」であるとする明確な事例を提示してください。政府及び内閣の資料において、どのような分野で、どの程度の範囲で、どのようなデータを利用することで、現在の環境が具体的にどのように変化するのかという例を寡聞にして拝見したことがありません。「こうなる可能性がある」「こういう期待がある」などの、見通しのない意見ばかりで一向に何も見えてきません。マイナンバー制度ひとつ取ってみても、結論ありきで推し進めた結果、データの照合すらうまく行かない事例を聞くばかりで、個人レベルでは「公的書類に記入する厄介な項目が一つ増えた」という、面倒の追加にしかなっていない以上、ましてAIというものの具体的なビジョンが見えているようには思えません。「利活用」という、核心を濁すような言い回しではなく、具体的なモデルを挙げ、そのために何が必要なのかを先んじて提示することがまず第一に必要でしょう。</p>	<p>既存の政府文書等を踏まえて記載したものであり、個別に事例等を記載することはしません。</p>
114	p20	<p>現在「生成AI」と呼ばれているもので、性被害者のセカンドレイプやディープフェイクポルノの画像、映像をウェブ上から探し出すための顔認識機能以外に、データの権利者の尊厳を守るために使われている例が私には思い当たりません。むしろその被害を生み出すために、卒業文集の写真等が利用されている例なら枚挙に暇がないほどです。なぜディープフェイクを罰する法律の話が出ないのか。なぜ他人の知財を無断で利用し、実際的な被害のみを生み出している確たる現状が問題の根幹に置かれぬのか、理解できません。</p> <p>戦略素案を拝読した結果、ここまで分かっているがなぜいちばん最初に規制のための法案づくりが最重要だという結論にならないのか、不自然にすら思えます。どうか「現状の生成AIが実害しか生んでいない」ことから目を背けませんことを。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
115	p20	<p>昨今、生成AIによる様々なリスクを多くの良識ある国民が警鐘を鳴らしているにも関わらず、ごく一部の生成AI推進論者のリスクを省みない偏った言論に偏向する行政に危機感を覚えます。</p> <p>AIという高度な技術が誰にでも、どんな用途に利用できる状態に重大な問題があると指摘します。</p> <p>生成AIを利用した売名や金銭の授受といった合法から逸脱した享受目的の機械学習と生成が横行し、我が国が誇るサブカルチャーなどの知的財産が国内外から脅かされています。</p> <p>消費需要が伴わずに投資ばかりが膨れるAIビジネスは既にバブル化しています。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

	<p>それもまた前述の問題が背景となって消費者がAIを忌避・嫌悪する認識が既に確立しているためです。</p> <p>また、我が国が推進・利用している多くのAI技術は海外製のものです。</p> <p>国内の知的財産だけでなく、内政・経済・歴史・流行・文化、果ては現在国内で抱えている社会問題や防衛関連、危険思想のイデオロギーを唱える少数派の主張や個人情報までもが外国の生成AIによって機械学習と称して情報収集されています。</p> <p>実質的なスパイツールの公然化であり、民間レベルで好き放題使ってしまう現状は非常に危険な状態にあると言う他ありません。</p> <p>我が国にはこれによるスパイ活動や破壊工作を取り締まる法がありません。</p> <p>AI技術の急速な進化を鑑みれば、首都直下地震さながらの脅威的なサイバー攻撃による人災が引き起こせる状態です。</p> <p>これはAI技術による経済効果程度では帳尻を合わせられない被害が予想されます。</p> <p>AI技術は用途に応じた厳正な国家資格を各種定め、有資格者のみが適切に運用できる環境を整備する必要があります。</p> <p>人の目の管理が行き届かない膨大な情報量問題、知的財産や機密情報の保護、防衛としてのデジタル戦略、消費するエネルギー問題を鑑みれば、適切な利用者を厳選・先鋭化することがコストや国益の観点からも合理的です。</p> <p>現状の無法地帯を改め、早急に資格制による厳格な管理体制を構築しなければなりません。</p> <p>もしこれがただの取り越し苦労の政策であれば、あとから緩和する機会はいくらでもあります。</p> <p>しかし、そうでなければ取り返しのつかない被害を被る事態を招きます。</p> <p>まずは前向きに検討し、実施することがこの国の将来のためにも重要です。</p>	
116	<p>p20</p> <p>この内容では活用とその普及ばかりが念頭におかれ、そもそもそのデータを所有する物の権利が言及されていない。</p> <p>国際社会においては出力物はもちろんのこと、生成AIによる大量の無差別クローニングによる学習基盤データにも言及した法案や規制も出てきているが、我が国ではそういった国際的に標準となりつつあるものがないため、この項目の「国際標準化を進めていく」という方針と矛盾している。</p> <p>データの権利は著作権に限らず、肖像権や個人情報など多岐にわたるため、特に現行の生成AIではその活用によって得た出力物による恩恵より偽情報や各個人の学習・調査能力の低下などの不利益を被る。</p> <p>また不利益を被った後の対処も現行の法律ではほぼ不可能であり、対処できたとしても心理的にも時間的にも金銭的にも負担が重く社会的な信用は容易に回</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性へのご意見として承ります。</p>

		<p>復しないため、公的機関はもちろんのこと個人に及ぶデメリットしかない。?データ活用や推進ばかりに目を向けるのではなく、基盤となるデータが一体なんのために存在し、どんな人間に紐付き、同意を得ずに利用された場合にどんなことが起こるのか?という事をぜひ政府機関の皆様には「機械ではなく自分たちの頭脳で」想像力を膨らませて考えていただきたい。</p>	
117	p20	<p>問題点がいろいろ噴出していながらAIをゴり押ししていくのは良くないと思います</p> <p>昨今生成AIを利用した犯罪とかいろいろ問題になっているのに規制もせずになぜ国は強行しようとしているのか</p> <p>罰則等も制定すべき</p> <p>またAIがすべて正しいわけではなく間違っことをしないという保証はどこにもない</p> <p>更にAIのためのデータセンターは莫大な電力&水等を浪費するという話も</p> <p>聞いたりしている</p> <p>何かあってからでは遅いので諸々の問題が解決されるような法律や懸念が解消されるまでは推し進めるべきではない</p> <p>国際標準と謡いながら各国がAIに関する規制も盛り込んでいるというのに</p> <p>推進ありきで何も規制&罰則なしで推し進めるのは何を考えているのか</p> <p>慎重にデメリット面も含めて時間をかけて議論していくべきだ</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性へのご意見として承ります。</p>

118	p20	<p>生成AIによる出力物は、海賊版のデータやネットに上げられた個人の写真等を無断無許可で学習したのによって出されています。人の手による作品ではなく、人権と著作権がまったく守られていません。</p> <p>日本より早く生成AIを規制する動きがあった国の法案をベースにしてください。</p> <p>生成AIによる出力物を野放しにすることは、今後の日本の信用に関わります。</p> <p>アニメーション制作会社の作風をとり、生成できるようにされた為、その作風を使った政治思想の主張、プロパガンダによって世界に拡散されています。</p> <p>のちに新作が作られたとしても『差別に使われた〇〇風』と世界規模でラベルが貼られるのは、日本という国に対しても『差別を許す国』『この主張のために、何をしてもいい国』と見なされていくと危機感があります。</p> <p>すでに、海外では法による取り締まり、規制が始まっています。</p> <p>EU AI act カルフォルニア州AB2013他 ブラジルAI法案 中国のAI規制 韓国の規制法</p> <p>人権を守るのが先です。</p> <p>このまま法規制がないままでは、日本人という人種を軽んじられ、使われ、苦しむのは日本の国民になります。</p> <p>被害はすでに出ていて、権利の侵害を無自覚に日本の国民も加担していることを止めなければいけません。この国が戦後から積み重ねてきた国際社会からの信用を守るべきです。日本が世界から消費コンテンツ化されることのないように、生成AI規制の流れに沿い、国際社会の一員として足並みをそろえてください。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
119	p20	<p>文化庁が実施したパブリックコメントにおいて、500万人以上のクリエイターを代表する団体が、「著作権法30条の4はベルヌ条約違反の疑いがある」と指摘しています。</p> <p>本案でも言及されているように、AI規制の国際ルールの構築が急務となっており、ベルヌ条約等の国際条約の遵守を前提として、「著作権法30条の4の改正」を含めて、「国際ルールに対応したAI規制法の法整備」が急務です。</p> <p>EU AI法は、域外適用により外国事業者も対象となることから、AI規制の国際ルールの一つともなる存在であり、EUへの日本のコンテンツの輸出を含めて、EU AI法を参考にした法整備が必要です。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

	<p>今後、日本の事業者がEU AI法やGDPR等に対応できない場合、「EUでの日本のコンテンツ等の流通が不可能となる」場合も想定されますので、対応が急務です。</p> <p>端的に、「著作権法30条の4があるからAI学習での著作物の無断使用は合法である、という言説は、EU等では通用しない」ということとなります。</p> <p>EU AI法では、EUでも流通する生成AI(汎用目的AIモデル)について、以下のようなAI規制を規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械可読な方法でAI学習(TDM)の拒否が明示された著作物の無断使用を禁止、データセットの詳細な概要の開示 ・ハイリスクAIの登録義務、適合性評価、是正措置、巨額の罰金を含む罰則の規定(ハイリスクAIの例) ・公的サービスの対象となるかを評価するAIシステム ・人材募集や、労働条件、昇進、解雇に影響する決定をするAIシステム ・個人の信用スコアや、犯罪のリスクを評価するAIシステム ・重要なインフラの管理における安全部品として使用されるAIシステム ・教育機関の入学や進学、試験中の禁止行為の監視、学習成果を評価するAIシステム ・入国管理や選挙に影響を与えるAIシステム <p>現状、日本においては、他人の肖像や著作物等を生成AIで無断使用する行為や、ハイリスクAIが野放しとなっている状態であり、</p> <p>全国に先駆けてAIシステムを児童相談所に導入した行政機関で、「AI判定で保護率39%と評価」されたことも踏まえて一時保護を見送った結果、痛ましい事件が起きてしまったという事案もあります。</p> <p>上記のような重大な事案を社会問題として議論の前提とした上で、AI推進に偏った政策を方針転換すべきであり、</p> <p>ベルヌ条約等の国際条約の遵守を前提として、海外への日本のコンテンツの輸出を含めて、EU AI法やGDPRや米カリフォルニア州法等に対応する必要があり、「著作権法30条の4の改正」を含めて、生成AIによるディープフェイク等の人権侵害や詐欺犯罪、誤情報の拡散、著作権侵害等の被害が実際に多発している現状を社会問題として認識した上で、「国民の人権と知的財産を守るために、生成AIによる人権侵害や犯罪等に対する規制法の法整備」が急務です。</p>	
--	--	--

120	p20	<p>「著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化」とありますが、国内の法整備が「問題があるということは認識している(対策は無い)」といった方向性のように見えて大変不安です。</p> <p>生成AIのディープフェイク動画や、個人の尊厳に係る極めて精巧な生成画像について、他人には軽微な悪戯でも、当事者は一生に関わるトラブルになることも考えられます。</p> <p>現状ですら、そういったトラブルを「悪質な犯罪」とする法などないわけで、それ以上に精巧な動画や画像についてのトラブルに、十分な議論がなされたのでしょうか。</p> <p>今、こんなことができる！と提示されていることは、全て同じように悪用できます。</p> <p>世界に置いていかれまいとして、なにもかも見切り発車するくらいなら、時代遅れの方がマシです。</p> <p>良いことを100想定するならば、同じように悪い事も想定して、生成AIを活用するという結論ありきではない議論をしていただければと思います。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
121	p20	<p>(以下、クリエイターとは生成AIのプロンプターを含みません)</p> <p>著作権の問題について、クリエイターが作成当時に想定していなかった、作品がAIデータの学習元になるといった、使用者が勝手に利用して利益に繋げる行為は、安易に許されることではないと考えます。</p> <p>もし、完全にクリーンなデータがある、学習元のクリエイターが(評価額ではなく)対価を設定できる、固有名詞によって学習された該当のデータ及び派生のデータをクリエイターが任意で削除できるなどであれば(そんなことは不可能でしょうが)初めて受け入れられる生成AIとなるのではないのでしょうか。</p> <p>少なくとも、「アニメーション制作会社風」と入力して、明らかにその通りに出て来るなどは論外です。また、固有名詞が別の文字列に置き換えられたとしても同じことです。</p> <p>もしこの先、クリエイターの仕事がAIに置き換わったとします。</p> <p>そうなった時、多くのクリエイターはAIのデータセットに作品を提供することはありません。</p> <p>いずれはAIのデータを学習したAI作品と、一部の人の作品といった状況になっていき、現在のように競争で磨かれた数多の作品が生み出されることは無く、人々は粗製濫造されたAI作品を目にすることになります。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>とても、現状の生成AIが文化の発展に寄与するとは思えないのです。</p> <p>今も「クールジャパン」などとアニメ・マンガを日本文化の切り口しているのを度々見かけますが、広い裾野で多くの人が作品作りをする日本の文化は、長年クリエイター達が磨いて来た財産です。</p> <p>そういった人たちの声を反映した上で、法整備をしていただきたいです。</p>	
122	p20	<p>私は日本独自のAI活用を行うことに反対です。</p> <p>各国間の足並みを揃えたAIの活用をするのであれば、他国の法律を参考にすべきです。</p> <p>生成AIに関する法律はEU AI act、カルフォルニア州AB2013他、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法を参考にすべきです。</p> <p>国や政府の独断で、国民の個人情報生成AIに使用しないでください。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
123	p20	<p>前提として生成系AIの利活用に関しては「他者の著作物を無断で利用しないこと」が条件であるべきです。</p> <p>現行法では所謂「無断学習行為」が散見されておりますが、広く利活用したいのであればこの非倫理的行為をやめ、完全オプトインでデータを収集しデータ構築すべきです。</p> <p>一部ではネットに出た著作物や知財は全て利用していいなどという意見が見受けられますが、利活用の促進という観点に立てば「社会的合意」が最優先事項です。</p> <p>「合法だから何をしてもいい」というのが生成系AIの大きな問題です。</p> <p>まず広く透明性の高いデータを1から収集し、合意と十分な対価の元にAIを作ればどこに問題があるのでしょうか？</p> <p>国民の7割以上が法規制を求めている中、世論に逆行するのではなく明確に国民へ透明性と安全性を責任をもって担保する。</p> <p>こうでなければ国民は到底納得することは不可能でしょう。</p> <p>政府、行政も</p> <p>「なぜ生成系AIがこれまで忌避されているのか」</p> <p>この観点が抜け落ちている以上はいつまで経っても普及、推進活動をして意味を成しません。</p> <p>そろそろ国民、権利者へ舵を切った方針の転換を行うべきだと考えます。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

124	p20	<p>「各国間の足並みを揃えたAIの活用に資するルール形成や、途上国においてもAI技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が重要。」とありますが、「各国間の足並みを揃えたAIの活用に資するルール形成」には賛成です。ただ、現在AIに対する諸外国のルールと、現在日本が提示している法案は大きく異なっています。日本は活用を促進する目的でのルールを決めようとしているのに対し、例えばEUのAI act、米国カルフォルニア州AB2013、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法など、これらの法律はAIの適切な規制を目的に施行されています。活用・促進は、適切な規制が先にあつて初めて可能になると考えます。日本は諸外国のような規制もない状態で活用・促進にばかり目を向けており、これは大変危険なことだと自分は考えます。AIの規制がないことを理由にすでに多くの国民が被害にあっており、また、国民に対するアンケートなどでも、規制を望む声は多いです。イノベーション促進のため規制は設けないと発表されていますが、国民の生活の安全を脅かしてでもイノベーションを求めるのは反対です。まずは国民が安心・安全に生活ができるよう、適切な規制と違反した場合の罰則を定めるべきです。国際的な協調を図るならば、前述の諸外国の法律やルールを見習うべきです。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
125	p20	<p>「安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化」とありますが、生成AIによる詐欺、偽情報、ディープフェイクポルノは誰でも手軽に量産できることもあり、これでもかと言うほど蔓延しています。また現状著作物を学習させない権利が無いため、作者の意思を無視して作品を学習→作者の望まぬ形で著作物を改編生成(成人向けイラストを描かない作者の作風で成人向けイラストを出力SNSに投稿する等)、または生成による実質作品の二次利用(勝手にグッズ化をして販売等)の横行など実害が出ています。現状の生成AIの利用、活用の促進、使う上での「課題」について考えること自体がずれているのではないのでしょうか。現状の生成AIは詐欺やディープフェイクポルノ、誤情報の作成や機械学習を言い訳にした倫理観の無い利用など、必要性のない事にだけ特化しているろくでもないツールです。すぐにも適切な規制や罰則が欲しいところですが、そもそもこんな百害あつて一利もない仕組みで成り立ち国民の安全を脅かすばかりのツールは必要ないです。また、足並みを揃えるといつのであれば、各国のAIに関する法律を参考にして適切な規制や罰則を設けるべきではないですか。現状の日本は実質まともな制限も規制も罰則も無く、自由というより年齢不問で知識が無くても誰でも悪徳な行為が簡単にやり放題の無法状態です。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

		生成AIにおいては活用以前に問題まみれの学習の仕組み、頑なに公開したがるデータセットのブラックボックス化と向き合い、本当に現状の生成AIに将来性があり役立つものかどうかを考え直すべきです。	
126	p20	<p>生成AIの使用をやめ、規制してください。</p> <p>生成AIは画像、文章、音声など、どれに関わらず様々な著作物を無断使用して成り立っており、これは二次利用にあたります。</p> <p>そして現在は法規制が進んでおらず、無法地帯となっており、データセットの中には児童ポルノや個人情報すら含まれています。</p> <p>それにより、ディープフェイクなどの犯罪が横行している状況です。</p> <p>そのため、罰則付きの規制が必要です。</p> <p>まず、画像や文章、音声などに関わらず、他者の著作物を使用する際、対象の許可が必要であるとし、返答が無いものや取りができない場合には許可が無いものとして使用できないものとしてください。</p> <p>次に、データセットを全て公開することを義務付けてください。</p> <p>そして、違反があった場合には即刻そのデータと生成物を削除させると共に厳罰を与えてください。</p> <p>日本の著作権や知財、肖像権なども守るために、お願いします。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
127	p20	<p>生成AIに関する課題は多く、また実際の被害も多く出ています(AIを利用した偽情報やフェイクポルノの生成、サイバー攻撃の増加、またAI開発の段階でも、権利者への同意や対価の支払いなしのデータ収集が行われたり、海賊版等の違法コンテンツ、流出した個人情報なども学習データとして収集した非倫理的なAI開発も行われています。)</p> <p>現在のAIは社会課題解決に貢献するものではなく、むしろ社会問題の発生源となっています。</p> <p>EUでのAI act、ブラジルでのAI法案、中国でのAI規制、韓国での規制</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>法等、各国では既にAI利用に関する規則の制定や規制が進んでいます。各国間との足並みを揃えるならば、AIの開発・利用に関する規則を定めることが重要です。</p>	
128	p20	<p>現状で、個人のプライバシーや個人情報・技術等、被害者と呼べるレベルの被害が出ているのに、その罰則が無い状態で、(罰則は含むであろう)利用拡大を謳う内容は許容出来ません。</p> <p>まず、現状罰則が無いので犯罪者となっていないだけの、倫理観の無い方々を取り締まってから、拡大等次の話に移ってください。</p> <p>優先順位を大きく間違っていると強く感じます。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
129	p20	<p>現在各国で生成AIを厳しく規制する動きがあります。</p> <p>この中で規制が遅れている日本が国際標準化について提言したところで何の意味もないと思います。</p> <p>生成AIを使った犯罪やすでに逮捕者が出ている状況をまず是正すべきです。</p> <p>現状の活用方法に未来はないため、厳しく規制をしつつ、新たな活用方法を模索する方へ舵を切る方がいいのではないかと思います。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
130	p20	<p>各国間の足並みを揃えたAIの活用に資するルール形成とあるが、現状の生成AIに関しては「資するルール形成」以前の問題を抱えており「製作・運用におけるルール」を形成することが急務であると考えます。</p> <p>海外ではすでに規制案が出てきており、生成AIの危険性も指摘されているなかで日本は推進に傾倒しているように見受けられるが足並みを揃えるとはどのようにするつもりなのか。</p> <p>そもそも普及の話ばかりで懸念点についてはほとんど話し合われているようには見えないし、そのことについてしっかりと認識している者も少ないように見えるがこんな状態で「安全性や運用基準等について国際標準化を進めていく」ことができるとは思えない。</p> <p>ディープフェイクによる被害、偽の情報拡散による情報汚染はすでに起きている。取り返しのつかない事態になる前に規制についての話し合いを行うことを期待する。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

131	p20	<p>国際協調を目指し最前線に立つためにも日本政府は早急に生成AIからの被害から国民を守る為にも、生成AIへの規制法の制定を行うべきです。</p> <p>現状日本では推進法のみ制定が進み、後は法的拘束力のないガイドラインだけで規制法の制定を国会で進めておりません。</p> <p>生成AIのルール形成において日本では規制法が制定される事がなく、被害が出た際の提供・開発企業への罰則が国内のみならず国外に向けての法律がありません。政府は現行法で対処できると答えておりますが、生成AIの被害を訴えるクリエイターや一般人が法律家に訴えても解決しないという声があります。特に日本国外相手ではどうにもならないのが現状です。</p> <p>主流の生成AIに使われているデータは無断で著作物・個人情報に伴うデータを生成AIに学習させており、海外企業に代表される開発・企業がそれを率先して学習のために有償販売しているデータですら無断で取得し学習させています。</p> <p>こうした問題もあり各国では一定の生成AIの研究開発を認める一方、人格形成に影響のあるような高リスクに分類されるAIに対しては販売やサービス提供の禁止またはなんらかの規制法の制定に向けて動いております。</p> <p>国外ではEUのAIact、韓国の規制法、中国のAIに対する規制が進んでおり、それらを見習い、日本国規制法を制定すべきです。国内では鳥取県の生成AIを使用した性的ディープフェイク禁止の条例くらいであり、鳥取県側が政府に対してディープフェイクへの取り締まりを強化するよう進言するくらいです。</p> <p>今回の、「デジタル化は社会の生産性向上や経済成長に不可欠な一方でサイバー攻撃の増加に伴うセキュリティ確保が不可欠。」と考えている、そして著作権の問題やディープフェイクにも触れている箇所があるにも関わらず被害拡大を防ぐ規制には消極的です。</p> <p>国内で生成AI被害から守られないのであれば近い将来クリエイターの海外流出し、海外からクリエイターを招致する事もできないと考えられます。また鳥取県が危惧したように子供への被害が拡大すれば対処する一般家庭への負担が大きくなりますし、これがネットワークを通じて対外へ広まれば国際問題になります。</p> <p>再度述べますが日本は国民への被害を防ぐ為にも生成AIへの規制法を早急に制定してそれを基準に研究も開発も再考すべきです。</p> <p>また途上国にもAIの恩恵が受けられるようにとありますが具体性がありませんし、生成AIのみに限れば途上国側の生成AI規制法が整っていない場合、著作物に限らず個人データ収集を無断にされる環境となりむしろ途上国も搾取される側になりかねません。日本も他の諸外国も法規制が整う前に生成AI利活用を推進すべきではありません。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
132	p20	<p>各国間の足並みを揃えようと言うのなら、AIの危険性への対策を怠って社会受容や技術開発を推進することは、国民のAIへの不安感を煽り余計にAI技術の発展を遅らせ、他国の足を引っ張ることに繋がると思います。国民がAIの餌にならないため、AIに差し出すことを強要するので</p>	<p>今後のデジタル・AI領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>

		はなく、AIから守られる権利やルールを作るべき。	
133	p20	<p>「AI はあらゆる分野において競争環境を一変させる技術であり、国際的に急速な技術革新が進む一方、安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化。各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成や、途上国においても AI 技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が必要。」の記述があるが推進、活用をしていくためには、まず、生成AIが起している問題を解決していく必要があると思います。</p> <p>まず、あげられる問題としては、データセットです。生成AIのデータは、web上のあらゆるコンテンツのスクレイピングデータから成り立っています。そして、海賊版サイトや転載サイトからスクレイピングされている場合もあります。また、生成AIのデータはブラックボックス化しており問題がないモデルなのかどうか確認できない状況にあります。加えて確認ができないため自分の著作物や写真などが使用されているかわからず、対応が難しいと聞いています。それらの問題を解決するためには、データセットの開示を義務付ける等、法整備を行っていく必要があると思います。</p> <p>次に、データセットの問題が解決されたあとには、出力物への対応も必要だと思います。対応としては、出力されたものに対し目に見える形での判別ができるようにすることと、電子的透かしのような目に見えない形での判別、このどちらともを義務付けることが必要だと考えます。そして目に見える形での判別について、画像であれば隅に小さくマークを表示するや、ウォーターマークを薄く乗せるだけでは簡単に取り除けてしまうため、取り除くことが難しいもので判別がしやすくする必要があると思います。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
134	p20	AI はあらゆる分野において競争環境を一変させる技術であり、国際的に急速な技術革新が進む一方、安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

135	p20	<p>資料の通り、著作権保護及びプライバシー保護に関する取り組みは喫緊の課題です。AI利用には膨大なデータが必要であり、インターネット上やそれどころか個々のデジタルデバイスの中のデータすら無差別に収集されるリスクがあり、人権や健全な技術発展を脅かしています。代表的な例として、米国のMETAやXなどはSNSの利用規約を後から書き換えることで、個人情報や個人の楽しみの範囲でアップロードされた著作物を利用できるとしています。日本としては、こうした従来の著作権や個人情報保護の考え方を踏み躪るやり方を厳しく抑制する働きかけが必要だと存じます。</p> <p>実際に方々から著作物の盗難で利益を得たとの非難があったのが、つい先月OpenAIによるChatGPTの「ジブリ化画像生成AI」です。写真を送るだけで簡単に、海外でも有名な日本有数のアニメスタジオであるスタジオジブリ風に変換すると大きな話題になりました。しかし家族写真を生成の材料とするなど遊びのつもりで使って、多くの人が不用意に個人情報をChatGPTに送信してしまいました。これらはOpenAIで学習用のデータとして使われるといえます。また、ジブリ化された画像の中には移民の強制送還やなど差別的なミームとなる画像が生成・拡散されスタジオジブリのイメージを著しく毀損しています。それどころかジブリが海外の一般人にとって日本の映像作品として真っ先に挙げられるものであるため、ミームのイメージがジブリどころか日本のそれにまで侵食してしまう恐れがあります。</p> <p>他国が日本の知財を無断で利用した上でこうした悪影響を与えるのはあってはならないことです。以後国内外で類似事件が起こらないよう日本も著作権や個人情報を利用の利便を優先するのではなく、これらを守る仕組みを早急に作るべきだと考えます。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
-----	-----	--	-------------------------------

136	p20	<p>『各国間の足並みを揃えたAIの活用』とありますが、日本には生成AIの悪用を防ぐための法規制がないため、生成AIによる情報汚染や市場の品質低下、ディープフェイクポルノでの性的搾取といった問題が顕著となっています。諸外国と足並みを揃えるにはEUのAI Actや、去年10月に施行された韓国の性的なディープフェイクの規制、アメリカの声の肖像権を認めるエルヴィス法、などを参考に早急に新たな法律を罰則付きで整備する必要があり、適切な規制なくして活用、促進は被害拡大が危ぶまれます。恩恵を享受する前に現状発生している被害に目を向けていただきたく存じます。</p> <p>生成AIの性質として、被害が発生してからの対処では遅すぎる問題が多くあります。その最もたるはディープフェイクポルノです。鳥取県の性的ディープフェイク禁止の条例改正案は、生成AIの性質をよく理解されている良案だと思います。親が子供の写真をSNSなどに投稿することで被害が始まり、子供には対処するすべがありません。インターネット上にアップロードされた子供達の写真はweb上を走るクローラーか、もしくは悪意ある人間の手によって生成AIへと取り込まれ、児童ポルノ愛好家達の間で性的搾取の対象とされます。親が子供の写真を安易にアップロードすることについては、生成AIの性質とリスクの周知が行き届いていない故の現状であると考えますが、リスクの周知が行き届く前に、多くの子供が犠牲になります。そうならないために、全国でも鳥取県と同じように法規制されることを強く望みます。ディープフェイクポルノは生成AIによる被害の一部です。生成AIによる被害と被害者は各問題で多数存在しています。</p> <p>生成AIは海外発祥の技術であることを念頭に置くと、諸外国が次々と規制を始めていることが、無規制のまま活用するには危険である、という答えではないでしょうか。諸外国との足並みを揃えるために、生成AIの罰則付き法規制を再考していただきたく存じます。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
-----	-----	---	--------------------------------------

137	p20	<p>「競争環境を一変させよう」と書かれていますが、どのように一変させると認識されているのでしょうか。ここで指すAIは生成系AI (generative AI) だと思われませんが、これは学習データに入れられた過去の情報から平均値を出すものです。これ自体には様々な活用方法がありますが、必ずしも発展を促すものではなく、またビッグデータを学習した現在における汎用AIと評されるものは素人では非常に見つけにくい巧妙なミスをします。これにできることとして最も一般的な活用方法は、詐欺です。つまり、その分野で根本的に能力のないものが、能力のあるふりをできるのです。これを「競争環境の一変」と言われているのであれば大いに同意します。</p> <p>もちろんAIによって得た能力は本質的な能力ではありませんが、それを見破り、それらが引き起こす問題を理解できるのは、本当に能力・知識のある限られた人間だけです。本当に能力のある人々は、AIによって行われる付け焼き刃の仕事のカバー、そして詐欺やデマの拡散を止めるために、その人が自由な競争のために活かした時間を浪費することになります。そして、AIのミスをカバーしたり新たな発想を生み出すほどの力を身に付けていない人間が競争に加わり、その表面的な能力で環境を一変させてしまえば、後進からは技術を身に着けるために自ら学ぶ意識が失われ、いずれその分野は縮小していきます。これは懸念ではなく、すでにAIを推進されている各分野で起き始めていることです。</p> <p>個々人の能力と責任をもって行われる健全な競争において、これほど邪魔なものはありません。学習データが許可なく収集された著作物および個人情報によって作られたものをご存知であれば、健全な競争をしようとしている人々にとって現状の生成系AIはなおのこと唾棄すべき存在だとわかるはずです。</p> <p>また、同ページ10行目にあるDFFFTには、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保する」という前提があります。生成系AIには情報漏洩の問題が多く指摘され、その仕組み上、根本的な解決には至っていません。各国と足並みを揃え、わが国の信頼を確保するためにも、早急な規制強化が必要です。AIの推進は、現在起きている数多くの問題を厳しい規制によって解決してからでも遅くはありません。強硬な活用推進によって各分野が取り戻せないほど衰退する前に、再考をお願いします。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
-----	-----	--	--------------------------------------

138	p20	<p>「各国間の足並みを揃えた AI の活用」とあるが、日本はAIを用いた犯罪にすら罰則を設けず、すでにEUのAIactと足並みがそろえられていない。</p> <p>「国際的に急速な技術革新が進む一方、安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化」とあるが、そこまでわかっていながら、中国韓国ですら生成AIが生成した画像がそうであるとわかるようにする(中国)、生成AIを用いたディープフェイクを違法化(韓国)などの規制を敷いているのに、日本には一切の規制も罰則もない。その点において、日本はもはや中韓に後れをとっている。「無規制、無制限でディープフェイクを作れるのは日本だけ」と海外に思われても仕方がない。そんな生成AI無罪ともいえる現状で、「AI の安全性要件や、データ分析及び機械学習に必要なデータ品質、構造、フォーマット、領域特化のAI、人と協業するロボットの普及拡大に資する安全性や運用基準等について国際標準化を進めていく。」といっても一切の説得力がない。ディープフェイクなどへの法整備を行っていくべきだと思う。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
139	p20	日本ではAIによるデマ生成や著作権侵害が問題になってる。AI活用するためにAI規制法を作って欲しい。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
140	p20	<p>「安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化」とあるが、その対策が「各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成や、途上国においても AI 技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が重要。」とあり、対策になっておらず、国民の人権を侵害している。</p> <p>【対策となっていないとする理由】</p> <p>「AI の安全性要件」「データ品質」等が挙げられているが、これは出力物に対する対策だけであり、すでに入力されている無断使用(取り込み)著作物や個人情報、児童ポルノなどの違法性のあるものについて一切触れられていない。(これは国際的にも問題視されているものであるが、日本では頑なに生成AI規制の法を作ろうとしない。)</p> <p>生成AIは、入力されていないものは出力されない。自ら考えて新しいものを創造しているわけではなく、検索エンジンに近いものである。</p> <p>著作権保護及びプライバシー保護の課題に対し、出力されたものが何かに類似しているかどうかを気にするだけでは不十分な上に、それを完全にチェックするすべはない。(全国民の顔写真がインターネット上に掲載されているわけではないのに、インターネット検索で類似画像を探すなどの対策は対策とすらいえない)</p> <p>安全で正確な出力物を出すためには、前提として入力済みの学習データの内容は、そのまま出力されても問題のないデータのみで構成されていなくてはならない。</p> <p>これらの課題はダイレクトに国民の人権侵害にかかわるものである。個人情報や個人の知的財産を本人の許諾なく生成AIの学習データに取り込む行為は、国民の人権を尊重してい</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>るとはいえない。</p> <p>【対策に関する意見】</p> <p>(1)国民の人権</p> <p>広島AIプロセスには「イノベーションの機会を活用する一方で、組織は高度なAIシステムの設計、開発、配備において、法の支配、人権、デュー・プロセス、多様性、公平性、無差別、民主主義、人間中心主義を尊重すべきである。」が第一に掲げられている。</p> <p>当戦略も、当然広島AIプロセスを前提に進めていると思われるが、この基本概念が盛り込まれておらず活用のお話しかしていないので、これを加味した内容に修正すべき。</p> <p>現在の当戦略はAIのメリットだけを抜粋して記載されており、都合のいい解釈をしていると思えない。</p> <p>また、「国際的な社会課題解決に貢献する。」とあるが、日本国民の人権を代償に行うべきではない。</p>	
141	p20	<p>【その他意見】</p> <p>「途上国においても AI 技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が重要。」とあり、「戦略領域」にわざわざ挙げるほどの重要性があるものとは思えない。</p> <p>「AI の活用に資するルール形成」とあるが、活用させたいのであれば生成AIを規制する法規制をすすめるべき。</p> <p>リスクに対する法規制が進んでいないことにより、生成AIを使おうとする企業・個人が限られている。</p> <p>AI戦略会議(第13回)・AI制度研究会(第7回)の資料2[AI戦略会議 AI制度研究会 中間とりまとめ(案)]の[図 1 生成 AI に関する意識調査 (P4)]に記載されている「政府に求めたいこと」の項目でも明らかとなり、政府に対しては(事業者の自主性を重んじる)「ガイドラインの策定」(61%)よりも、法整備「AIの悪用や犯罪に対する法的対策の強化」(66%)・「個人情報保護のための強固なプライバシー保護法の整備」(61%)が求められている。(どちらも「法」とはっきり書かれており、この二つが上位に挙がっていることを鑑みると、ガイドラインの策定よりも強く求められているということが明らかである)よって、法規制を行わないことは、生成AIに対する不安は払拭できず、逆に使用を控えることに繋がってしまう。</p> <p>2024年12月に[AI戦略会議 AI制度研究会 中間とりまとめ(案)]に対する意見募集のバブコメにて同様の意見を送ったが、その後も「AI推進法案」などでも罰則を伴う法規制は行っていない。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

	<p>現状では、利活用は他人の著作物を無断で使うことを厭わない詐欺師などの限られた人以外は使おうとせず、日本の遅れは更にどんどん深刻化する。</p> <p>「AI はあらゆる分野において競争環境を一変させる技術」とあるが、政府が考えている利活用方法はテキスト生成AIが主である。具体的には(おそらく)、議事録作成・アイデア出し・翻訳・データの要約・メール文の作成・情報の検索(チャットボットなど)であり、いずれも世界的な「競争環境を一変させる技術」とは考えにくい。</p> <p>そうなると考えられるのは、画像生成AIである。これらは競争環境を一変させる技術であると同時に、知財の踏み荒らし・市場の競合のリスクが存在する。</p> <p>画像生成AIは特に学習元データの資産価値が高く、また学習元と出力物が同じ市場で競合することになる。他人の知財・労力にフリーライドして金儲けができてしまうどころか、量産速度で生産者よりもフリーライドした生成AI利用者の方が市場に有利になる状況が既に顕在化しており、健全な市場とは言えない。</p> <p>出力物をそのまま市場に出さないタイプの使用方法だったとしても、上記市場を放置したまま利活用を推進していいものではない。</p> <p>「社会受容」とあるが、反対意見を「新技術を受け入れられていない、生成AIのすばらしさと安全性を理解できていない国民たち」扱いしているようにみえる。社会受容を求めるのであれば、ただ生成AIの説明・想定されるリスク・活用方法を広めるだけでなく、反対意見に真摯に向き合い、罰則を伴う法規制を行うべき。</p>	
142	<p>p20</p> <p>生成AIのリスクについて、「ディープフェイク」(生成AIの悪用)に関する以下の懸念も検討すべきです。</p> <p>[1] 性別を問わない性被害・加害の助長</p> <p>・特に子供や女性が被害に遭うことが多い(参考(1)(2))とされ、使用のハードルが低いことから中高生からでも加害者・被害者になってしまう可能性があります。(参考(3))</p> <p>・また後述の[2]にも関連しますが、その被害は男性も含まれる可能性があることを考慮すべきで、性別に関わらない適切な保護が取られることを望みます。</p> <p>[2] 政治家、著名人、一般人も含めた違法行為・不貞行為等の捏造</p> <p>・性的ディープフェイク動画に男性の姿を合成することも可能であり(参考(3))のように顔だけ貼り替えるなど、性別には関係無く(男性政治家の不倫の捏造等)起きるものと考えべきです。</p> <p>・生成AIは「誰でも使用可能」であることから、誰もが被害に遭うものとして、その規制には確実に乗り出すべきです。(ただし、著作物等に含まれる表現とは区別するよう求めます)</p> <p>[3] 有事、災害時など突発事態における混乱の助長</p> <p>・フェイクニュースは有事・災害時のような、冷静な判断力が失われる事態において大きな脅威となります。(参考(4)(5))</p> <p>・被災地以外でも不安が煽られ、新型コロナウイルス感染症の「トイレトペーパー不足」(参考(6))のような買い占めが起り、転売被害など経済・流通に影響を与えることが想定されます。</p> <p>・生成AIは世界中で利用され、また日本語の投稿の生成にも用いられており、このような災害時に真偽不明の画像や情報が拡散されることで、不必要な混乱が起きることも考えられます。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

	<p>・有事の際には、攻撃国が生成AI画像等によって偽の避難地に市民を誘導し誘拐するなどの可能性も考えることはできます。</p> <p>・特に災害・有事においては、生成AIは脅威であり「予防」「安全保障」の観点から強い規制を求めています。</p> <p><参考></p> <p>(1) AIで子どものわいせつ画像作成“性的ディープフェイク” 法務省“子ども実在確認で法規制対象に”見解 NHK 生成AI・人工知能 https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250409/k10014774461000.html</p> <p>(2) 芸能人の偽の性的画像 メルカリなどで大量販売 AI使ったディープフェイク悪用か 対策求める声 NHK デジタル深掘り https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241214/k10014665821000.html</p> <p>(3) 卒アルがディープフェイクでポルノ画像に... アメリカ 韓国 日本の現状は？対策は？ NHK デジタル深掘り https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240914/k10014580201000.html</p> <p>(4) SNS拡散の災害デマやフェイク画像 “AIが生成した偽画像”も - NHK https://www3.nhk.or.jp/news/special/saigai/select-news/20220928_01.html</p> <p>(5) ミャンマー大地震 SNSに生成AIで作成の偽動画も拡散か 注意を NHK ミャンマー https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250331/k10014766051000.html</p> <p>(6) トイレトペーパー“品薄はデマ”も不安に歯止めかからず NHKニュース https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200302/k10012309761000.html</p> <p>(7) 「ライオン逃げた」熊本地震のデマ 熊本市動植物園あの時 国内初の猛獣獣外避難、余震に脅えた動物たち 熊本日日新聞社 https://kumanichi.com/articles/604283</p>	
143	<p>p20 AI全体ではなく生成AIについてです。</p> <p>著作権だけでなくさまざまなフェイクをはじめ人権問題ではあるのですが、政府として問題の一端は認識してくださっていると思います。</p> <p>ただ、答弁している議員さんも「クリエイターはみんな使っている」などの妄言を公式に言っている始末で推進派がエコーチェンバーのように使っている、使いたい人だけを集め推し進めているのがあからさますぎます。有識者にも推進派ばかり。現場の人間を入れない。これでは独裁国家と何が違うのでしょうか。</p> <p>米国、ヨーロッパ、韓国などは生成AI関連で人権を守るために法案を出し、あるいは可決されつつある段階で日本は何周遅れでありもしない勝ち筋に乗っかろうとしているのか。</p> <p>現状多くの「被害」が出ているものを知っておきながら人権侵害を推し進める政府とはだれのためにあるのかはなはだ疑問です。</p> <p>また、大手生成AIテックが投資をやめ始めていること、また多大な電力を無駄に</p>	デジタル・AI領域の方向性へのご意見として承ります。

		使っていることもご存じと思います(環境の項目もあったのでAI関連で追記いたしました)。 「クールジャパン」として無駄をばらまき、さらに日本のクリエイターが築き上げてきたコンテンツをばらまいて得するのは誰か。今一度お考えになって下さい。結局得するのはインフラを作った側です。	
144	p20	AIに対しての安全基準作りや著作権保護・個人情報保護についての国際的なルール形成について、早急な取り組みをお願いします。文化庁から生成AIを利用した著作物の改変や著作物の海賊版に関して、クリエイター向けに相談窓口が開かれています。従来法規制では、特に海外に犯人がいる場合はほぼ解決するのが個人では相当困難であるという実態を経験しています。生成AI画像にはひとめでそれとわかるマークを施しディープフェイクを避ける、個人の同意のない著作物データや個人情報データは生成AIの学習に使われないとする国際的なルールを、実際に抑止力のある形で作り、運用していただけますよう切にお願いいたします。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
145	p20	「各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成」とありますが、EU等で生成AIに対する規制が進む中、日本では逆に生成AIを推進し、データも無断学習しやすい方向に向かっています。このままでは、日本の作品は信用を無くし、海外で売れなくなる恐れがあります。 生成AIがもたらす被害を無視しても存在しないことにはならないので、今起こっている問題に向き合ってほしいです。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
146	p20	安全基準、著作権保護及びプライバシー保護のための罰則のある法整備が不十分である	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
147	p20	国際的に足並みを揃えるとあるが、EUのAI規制法・イタリアのAI犯罪厳罰化新法、イギリスのAI規制、どれも国際標準に日本は足並みを揃えていない。各国ではすでに生成AIによるディープフェイクからのポルノ画像、Albotiによる依存で、未成年者の自殺者や殺人未遂などが出ており規制に踏み切っている。犠牲者が出た後に後手で規制しても生成AIにデータは集められた後であり、消去するのは困難である。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
148	p20	各国間の足並みを揃えたAIの活用に関するルール形成ならば、まずディープフェイクポルノや詐欺を始めとした悪用、それに伴う混乱を防ぐための法律規制が必要なはずです。 韓国は既にAIによるディープフェイクポルノの所持・保存・視聴・作成が罰則対象になっており、また中国では今年の9月から生成物にラベル表示が義務化されます。 そして、著作権侵害に関しては生成AIのしくみ上現行の作成AIツール	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>ほぼすべて無断であらゆる知財を入力(学習)されているのが現状であり、推進をするならばまずこういった根本をクリーンにした上で悪用されないように規制を施した上で行うべきだと考えています。</p>	
149	p20	<p>「各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成～」とあるが、EUや中国・韓国ならびにアメリカ合衆国内の各州レベルでは生成AIの利用に対して一定の規制が敷かれているのが現状である。我が国も生成AIを本格的に導入するのであれば、まずはハードローによる規制によって地ならしするべきではないか。</p> <p>現状の生成AIが抱えている主要な問題は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許諾なく学習されたデータセット <p>研究開発目的に限って著作権等が一部制限されるのは理解できるが、現状その結果として生成物が既存の市場を奪っており、旧来のクリエイターに対する搾取とも呼べる歪な状態である。当然クリエイティブ産業全体のモチベーションを大きく下げることとなるため、これを放置するのは文化の衰退を招く。クールジャパンを謳う我が国においては重大ではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の偽情報、ハルシネーションの蔓延 ・ディープフェイク技術による人権侵害、名誉棄損の横行 <p>海外ではすでに自殺者も出ており、これらに有効な対策を講じていないのは非人道的だとすら考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の電力消費、水の消費による環境破壊 <p>自分自身、公私ともにクリエイターとして表現活動をしているため、自分の作品が勝手に学習に使われることを苦苦しく思っている。あまつさえ現在の生成AIツールは詐欺や嫌がらせに"も"最適なツールでもあり、それらが無制限に放置されている現状では良い印象など持ちえないため、ますますもって嫌悪感が募るばかりである。</p> <p>有用な技術であり、上手く活用すれば良い面があることも理解はしている。せめて悪用できないルール作りを一番最初にするべきだと思う。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

150	p20	<p>各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成については賛同させていただきたいと思いますが、昨今の政府や関係各所の動きを見ているとともそう思えるようには見えず、あろうことか安全性が確保すらされてない中で推進法を作るなど、疑問が残ります。EUのAIActなどを参考(丸写しでもいい)や韓国のディープフェイク規制法などを参考にした明確な罰則を明記した法整備が急務であると考えます。</p> <p>適切な規制があつてこそ初めて健全な技術発展はなされるものであると考えます。</p> <p>規制でイノベーションが阻害されると宣っている方を戦略会議の中枢に据えることを含め、人選の見直しをされることをお勧めいたします。</p> <p>ディープフェイク、LoRAなど山積された問題を直視すべきではないのか、首相を含め、官僚たちは何を見ているのかと言われてもしょうがないレベルにまで状況は悪化しています。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
151	p20	<p>20ページ29行目の項目では『安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化』といった現行の問題点が挙げられています。34行目の日本の行動としてそれへの対応が全く述べられておらず、その上で『市場拡大』を掲げるという部分に違和感を覚えます。これでは、続く『安全性要件』という言葉も信頼性がなくむしろ『安全性要件はAIを推し進めるために最低限でいいと世界に訴えていく』とすら読めてしまいます。世界ではむしろリスクへの対処を優先した法整備が進められており、その必要性は間違いなく資料1ページ目の12行目にも書かれています。ここでリスクを度外視した『市場拡大』を目指しても、逆に「日本のAIは安全性基準を満たしていないから輸出できない」となるのがオチです。世界をリードするなら、むしろ現行の問題点への取り組みを積極的に行い、リスクから国民を守るという観点で世界に手本を見せるべきだと思います。</p> <p>また、16ページのエネルギーの項目でも生成AIはエネルギー問題の『逆行要因』とされており、この観点を無視しては資料自体がただの机上論と成り果てます。やみくもな推進ではなく、多角的な視点で問題にアプローチするべきです。</p>	<p>今後のデジタル・AI領域の検討の際の参考とさせていただきます。なお、15ページに記載したとおり、「デジタル・AI」と「環境・エネルギー」等については、相互の連携・連結を見越した検討・分析を行うこととしています。</p>

152	p20	<p>生成AIについては独自の方向性をとらず他国と足並みを揃えてください。</p> <p>無規制、刑罰なしという愚かな政策をとっているのは日本だけです。技術発展は規制と必ずセットです。無規制で他国と差をつけるというのは絵空事で、事実としては日本だけが抜け穴となり価値あるクリエイターが世界中から食い物にされている状態です。</p> <p>また、データ汚染の深刻化からも目を逸らさないようにお願いします。</p> <p>日本における生成AIの現状は、AI生成物とそれ以外を完全に見分けることがもはや難しい状態です。AI生成物を生成AIのデータセットに含めてはいけないことは当然ご存知と思いますが、現状のようにAIラベルのない生成物が跋扈すると、生成AIデータセットは破綻します。これは「生成AIで勝つ」の真逆で、日本での生成AI開発の続行不可能を示します。今後生成AI開発を進めたいのであれば、技術的な観点からも生成AIのラベリング、既存技術と混在させない運用は絶対に必要です。</p> <p>AI関連戦略会議の利益相反があまりにも露骨です。松尾教授の知見は生成AIを推進したい結論ありきの講談となっています。生成AIの被害を受けた側の意見も同等に聞くべきです。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
153	p20	<p>AI、特に生成AIに関する国際戦略として、29行めからその「課題」に言及。</p> <p>ルール形成や「途上国におけるAI技術の恩恵」を重要としていますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果たしてそのルールがどのようなものなのか、明記する ・「恩恵」が果たしてどのようなものなのか。パートナーとして、下記のようなことが起きないのか、さらに既存の知財自体の破壊を招かないのか、明記する <p>https://wired.jp/article/artificial-intelligence-data-labeling-children/ようにして、安心できる提言が欲しいと思います。</p> <p>さもなくば、場合によっては国際的な非難を浴びることになるでしょう。</p> <p>そして34行めから、楽観的な市場拡大をすべきとする主張が続きますが、我が国のAIに対する態度を、国際的に評価される形にするためには前段の問題を解決した後にはすべきです。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
154	p20	<p>現在生成AIに対する多くの国民感情はあまりよくありません。理由はディープフェイクによる犯罪や著作権の問題が解決していないからです。</p> <p>社会受容を進めたいのであれば、問題をクリアするように悪用する企業に罰則など設けるべきです。特にインターネット上で拡散されたディープフェイクは回収がほぼ不可能です。この状態は公害問題とよく似て</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>います。過去の公害で多くの人が被害を受けたのを省みて公害防止ために化審法が作られたように、AIを推進するあまり今いる人の命や権利を蔑ろにし危険に晒すのを防いでください。</p>	
155	p20	<p>「我が国としては、社会受容や技術開発を進めるための市場拡大を図り、ロボティクスなどの新たな分野におけるAIの活用の実現を推進し、国際的な社会課題解決に貢献する」の箇所について</p> <p>現在AI、とくに生成AIについては第三者の無体財産を許諾なく使用し業務を展開していることが問題となっており、この状況下で無対策に国としてAI市場拡大の推進を表明することは、憲法第二十九条に反する行為であり言語道断である。</p> <p>AIの活用については、データの適切な収集がなされたか検証する行政や第三者による監査の体制が日本国内には存在しておらずAIを提供する事業者が財産権の侵害を隠匿することが容易であること、個人が財産権の侵害を受けたことを知る手立てがないこと、また仮に個人が事業者によって財産権の侵害の被害を受けたとしても資本や時間・体力や対応体制の面で事業者との間に不公平さがある状態で裁判を起こすことになり不利であること、ほか国民とAI事業者との間に不均衡な力関係が存在していることを鑑みるに、それらを差し置いてAIの市場拡大を目指さんとする内閣府並びに各行政の言動については常軌を逸しているとの評価は免れない。</p> <p>以上のことからこの節は、AIの行政活用・民間活用ならびに全ての事例についてデータ収集の適正化、収集データの財産権の所在を明確にするための機関の設置・制度の創設、国民とAIサービスの間にある不公平さの解消をすみやかに解消する方針をふまえたものに全面的に改稿しなければならない。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>

156	p20	<p>AIの活用においては、無許諾のデータを用いた生成AI(以降、生成AI)に規制を設ける必要があると考える。</p> <p>従来のAIとは異なり、現在急速に普及されている生成AIはインターネット上の膨大なデータを無許諾に使用することで成立している。ここに著作者の拒否権は事実上ないに等しく、例え名誉毀損や商業的な不利益を被る場合もその被害を補償されることはない。</p> <p>現在私が確認できる限りでは、類似性を争点とした裁判を起こして被害を補償させるしか対処方法が存在せず、年単位の時間と弁護士や裁判費等の少なくない費用を支払わざるを得ないことを把握している。</p> <p>果たして、生成AIによる著作権や肖像権の侵害を黙認した状態でAIの普及、有意義な活用は叶うのでしょうか？私は全くそうは思わない。人権意識の低さを露呈し、日本の技術や伝統などの今ある価値が暴落するのみであると考えている。</p> <p>今一度、生成AIの規制を考えてからAIの活用をしてみてもどうでしょうか？</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
157	p20	<p>「ロボティクスなどの新たな分野」へのAI活用によって特に産業用ロボティクスで国際競争力の向上が期待される。また、産業用ロボティクスだけでなく、日本は自動車、電子機器、精密機械、部品製造、プラント制御のような製造業において国際的に優位なポジションを確保している。日本の「モノづくり」の国際競争力の維持・向上のために、従来からの製造業の設計や保守などにもAI活用を推進するべきと考える。</p> <p>そのためには製造業におけるAIの安全性や運用基準等について国際標準化を進めていく必要がある。「AIの安全要件」では協調安全(Safety2.0)では先行して取り組んでおり、足下ではAIの機能安全規格(ISO/IEC TS 22440シリーズ)の開発で日本はContributorとして参画している。</p> <p>日本の製造業のさらなる国際競争力向上のため、製造業におけるAIの安全性や運用基準等について規格開発だけでなくその普及も含め、経営層の啓蒙や市場拡大戦略の策定などに国としてご支援していただきたい。</p>	今後のデジタル・AI領域の検討の際の参考にさせていただきます。
158	p20	<p>機械学習は機械的に行われており、学習元データの権利者の意向を全く汲まない点で人権を軽視していると言わざるを得ない。他国との協調を掲げるならば尚の事、最低でもベルヌ条約に従った運用であるべき。EUのAI法に準拠し、著作者の著作人格権を一切損ねないことを、生成AIを推進する条件として強く求めます。「罰則をつけると開発側が萎縮する」という主張が見られるが、それくらいで萎縮する程度の</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		技術がこの先基幹産業足り得るとは到底思えません。繰り返しますが、著作者の人権保護は生成AIを活用する上での最低条件です。	
159	p20	国際的な枠組みを作る中で、絶対に必要になるのは罰則です ベルヌ条約に批准し、著作物を利用するのであれば商業目的で使用しないこと、CSAMを学習データとしないこと、それらを守らない事業者や利用者に、国際基準で厳しい罰則を設けてください 現在の状況では、「日本だけ無法」です そして、「無法」だからこそ忌み嫌われ、使用すれば炎上するのは学習元となるデータ所持者が納得するルールを策定してください	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
160	p20	この最後に「国際標準化を進めていく。」との文言がある。現状を鑑みるに、率直に言ってこれは質の悪い冗談でしかない。どうやらAI運用に関わる会議に呼ばれた「知識人」とやらは、欧州のAI actも米国のエルヴィス法も何一つ存じ上げない無知者と見受けられる。いずれも生成AIの影響力を重く見て、規制を促す法だ。念の為に申し上げておくと、これは開発企業の本場で定められている法律である。東アジアにおいても、既に韓国も中国も規制法を定めている。とりわけ韓国ではディープフェイクポルノが社会問題と化したこともあり、一大ニュースにもなった。生成AIの知識人を名乗っておいて、これらのリスクや社会問題すら知らないでも申し上げるのか？それとも日本を生成AI企業の技術植民地にでもしたくて、そのような都合の悪い法を見て見ぬふりでもしているのか？敢えて強い言葉で言わせて頂くと、「日本の主要産業を詐欺、欺瞞にしたいのであれば」どうぞ今の方針で利用を推し進めるとよろしい。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
161	p20	生成AIのリスクの塊であり、きちんと規制しないといけないと思う。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
162	p20	データ品質・構造・フォーマットにおいて「分析していいデータ」と「してはいけないデータ」、また「出力していいデータ」と「してはいけないデータ」についても検討し、厳しく規制する必要がある。 製造業などのロボットが動く環境だけでなく、生成AIを活用したい分野全てにおいてこの検討が必要である。 人命がかかっている。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

163	p20	<p>この点には賛同いたしますが、気になる点が1点あります。</p> <p>生成AIの国際標準化とあるが、すでに欧州圏ではEUがリードしてEUのAI ACTが昨年8月に試行されています。</p> <p>また、カルフォルニア州AB2013に加え、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法などすでに試行されている規制法があります。</p> <p>現代の国際社会ではこれらの規制法を避けて通ることは不可能です。しかし、日本では未だに鳥取のディープフェイク規制条例を除き、野放しのような状態に感じられてしまいます。</p> <p>現行法で対処可能、という意見もありますが生成AIで作成される画像、文章、プログラムが国内外問わず、ネットを埋め尽くす速度は凄まじいもので、現行法で対処可能とは思えません。</p> <p>これからのネットを含めた情報汚染、ディープフェイクや詐欺、サーバー攻撃などの犯罪を抑止するために、国際社会とどのように協調していくのか、具体的な姿勢を出来る限り迅速に見せていただきたいと願っています。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
164	p20	<p>国際的に協力するためには、共通認識が必須である。EU AI act、カルフォルニア州AB2013他、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法などを参考にし、国際協調を図ることが必要。この国を知財提供のみにしてはいけない。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
165	p20	<p>EU AI actやカルフォルニア州AB2013他、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法、などを見習い国際協調を図るべきです。独断で国民の財産を利用しないでください。特に生成AIはポルノ生成だけでなくイラストや写真、フォント等も無断利用されマネタイズに利用される不適切な生成を増加させています。まず無断利用への罰則や規制を定めてから運用を考えるべきです。推進ありきで考えないでください。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
166	p20	<p>まず第一に他のAIはともかく、生成AI</p> <p>特に画像や動画の生成AIは有効な活用方法は少ないにも関わらず、悪用だけは凄まじい効力を発揮する無用の長物にほかならないと思います。</p> <p>AIで効率化する以上に、ディープフェイクや生成される無意味な画像によって、よりいっそう人手不足が加速する可能性すらあります。</p> <p>そもそも人手不足と言われておりますが、大体的場合は資金不足です。</p> <p>高額な賃金を出せば人は集まります。</p> <p>その賃金を出せない、あるいは出したくないので、人手不足と誤魔化しているに過ぎません。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>そこにAIを投入した場合、かなりの失業も増えると思います。</p> <p>エネルギーの観点、効率化、ディープフェイクの危険性、インターネット自体の信頼の低下を考えると</p> <p>AIは導入しない方が効率化出来ると思われまます。</p> <p>よって早急な規制を求めます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	
167	p20	<p>AIの国際的な使用基準としてEU AI act、カルフォルニア州AB2013 他、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法などがあり、それぞれ社会的リスク、知財の保護などを謳っている。</p> <p>我が国の脆弱な知財、個人情報保護と全く機能していないフェイクへの対応を鑑みAI規制法の成立が必須である。著作権者へのアンフェアな搾取構造も是正しなければ健全なAIの利活用はない。</p> <p>国際協調を図り、かつ国民の財産をAIの活用という題目で手放してはならない。(例:ジブリ風生成AIへの無対応など、生成AIはクリエイターとまったくなじまないソフトウェアであることを認識して欲しい)</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
168	p20	<p>各国と足並みをそろえたAIの活用に関するルール形成をするというのなら、現在国会で審議中の推進法ではなく、AI開発を規制するための規制法が必要です。</p> <p>著作権侵害や個人情報流出などの問題が山積している生成AI開発を規制なしに進めてしまつては、それらの問題により被害を受けている国民を増やすばかりです。そのうえ、このまま国産AIを開発したとしても、規制が進んでいる海外での展開は難しくなるのが予測されます。</p> <p>安全かつ国際進出可能なAIを開発するためにも、EU AI act、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国のディープフェイクポルノ規制法などを参考に、法律による規制が必要と存じます。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

169	p20	<p>本来の意味合いでの人工知能としてのAIの進化は、研究の為のデータ等へ繊細な扱いや許可を求めて作成されている物が多く実際に科学の進歩や、生産、補助等で活躍する場が沢山あり、是非発達と芯かを求めています。</p> <p>ですが、最近の問題が数多く上げられ、議論に上がる事の多い生成AIについては問題視をせざるを得ません。</p> <p>「安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化。各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成や、途上国においても AI 技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が必要。」とあるように、問題についての事を認識しながら何もせず、さらには状態の悪化させるような政策、が取られてる現状について問題視しています。</p> <p>海外では、すでに生成AIには問題が多くあり、犯罪や自殺者等の事件が多く発生しており(国内でもです)規制、または使用の禁止令が発足されています。</p> <p>足並みを揃えるのであれば、きちんと海外の政策や対応を確認した上で、さらにエネルギー問題や水問題等の事も視野に入れてもう一度、推進する者だけを起用した議会ではなく、きちんと現場や問題を理解した者を起用したメンバーでの議会や熟考をお願い致します。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
170	p20	<p>「安全基準、著作権保護及びプライバシー保護の課題が顕在化。各国間の足並みを揃えた AI の活用に資するルール形成や、途上国においても AI 技術の恩恵が受けられるような国際貢献の観点が重要」という部分に関してだが、現在の生成AIのほとんどが著作権やプライバシーの侵害、倫理的に問題のあるものばかりである。</p> <p>許諾を得ず著作物を収集し、そのデータを使い継ぎ接ぎ画像(あるいはほぼそのままの画像)を出力している状態である。</p> <p>中には有名な著作権キャラクターや、ロゴがそのまま出力されたケースもあり、無許可で無作為にデータを収集した結果であると言える。</p> <p>使用者がその作品を知らなければほぼ同じであっても気付かずに何かに使用してしまうケースも考えられることから、そもそも現状の生成AIは使用すべきでないと思う。</p> <p>また、各国間の足並みを揃えると言うのであれば、やはり規制・法整備は必須である。</p> <p>諸外国でもAI出力物にはラベリングをするなど、既に対策が議論されている。</p>	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		日本は非常に遅れており、そこを狙って日本での生成AI技術活用を目論んでいる人間も多い(例: 元海外企業社員の立ち上げた国内AI企業、アニメーション制作会社風加工をして政治利用する外国人など) 自国の文化を守るべく、生成AIの規制や法整備に方向転換して頂きたい。	
171	p21	現在の生成AI技術は被害を増やすばかりで、採用するメリットがないです。そもそも搾取から成り立っているものなので、推進は違憲行為です。国際協調を測り、EU AI actやブラジルのAI法案などに倣って適切な規制を敷くことがまず大前提です。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
172	p21	安全性や運用基準の国際標準を目指すのであればこそ、人権や著作物や個人情報などの各種人民の権利を産業の理論により無視されることが無いよう、個人の選択が侵害されないことがないように、個人の選択と同意の尊重によって行われる個人情報の取り扱いのルール作りと、個人の尊厳を辱める悪質な使用法のみならず個人情報の強行的な利用や同意を強要するような契約面の悪用に対する罰則や規制法も望まれます。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
173	p21	認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を	認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。

174	p21	<p>生成系AIのデータセットが出力物のクオリティに直結しているのに、無断で収集されて著作権や同一性保持権や肖像権を侵害していることに問題があります。</p> <p>生成AIは仕組み上正解を出すものではなく、収集データの合成を真偽の区別なく吐き出すだけなので全てディープフェイクです。</p> <p>特にネット上ではテキスト、画像、音楽音声等で偽情報が溢れかえっており正しい情報に辿り着けません。</p> <p>顕在化してるのは、韓国同様の性的ディープフェイク等を含む人権侵害、被害です。</p> <p>今の法律では、生成系の企業にデータセットの開示を義務付け証拠集めすることも難しく、被害者側だけが訴訟費用や時間などを負担しており、圧倒的な非対称性があります。</p> <p>事業者ではない個人利用者がモデルを改造、手軽に使えるツールを悪用しており、CSAMを含む初期の機械学習向けデータセットで、セカンドレイブにあたる児童ポルノが日本の企業で販売され海外で報じられました。</p> <p>市民は普通に暮らしていても、卒業アルバムや1枚の盗撮で海外企業の事件のようなAV加工の被害に合う事も日本で特集されました。</p> <p>電力の足りない日本でデータセンターを建設すれば国民生活を脅かす点も直視してください。</p> <p>生成AI企業という公序良俗に反するものに自主性など期待せず、実効性を伴った罰則を立ててください。立法は政府にしか出来ません。</p> <p>今後使用されていく技術だなどという世迷言の根拠がありません。権利侵害を前提として成り立つ技術を推進し使うべきではありません。</p> <p>以下、各国の司法を参考にしてください。</p> <p>EU AI act</p> <p>アメリカ カルフォルニア州AB2013</p> <p>韓国 AI基本法</p> <p>ブラジル AI法案</p> <p>他団体からのパブリックコメントも参照してください。現在の日本についてベルヌ条約違反の疑義を呈されています。</p> <p>↓p189から団体パブコメ</p> <p>https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_07/pdf/94011401_10.pdf</p> <p>政府の独断で国民の財産をドブに捨てないようにお願いします。</p>	<p>デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。</p>
-----	-----	---	--------------------------------------

175	p21	社会や言語などローカルなコンテキストを持つLLMにもとづいた「AIエージェント」に関して、普及に不可欠である標準化やルール形成の議論が十分でない状況にある。すでに考慮されていると考えるが、「取組の対象となり得る個別分野」として明記すべきと考える。	今後のデジタル・AI領域の検討の際の参考とさせていただきます。
176	p21	EU AI act、ブラジルAI法案、中国のAI規制、韓国の規制法など見習って国際協調を図ってください。AI生成による被害事例にも目を向けてください。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
177	p21	4/11(金)衆議院 内閣委員会「AI推進法」質疑について 1.著作権の保護(実在しない人物の著作権) 2.実在する人物の人権 3.生成AIを道具とする認識を政府および与党が持っていない これらの法整備を願います。	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。
モビリティ			
178	p21	「次世代航空機の開発や市場獲得に向けた安全性・環境性能の要件」は、その実現において極めて重要な前提条件であると認識している。この観点から、12ページ25行目に記載された「3 規制・規格・認証を一体的に推進する」に関連し、国際的な規制に整合したグローバルな標準化活動のさらなる推進が重要である。 一方で、航空分野における規制対応型の標準化は、SAE、RTCA、ASTM、EUROCAEといったコンソーシアム型の標準化団体が主要なルール形成の場となっており、これらの団体によるフォーラム標準が実質的に国際的な規制と密接に関係している。対照的に、ISOやIECといったデジュリ標準は、各国の規制当局(FAA、EASA、JCAB等)においては、現状ではほとんど参照されていない。 このため、例えば21ページ24行目の後に、以下の記述の追加を提案する： 「特に航空分野においては、次世代航空機を含む既存の航空機産業や無人航空機の規制に対応した標準化において、SAE、RTCA、ASTM、EUROCAE等のフォーラム標準が、FAAやEASAIに代表される各国の規制当局に参照されることにより、事実上のデファクト標準としての地位を確立している。このため、当該フォーラム標準への積極的な対応と連携が、今後の国際競争力確保において重要である。」	今後のモビリティ領域の検討の際の参考とさせていただきます。
179	p21	認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を	認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。
情報通信			

180	p21	<p>情報通信</p> <p>P21 L33以降においてBeyond5Gについての言及があるが、通信においては周波数の有効活用の視点で、さまざまなRAT(Radio Access Technology)の組み合わせによるヘテロジニアスネットワークが需要となっている。しかしながら、現状我が国の通信にかかる標準化政策は、ITU/3GPPを中心とした事業者通信に対する取り組みに偏重している。他方、通信の分野で独占的先行を長年実現してきた各国は、自営通信、事業通信の双方にバランスをとりながら、新規標準提案を進めている。</p> <p>また、実際に社会実装が進められている通信規格では、IEEE802 に代表される標準規格が出荷台数と多様性でも大きいことも再認識すべきことである。</p> <p>そこで、P22 L9に以下を追記することを提案する。</p> <p>「多様な形態と需要に応える次世代通信においては、周波数協調も含め事業者通信、自営通信の連携がより重要となる。そこで、通信規格の標準化においては、利用者のEnd To End までを見据えた標準化推進が重要となる。このため、ITU/IECなどに加え、IEEE、IETFなどのSDOでの標準化活動も推進する必要がある。」</p>	<p>今後の情報通信領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
181	p22	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を</p>	<p>認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。</p>
量子			
182	p22	<p>「利活用を支える技術基盤の充実・強化を進めていく。」との記載があるが、量子については技術開発に並行して有望なユースケースの探索が必要と考える。そのため、「利活用を支える技術基盤の充実・強化及びユースケースの探索を進めていく。」とすべきである。</p>	<p>「利活用を支える技術基盤の充実・強化」において、ユースケースの探索も含まれると考えます。</p>
バイオエコノミー			

183	p23	<p>用語の定義及び具体的な施策が不明確であることが問題と考えます。まず、本項に記述されている「バイオエコノミー」、「バイオものづくり」及び「バイオ由来製品」について、用語の定義を明確にする必要があると思います。「バイオエコノミー」に関しては、統合イノベーション戦略推進会議による「バイオエコノミー戦略」において、(1)バイオものづくり・バイオ由来製品、(2)持続的一次生産システム、(3)木材活用大型建築・スマート林業、(4)バイオ医薬品・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連産業、(5)生活習慣改善ヘルスケア、デジタルヘルスの5つが取り組むバイオエコノミー市場として挙げられています。本文書においては、上記の(1)のみがこの項で記述されており整合していません。本項の記述をこのままにするならば、タイトルは「バイオものづくり・バイオ由来製品」とすべきではないでしょうか？ 次に、「バイオものづくり」に関しては、同様に「バイオエコノミー戦略」の中に、「バイオものづくりとは、遺伝子技術を活用して微生物や動植物等の細胞によって物質を生産すること」と記載されており、これは定義として扱える記述と認識しています。一方で、例えば近畿経済産業局の資料では、「遺伝子技術の活用の有無に関わらず、バイオものづくり分野を広く捉えながら、新たなプロジェクトの創出を促進する」との記述があり、これは「バイオエコノミー戦略」の定義と完全に矛盾しています。また、「バイオ由来製品」については、バイオエコノミー戦略の中で、「バイオマスを原料として又はバイオテクノロジーの活用によって生み出された製品のこと。」と明記されています。これは、同文書の「バイオものづくり」による製品を含むものと理解できます。定義が不明確な用語を使用すると、個々の案件がそれに含まれるのか否か不明確なまま議論が進むことになり、大きな問題を生じるリスクがあります。上記例示した不整合を解消させるためにも、定義を明記していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、バイオエコノミーの定義についての脚注を追記します。</p>
184	p23	<p>「世界各国でバイオエコノミーに関するルール形成が加速」との記述があります。現に、EUではバイオテクノロジー及びバイオマニュファクチャリングに適用される法律がEU政策全体でさらに合理化できるかどうかを分析し、規制枠組みの簡素化、承認の迅速化、市場への製品投入などを目的とした規制枠組みの簡素化を模索しているようで、ISO/TC 276に情報提供を依頼する文書が回付されています。規制の詳細は不明ですが、バイオものづくりによる製品の導入を加速させるための施策と思われます。本文書には、「バイオものづくりは当面は市場となる分野が限定的」との記述があり、それを前提とした標準化の施策を考えられているようですが、出来ることだけをやるのではなく、本文書P13に記</p>	<p>今後のバイオエコノミー領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>

		載されているように、省庁間(さらには産業界とも)で連携し、市場が限定的となる原因は何か考えて、その解決策として規制等も含めて議論することが必要と考えます。	
185	p23	内閣府が策定したバイオエコノミー戦略のP9において「自然資本の劣化や 生物多様性の損失」「バイオものづくりの基礎となる生物・遺伝資源の保全」と記載されている。遺伝資源の活用や利益配分に関する国際交渉・ルール形成を無視してはバイオものづくりは語れないはずであり、その観点を追加するべきではないか。例えば、取組の対象となる個別分野において、「遺伝資源における取組の標準化・国際ルール形成への主体的参画」などの記載を入れるべきではないか。担当省庁となる外務省も当然ながら国際標準のメインプレイヤーであり、取組省庁に追加すべきではないか。外務省の積極的な経済政策への関与によって国益をなしてほしい。	今後のバイオエコノミー領域の検討の際の参考にさせていただきます。
186	p23	バイオエコノミー戦略のP9において「海洋汚染」「生分解性製品の普及による海洋汚染の減少」と記載されている。この分野については日本の産総研を中心に取組が活発にされている。個別の対象の事例として記載するべきではないか。現状だといわゆる「医薬品や化学発酵」などに偏っており、本戦略が政府全体戦略であるのであれば、政府の各セクターの取組について幅広く記載するべきではないか。とくに農林水産省の取組が不足している印象である。 参考資料:「バイオエコノミー戦略」 https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/bio_economy.pdf	今後のバイオエコノミー領域の検討の際の参考にさせていただきます。
(3) 重要領域			
介護・福祉			
187	p23	子ども家庭庁が関わるのはおかしいです。文章から読み取れるのは高齢者の福祉や介護で、子供のことは考えられていないようなので外してください。	福祉や介護には子どもも対象となり得るため、原案が適当と考えます。

188	p23	<p>我が国は、人口減少・少子高齢化社会を進む国として、世界の最先端を走っているのは、周知のとおりである。こうした中、持続可能な社会保障制度の構築が我が国の政策の最重要課題である。しかし、介護人材の不足や生産性向上等が問題視されているが、対処療法的と思われる政策が目につく現状である。こうした課題に対してこそ、EBPMの考え方に基づいた基礎データを積み上げた政策立案が欠かせないのではないかと考える。</p> <p>我が国の介護保険制度では、一次判定というデータに基づいた判定を行い、その後当該一次判定を参考に介護認定審査会で専門家が要介護度を定めるという世界でもまれにみる仕組みを取り入れている。この一次判定は、介護サービスの現場を1分間タイムスタディという手法を用いて、人の状態に応じて介護の種別毎に要する時間を調査することで、人の状態に応じた介護の必要度を時間で推計するという考え方からできている仕組みである。介護保険制度の運営では、この手法を取り入れることで、日本中の要介護認定の公平性を担保している。</p> <p>介護保険制度が2000年に始まってから4半世紀が経過し、高齢化により高齢者が増加し、要介護者は飛躍的に増加し、過去には顕在化していなかった認知症が問題視されるようになり、逆に介護サービス現場の生産性向上も図られるようになってきた。しかし、この一次判定の見直しは、動ける認知症の方が介護度が高いという課題等に対応するために一度行われただけで、2009年度以降は見直しが行われていない。良い仕組みではあるが、現状を反映できているのかは疑問もある。</p> <p>また、介護人材の不足が叫ばれており、その不足する介護人材の推計も行われているが、その推計方法は、現状の延長線上での推計でしかない。現状の要介護者に対する介護人材数というベースの情報に対して、現行の人口分布別の要介護者数を、将来推計の人口分布に置き換えた場合の要介護者数を算出し、その場合の現行の介護現場の現状を当てはめて必要な介護人材数を推計するというような方法である。この推計では、現状の介護課題を捨象し、介護人材のヒエラルキーを無視し、将来の介護の生産性向上にも無頓着になっている。</p> <p>この様な現状において、提案したいのは、介護現場の調査である。一次判定で行ったような1分間タイムスタディのような手法を用いても良いし、これを発展させたもの、又は他の手法でも良い。実現したいのは、介護の現場では、どのような状態の人に対して、どのような介護者がどのような介護をどの程度実施しているのか等を調査するという事である。同じような手法で、入院時の看護等の業務量や障害者等に対する業務量も調査できるとさらに良い。</p>	<p>今後の介護・福祉領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
-----	-----	---	--------------------------------------

		<p>調査した結果は、介護保険の一次判定でも活用可能であろうし、今後の介護の在り方や介護人材の推計にも活用できると思われる。複数の専門家による協議が必要であろうと思われるが、これからの社会における高齢者、障害者、患者等のためのケアの業務量調査の標準的なものにすることが望まれる。これは、人口減少・少子高齢化社会を進む国として、世界の最先端を走っている我が国の目指すところでもある。</p> <p>現在の我が国のヘルスケア関連の調査項目は、その調査対象によって異なる。このため、1つの分野での調査結果は、他の分野で行かされることは無い。同じ介護の分野であっても、要介護度が低い人と要支援以上の人手は評価する項目が異なる。全ての分野で共通した評価項目を用いて評価できるようにするというのは、評価項目が多くなりすぎて現実的な方法とは思えないが、制度設計の前段階の調査においては、共通項目をベースにしてはどうだろうか。こうしたことを踏まえた調査設計を行えば、分野間でも活用が可能な評価軸ができそうであるし、経過観察が可能になり、将来推計にも役に立つものができそうである。更に言うと、こうしたデータをベースとした制度設計が可能になり、データ蓄積が進めば、人工知能などの活用も可能であるだろうし、これから超高齢化社会を迎えようとする国々に対しても、参考になる知見を示せる。このEBPMをお手本として、世界に輸出可能な仕組みとなり、多くの友好国を生むきっかけにすることもできるのではないだろうか。</p> <p>我が国は、人口減少・少子高齢化社会の最先端を走る国として、EBPMを活用することで、世界のリーダーになることを目指してはどうだろうか。</p>	
189	p23	<p>以下の理由により、「質や安全性の基準化を通じた」を削除していただきたい。</p> <p><理由> 介護サービスの品質基準構築において、検討しているのは質や安全性の基準のみではないため。</p>	今後の介護・福祉領域の検討の際の参考とさせていただきます。
190	p23	<p>以下の理由により、「…進めていく。」を「…進めるとともに、これら国際標準規格の実効性を高めるための認証スキームの構築・普及を一体的に推進していく。」に修正</p> <p><理由> 現行の記述では国際標準化の推進のみに言及されているが、標準規格の実効性を高めるためには認証スキームの構築・普及が不可欠である。特に介護・福祉分野では、現行法制度においてきめ細やかな制度がすでに構築されている中で、規格の形式的な遵守だけでなく、実質的な質向上につながる認証の仕組みが重要となる。</p>	今後の介護・福祉領域の検討の際の参考とさせていただきます。

191	p23	<p>※以下につき、下記理由で修正案への修正を求める。</p> <p><修正案> ISO TC 314高齢社会における国際標準案の審議の過程で、わが国はオピニオンリーダーとして、わが国の知見を標準案に効果的に反映させてきている。</p> <p><理由>2023年に、ISO TC 314高齢社会に対して、英国からISO 25557「在宅および介護施設での高齢者ケア」が提案された。この国際標準化について、日本はオピニオンリーダーとして主導的役割を果たし、日本の知見を標準案に効果的に反映させてきた。国際的な認識は醸成され、標準案はすでに最終段階にある。したがって、「介護サービスの質に関する認識の醸成から始める」時期は過ぎている。</p>	今後の介護・福祉領域の検討の際の参考とさせていただきます。
インフラ			
192	p24	<p>【内閣官房(経協インフラ)、内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)、外務省、国土交通省】との記載があるが、スマートシティに関しては総務省や経済産業省でも実施していると考え。そのため、「【内閣官房(経協インフラ)、内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局)、外務省、国土交通省、総務省、経済産業省】」とすべきである。</p>	記載された省庁は、網羅的なものではなく、現時点で主たる省庁名のみを記載しています。
宇宙			
193	p25	<p>宇宙基本計画にも記載の衛星コンステを含めたニーズを見据えて有限な資源である周波数帯域の国際的割り当てを議論しているITU-Rの標準化活動等にもリソースをわり充てるべきと考える。</p>	今後の宇宙領域の検討の際の参考とさせていただきます。
194	p25	<p>宇宙技術は、他の領域と掛け合わせることでより新たな可能性が広がる。現状の文案では、他領域との組み合わせについて考慮されていない。(例:宇宙×再生可能エネルギー、宇宙×ミッションクリティカル通信、宇宙×量子等)</p> <p>宇宙技術においても、領域間連携をスムーズに進めるための場の提供も標準化、ルール形成戦略に含めるべきと考える。</p>	ご意見の他領域との組合せについては、第4章(1)において、「ワット・ビット連携のように、「デジタル・AI」・「環境・エネルギー」・「情報通信」などの領域の相互の連携・連結を見越した領域横断的な国際標準の検討・分析も進めていく」としています。
195	p25	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を</p>	認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。
半導体			

196	p25	<p>第4章(3)(13)「半導体」に関する記述においては、我が国の国際標準戦略上、半導体が重要領域として認識されている点は評価できるが、以下の観点から更なる強化が望まれる。</p> <p>第一に、先端半導体、特にAIエッジ用途などに代表される最先端の応用分野への言及が不十分である。政府は先端半導体への巨額投資を実行し、首相を含む政策決定層からも国家戦略として明言されている。これらを踏まえると、先端半導体分野は戦略領域として格上げし、国際標準化活動との連動を一層強化すべきである。</p> <p>第二に、半導体集積の進化の中心が微細化からチップレット化、すなわちパッケージング技術へと移行している現状に鑑み、ヘテロジニアス・インテグレーションや光電融合といった革新的技術に対する標準化の必要性を戦略に明記すべきである。日本は高機能材料において国際競争力を有しており、それらの強みを最大限活かすためにも、パッケージング技術に関する国際標準化の主導を戦略的に進めるべきである。</p> <p>第三に、米国との通商政策の観点からも、国際標準の重要性はかつてなく高まっている。半導体に対する関税措置の議論や、独自基準の撤廃、規制緩和への要求が進む中、日本が国際標準に積極的に関与することで、輸出競争力と安全保障の両立を図る必要がある。</p> <p>第四に、日本の半導体・部材の最大の強みは「高い品質と信頼性」である。この差別化要素を、国際標準の形で可視化・定量化することによって、他国との差異化を図り、国際市場における地位を維持・強化する方策が必要である。</p> <p>最後に、車載半導体分野の将来性と日本の優位性を戦略の中でより明示すべきである。国内に多くの完成車・車載機器メーカーを有することは、信頼性要求が極めて高い車載分野において、日本発の国際標準創出に有利に働く。センサーやAIエッジによる安全性向上の進展とともに、信頼性評価手法や材料標準などにおいて主導権を確保すべきである。</p> <p>以上を踏まえ、半導体分野における標準戦略は、レガシー半導体のサプライチェーン強靱化に加えて、先端・車載半導体、パッケージングや高品質・高信頼性、差別化といった多角的な視点から再構築されるべきである。</p>	<p>今回、半導体領域を含む重要領域の中で、その熟度や対応の緊要性を踏まえて戦略領域を選定していますが、重要領域・戦略領域の選定は当面のものであって、モニタリング・フォローアップ結果やご意見も参考に引き続き検討していきます。</p>
資源			
197	p27	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を</p>	<p>認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案ど</p>

		新)...国際標準化(認定・認証を含む)を	おりとします。
海洋			
198	p27	<p>VDES(VHF Data Exchange System)は、海洋DX分野で利用されているAIS(船舶自動識別装置)の後継システムであり、AISに関して我が国メーカー合計で大きなシェアを保有しています。また、最新の海洋基本計画及び宇宙基本計画において、海洋状況把握(MDA)項目にも記載されています。</p> <p>この優位性と責任を有するVDESの標準化に対して上流からの取り組みを行うと同時に、「海洋と宇宙の連携」により、社会実装を世界に先駆けて実現することで、世界中の海洋情報を一元管理できる国際機関の国内誘致・設置等を図ることで、「海洋情報立国」確立を図る戦略が有効と考えます。</p> <p>(参考資料:海洋デジタル時代に向けた衛星VDESに関する政策提言(Ocean Newsletter、2011. 11. 5発行))</p>	今後の海洋領域の検討の際の参考とさせていただきます。
199	p27	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか</p> <p>現)...国際標準化を</p> <p>新)...国際標準化(認定・認証を含む)を</p>	認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。
200	p27	<p>海洋分野にVDESが記載されましたが、安全に重点が置かれていると 思料いたしました。</p> <p>そこで、経済性、つまり環境負荷の低減についても言及してよいのではないかと考え、以下の案を提案させていただきます。</p> <p>「また、より高度な航海機器の導入により、海上の安全性を向上させるとともに、船舶運航や港湾管理の効率化を通じて環境負荷の低減および経済安全保障の強化を図る。そのため、VDESの性能・技術基準等についての国際標準化を進める。」</p>	今後の海洋領域の検討の際の参考とさせていただきます。
201	p27	<p>内閣府のSIP海洋安全保障の構築プログラムにおいて海洋の生物多様性に配慮したガイドラインの策定などを目指している。このような事業を可能とする要件の国際標準化も重要な観点ではないか。中国などの他国が先んじてそれを作り日本が掘削が不可能になってしまったらもともこもない。個別の取組の例示として「海洋の環境影響評価」を追加すべき。</p> <p>参考資料:「研究開発テーマ SIP3海洋安全保障プラットフォームの構築」</p>	今後の海洋領域の検討の際の参考とさせていただきます。

202	p27	<p>テーマ2「海洋環境影響評価システムの開発」 https://www.jamstec.go.jp/sip3/j/themes/ 意見2:南鳥島沖での商業採掘の議論がISA(国際海底機構)で行われている。その中でも海洋における生物多様性への影響が議論になっている。そのような点についても言及するべきではないか。国際ルール形成や標準化の具体的な議論の場を明示しておくことで政府の他の政策との関連付けを広く一般国民にもわかりやすく記載するべきではないか。 参考資料:「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」(令和6年3月22日、経産省) https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240322001/20240322001-1rr.pdf</p>	<p>今後の海洋領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
医療・ヘルスケア			
203	p27	<p>医療分野における各種データの標準化については、もう20年来議論され、厚労省でまとめられて来ている。中央ではかなり進んできた。しかし、問題は、それが各医療機関等にまで(末端にまで)普及しないこと、その普及しない理由の一つが各医療機関の業務の煩雑さや投資に依存していることを十分認識せずに、上から目線で進められていることである。例えば、レセプト請求におけるコード化。これができれば審査支払基金や保険者は楽になるのであるが、その端末から似たような医療行為の中から該当するコードを多数の選択肢の中から選び出し、入力する医師の事務的作業の負担の上に成り立っている現状である。電子カルテは今後普及するであろうが、様々な大手から中小までの各電子カルテ業者が、別々の仕様で開発し、ある程度普及してしまっている中で、一律標準化を取り込むのが困難(不可能)になっている。最大のシェアを占める企業は電子カルテの高価格を維持し、自社のシステムを他社にも押し付けようとするのみでは、業界全体として標準化を困難にする。マイナンバー保険証についても、医療機関にも患者にも、不自由、不便なシステムを押し付けるのみで、その裏に大きな利権が見えてしまう。</p>	<p>今後の医療・ヘルスケア領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>

204	p27	<p>全国医療情報プラットフォームの構築には、個人情報の保護という、医療をめぐる機微な情報を扱う基本原則が確立されていない。医療や介護に係わるすべての国民の各個人の全情報を、一手に集積し、管理して活用する大構想であるが、夫々のデータベースとの接続や、自治体との接続、等が必須となり、その接続部分がセキュリティの穴になる。当然各接続部分に管理する運営者が存在することとなり、自治体とだけでも1,700か所以上の接続ポイントが想定される。そのどこかに情報保護リテラシーに欠ける管理者がいるリスクを考えただけでもシステムの信頼性が強く問われるところである。このようなシステムが国際標準を最新化できうる発想を生むことは不可能である。むしろ、国際標準のセキュリティが満たせず、不十分性が指摘されることとなろう。国民はこのような情報漏洩の留リスクを見抜いて、安全性や利活用に信用が置けない気分がいつまでも解消されていない。少なくとももうさん臭さの臭いを嗅ぎ取っていて、政府がいくらマイナンバーカードやマイナ保険証の利便性や医療の質向上（その内容は、不明、または、打ち出されている貧弱なものしか言えていない）を唱えても、不信、不安が払拭されず、普及に歯止めがかかっている。</p> <p>医療データの利活用が前のめりに主張されており、公的にも、また非合法的にもデータの目的外利活用や悪用が容易なシステムの中で、さらにデータの流通を優先させる主張の先には、個人情報といった間に本人の管理でき得ないところで拡散し、不利益な様々な利活用にも供され得るリスクを抱えている。ここをしっかりと押さえていないと、最終的にはこのシステムは崩壊、または生煮え・細々存続の金食い虫になりかねない。欧州のGDPRのような基盤を整備したうえで、その上に立脚したデータ流通のあり方を示すのでなければ、標準化の国際的基盤にはなりえない。</p> <p>医療情報は究極の個人情報、機微にわたる個人情報であり、最も秘匿性の高い、要配慮個人情報の一つである。他人には絶対知られたくない病歴や現病のみならず、家族歴、遺伝子情報等、それが流出すれば、他人が様々な目的に利活用（悪用）可能な情報である。それ故、今も裏社会で情報売買が行われている、収益のネタにされ得る。誤って流出し、悪用されるシーンは、例えば本人に対する誹謗中傷・公開暴露による人格の棄損、不利益強要にとどまらず、家族の病歴情報を悪用した取引や昫め、果ては思想転向まで迫る利用場面が十分想定され得る。さらに、累は家族、親類、子孫にまで及び得る重要データである。IT化や電子政府が進んでいるヨーロッパ諸国に於いて、個人情報の取り扱いが厳密に、厳格に設定されるのは当然であろう。日本が発する、緩い個人情報、医療情報の取り扱いが、国際標準とされることはないであろうし、現状の日本国内でこのような緩い取り扱いに議論が進んでいることは、ほとんどの日本国民にとっての情報危機でもあり、国内的にも許されるべきではない。</p> <p>医療情報の域内流通を議論している欧州は、EHDSの方向で議論が進んでいるが（国をまたいだ個人情報・医療情報の二次利用）、その規定文書のあちこちに、必ずGDPRの基盤の上での取り扱いであることが明記されている。ところが、日本ではGDPRに匹敵するものが無く（*）、EHDSの表面だけを真似て、欧州並みとして医療データの二次利用議論が議論されていることが大問題である。</p> <p>*日本は一応、個人情報保護法があること、要配慮個人情報が法的に規定されていること、個人情報保護委員会が存在すること、等をもって、2019年よりGDPRの十分性認定国となっている。し</p>	<p>医療・ヘルスケア領域の方向性に対する ご意見として承ります。</p>
-----	-----	--	---

		<p>かし、その後の要配慮個人情報の運用実態や次世代医療基盤法(改正)等の動きは、個人情報保護法の枠を脱け出す情報取扱い規定となっており、個人情報保護法が及ばない領域を、医療という最も情報秘匿性の高い分野で作ってしまったている、など実態が厳密に審査・検証されれば、十分に認定が取り消されてもおかしくない状況と見ている。もちろん日本企業には企業ごとのGDPRクリアが求められ、対応は必要である。EHDSの国内議論においては、絶えず、GDPRに匹敵する取り扱い基盤をベースに、進めるべきである。さもないと欧州標準、まして、国際標準は主張し得ない。</p> <p>また、新マイナンバーカードが開発される中で、マイナンバーカードやマイナ保険証のスマホ搭載が進められるのは、政策全体の整合性を欠く。新マイナンバーカード発行は中止すべきであるが、利権がからみ不可能であろう。しかし、利権や政治的思惑にゆがめられたこのような構造(物)が、世界から遅れ、世界標準を逸脱し、世界標準化戦略から自らを遠ざける結果になることを認識すべきである。</p>	
205	p27	<p>本項に、「医薬品が国際標準化に対応できていない」との記述があります。医薬品が対応できていない国際標準とはどのようなものを指すのでしょうか？ 医薬品の有効性・安全性に関しては、非臨床及び臨床データに基づき、当局が判断すべきことと思います。一方、品質や製造に関しては、我が国も参加しているICH(医薬品規制調和国際会議)におけるガイドラインが充実しており、低分子医薬品、生物製剤に関しては、これらが参照されている認識です。また、再生医療・細胞治療・遺伝子治療に関しては、大半のICHガイドラインは適用範囲外であるため、小生が国内審議団体の委員長を務めているISO/TC 276 (Biotechnology)において、米国とともに標準開発を主導するとともに、国内では学会での啓発や認証を含む適合性評価に基づく活用促進策の提供を行っております。何に対してどのような観点で、「対応できていない」と考えられているのか、具体的に記述いただきたいと思います。</p>	<p>医療・ヘルスケア領域における「医薬品が国際標準化に対応できていない」とは、特に医療DXの文脈において、国際共同研究を見据えたデータ利用環境の整備という観点から、医薬品に係る国際標準化が不十分という趣旨となっており、その点については、その後の文章からも読み取れるものと考えています。</p>
206	p27	<p>臨床検査で使用する医療機器および検査試薬においては、医療機器・検査試薬自体に対する性能評価方法についても、米国の団体が発行する EPシリーズのような国際標準への整合を進めなければ、臨床検査における安全性・有効性が国際社会に認められず、国際展開・国際協力の実現は困難である。</p> <p>このため、現在日本国内の臨床検査標準機関と米国の団体との協業で、ガイドライン(英文)の和訳を日本市場で公開するための体制構築を進めている。</p> <p>この体制が構築され、和訳文書が持続的に日本国内の臨床検査室や臨床検査薬メーカー、及び規制当局に提供され、承認審査や認証等での利用が促進されると、臨床検査の国際標準化が進展し、医療システ</p>	<p>今後の医療・ヘルスケア領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>

		ムの国際標準化対応が可能になると考えている。	
207	p27	<p>臨床検査の質保証や血液検査のような日本が国際標準をリードしている分野においては、日本の技術を新興国に浸透させることで、医療環境の向上に貢献することが可能である。</p> <p>学会と連携した新興国の医療従事者に対する基本的な検査技術の教育支援、新興国における各国の政府等と連携した外部精度管理体制の構築と浸透を支援する活動などは、新興国における医療サービスのインフラ整備、臨床検査の精度向上、および人材育成を支援する活動の具体例である。</p>	今後の第3章(4)の取組及び医療・ヘルスケア領域の検討の際の参考にさせていただきます。
208	p27	<p>ゲノムデータに関する個人情報保護制度を緩和頂きたい。具体的には、以下の変更を希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲノムデータを個人情報法の個人識別符号から外して頂きたい(特に、体細胞変異やcell-line由来のゲノムデータ) ・ゲノムデータを仮名化・匿名化出来るようにして頂きたい <p>○背景:</p> <p>米国では、ゲノム情報自体は個人情報とならず、倫理審査も必要無い。EUのGDPRでも個人識別符号の概念は無い。</p> <p>一方で、日本では、がん細胞やcell-lineからの全ゲノムシーケンス(WGS)や全エクソームシーケンス(WES)のデータでさえも、本人到達性が無く、可変性が否定されるデータであるにもかかわらず個人識別符号となっており、仮名化・匿名化が出来なかったり、第三者提供が不可能となっており、日本と米国間の拠点間でのデータのやり取りで障壁があるなど、日本はゲノムデータを用いた研究開発を実施する上で海外に著しく劣化した環境となっている。</p>	医療・ヘルスケア領域の方向性に対するご意見として承ります。

209	p28	<p>体外診断用医療機器の国際展開・国際協力を達成するために、メーカーの品質マネジメントシステム(QMS)に国際標準を取り入れる必要がある。具体的には、製品実現プロセス(市販前)と市販後プロセスに以下(1.2.3.)の国際標準を適用することを提案したい。これにより、日本の臨床検査の精度保証と医療提供の水準が向上し、技術力の高い日本企業が海外市場で競争力を持つことが期待出来る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計量計測トレーサビリティ(臨床検査データの精度保証を確実にするための校正方法)[ISO17511] 2. 性能評価ガイドライン(体外診断用医療機器の性能評価)[CLSI EPシリーズ] 3. 市販後性能追跡(市販後製品の性能を継続的に監視する規制要求事項)[IVDR: PMPF] 	<p>今後の医療・ヘルスケア領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
210	p28	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準化を 新)...国際標準化(認定・認証を含む)を</p>	<p>認定・認証は、国際標準化を図った後の実装段階の取組であることから、原案どおりとします。</p>
211	p28	<p>国内CMO/CDMOIに対する日本当局GMP査察結果を、海外薬事申請等で一層活用するための環境整備について言及いただきたい。例えば、28頁、3～4行目に、以下の「 」部分の追記をするなど。</p> <p>・・・バイオ創薬を始めとする医薬品に関わるガイダンス・規制の調和「並びに国内CMO/CDMOIに対するGMP査察結果をグローバルに活用するための環境整備」を進めていく。</p> <p>○背景:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米と異なり、GMP査察及びGMP証明書が製品単位であり、国内にCMO/CDMOをもつと海外展開のハードルの一つになっている。 ・欧州のような査察結果のデータベース化による公開が不十分で、日本のGMP証明書の国際的な認知度が低い。 ・国内に製造サイトをもつことの魅力が低下しており、経済安全保障、人材育成の観点からも長期的にみて懸念とおもわれる。 <p>○狙い:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内に製造サイトをもつことの魅力向上によるCMO/CDMO誘致の促進(経済的効果) ・経済安全保障の確保 ・裾野の広いバイオ人材等の育成 <p>○具体的な施策(厚労省):</p>	<p>今後の医療・ヘルスケア領域の検討の際の参考とさせていただきます。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・PIC/Sへの参画によるGMP査察の国際標準化への貢献 ・薬機法の改正 ・GMP査察結果の公表 	
212	p28	<p>日本と米国間でGMP査察のMRAを締結いただきたい。</p> <p>○背景： EU-日本、米国-EU間でMRAが締結されていて日本-米国間で締結されておらず、日本で製造した医薬品を輸出する際にGMP査察対応で工場現場に負担が生じている。</p> <p>日本国内での製造施設投資を促進する観点でも、工場現場の負担を大きく軽減できるGMP査察に関する日本-米国間のMRA締結を要望する。</p>	今後の第3章(4)②の取組、及び医療・ヘルスケア領域の検討の参考にさせていただきます。
第5章 モニタリング・フォローアップの実施と戦略の見直し			
(1) 国際標準化活動のモニタリングと官民での適切な共有・対応			
213	p29	<p>定期的なモニタリングに当たっては、我が国の国際標準化コミュニティ、即ち、国際標準化エコシステムに過度な負担を発生させないよう、国が関与を強める優先分野である戦略領域・重要領域に可能な限り絞り込みをお願いしたい。また、取組むべき新しい国際標準分野の探索については、事務局の専門性と人員規模から、外部コンサル発注の可能性が高く、これを回避し、標準化に関する専門性の高い、各省(国土交通省、厚生労働省、農林水産省、総務省、経済産業省等)が権限に基づき、取組むべき課題である。P29の28行目、アジャイルは、日本語を活用し、「迅速な」と修文をお願いする。</p>	今後のモニタリングの実施に当たっては、関係者に過度な負担とならないよう、また、担当省庁と連携して対応します。また「アジャイル」の意味が分かりにくいというご意見を踏まえ、「俊敏」を併記します。
214	p29	<p>社会実装(に向けた支援)についてもひとこと言及してはどうでしょうか。</p>	社会実装については、第3章及び第4章に共通する目標と考えます。
215	p29	<p>認定・認証を含むことを明示するため、以下修正をしてはどうか 現)...国際標準活動 新)...国際標準活動(認定・認証を含む)</p>	国際標準化活動と認定・認証は別の活動であることから、御意見を踏まえつつ修正します。
216	p29	<p>ニーズの把握にとどまらず、官民連携での戦略的パートナーシップ、共創の枠組み構築に期待したい。</p>	ご賛同意見として承ります。
217	p29	<p>「官民連携」は有効な施策と考える。欧米の政策動向や技術動向など外部環境の変化に対してアジャイルに対応し進めていただきたい。</p>	ご賛同意見として承ります。
(2) 施策と重要領域・戦略領域のフォローアップ			
219	p29	<p>標準化活動を定量的に評価することは難しいと考える。「KPI」の設定においては、数値が独り歩きしないよう、目標とする状態にどの程度近</p>	今後のフォローアップの検討の際の参考にさせていただきます。

		づけたかという定性的な評価も含めてご検討いただきたい。	
220	p30	30ページ1行目『有識者による評価を行う』8行目『関係業界の協力を得ながら』といった官民連携の部分において、課題はいずれも『一つの業界や団体では対応できない、領域横断的な分野(資料4ページより)』であるため、『有識者』『関係業界』は幅広い分野から招集をかける必要があります。しかし日本の政治においては、多業界に関係ある内容でありながら特定界限の関係者のみを『有識者』として集めた結果、他の業界の問題やリスクが過小評価される、という自体が起こっています。そんな状態で『関係省庁、産業界、学术界、関係団体等が一体となって(資料3ページより)』課題に取り組めるでしょうか。これを機に、体制を見直してほしいです。	第5章(3)において「幅広いステークホルダーが参加することを検討する」としており、特定業界に偏らない形でフォローアップを進めていきます。
221	p30	KPIによる管理は理解するが、作業量は増えていくので、数字合わせの形骸化にならないよう、意味のあるフォローがのぞまれる。特にこれを請け負う事業者が単なる管理業務としてやってしまうと、現場にとって負担にしかならないので。	今後のフォローアップの検討の際の参考にさせていただきます。
222	p30	P30の12行目、「事務局が進める市場創出や競争力強化、社会実装等の観点からの企業や業界単位でのKPI設定のための方法論の継続的な検討」については、特に、15ページの32行目にある、「GDPをはじめ経済への貢献や我が国の成長戦略に資するものであるか等の分析が行えるかどうかの検証を行っていく。」提案と同様、難易度が高く、慎重であるべきである。	今後のフォローアップの方法論の検討に際して参考にさせていただきます。
(3) モニタリング・フォローアップ体制			
223	p30	「デジタル上のプラットフォームの構築を検討する。」との記載があるが、構築だけでなくその普及も重要と考える。そのため、「デジタル上のプラットフォームの構築及び普及を検討する。」とすべきである。	ご意見を踏まえ、ご提案のとおり修正します。
(4) 戦略の見直し			
224	p30	現状の生成AIの活用に関し、利用については今一度国際情勢を見極める必要があると提言する。上記にもある通り、生成AIは多くの著作物や肖像権を抱えている。それが意図せず作用することで類似しただけ、或いは誤情報を提示する。人工知能はあくまでもプログラムに沿った働きが主であり、医療での活用や文書作成においては適していない。生成AIは人工知能とは異なり求められたデータに応じたデータを提供するだけで、人の様に思考を持っている訳では無いため、求められたデータを提示出来なければ捏造も厭わない。現在でさえデマの拡散や人	デジタル・AI領域の方向性についてのご意見として承ります。

		<p>権問題に関わっているものを活用するには慎重にならざるを得ないはずだ。</p> <p>生成AIのリスク、デメリットはいたるところで目に付くようになった。その点を踏まえもう一度議論の場を設けてほしい。</p> <p>日本の勝ち筋と拘り、日本の文化産業や人権を無視して推進することは人権国家を名乗ることが出来ないと指摘する。</p>	
別表「新たな国際標準戦略」に関する施策一覧			
225	p31	<p>各省庁でひとつずつ領域を決めて標準化戦略(標準化ロードマップ)を策定するように促してはどうか?いきなり全ての分野は無理なので、一つだけで良い。それでノウハウを共有しあって将来的に広げていければ良いと思う。</p>	<p>今後の戦略領域・重要領域ごとの国際標準化戦略の検討の参考にさせていただきます。</p>
226	p31	<p>表中に「英語版を含む」とあるが、英語版発行の目的を文中に記載すべきではないか?</p>	<p>英語版の発行については、その内容に応じて趣旨・目的が変わり得ることから、戦略中で目的を固定化することは望ましくないと考えます。</p>
227	p31	<p>農林水産省の「農林水産・食品分野における国際標準戦略」のKPIは「農林水産物・食品の輸出額の拡大」とあるが、標準化の効果が直接的・間接的にわかるKPIが他にないかご検討いただきたい。(以下、別表中「農林水産物・食品の輸出額の拡大」について同様)</p>	<p>今後のフォローアップの検討の際の参考にさせていただきます。</p>
228	p34	<p>・34ページの施策小分類の2行「組み込む」は「組み込む。」のほうがよい。33ページの例と同様に。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>
229	p36	<p>(1)産学官の取組の強化に関する36ページ「4. 研究開発段階から標準化を組み込む」において、現行の省庁欄に記載されている「国土交通省」に加え、「文部科学省」を追記することを提案する。また、施策欄に記載のある「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究」については、次世代航空機の研究開発および国際標準化における主要な担い手として、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)」の役割も重要であると考えられるため、以下のような文言の追加を提案する。</p> <p>施策の追加案:</p> <p>「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構において、研究計画の企画・立案段階から、研究成果の国際基準・標準化を念頭に置いた研究を推進するとともに、国際民間航空機関(ICAO)等に対する国際基準案の提案書作成などに主体的に関与し、国際標準化活動への貢献を</p>	<p>別表は、各省庁による現状の施策を整理したものととなります。今後の取組の際の参考とさせていただきます。</p>

		<p>図る。」</p> <p>加えて、当該活動の進捗を定量的に評価する観点から、KPI項目として以下の追記を提案する。</p> <p>KPIの追加案： 「国際基準・国際標準に係る会議への参加件数」</p>	
230	p36	<p>(2)標準エコシステムの強化における施策小分類「1. 人材育成システムを強化する」について、以下の内容の追加を提案する。</p> <p>39ページにおいて、関係省庁として新たに「文部科学省」および「経済産業省」を追記し、グローバルな標準化活動に対応できる人材育成の強化を図るため、以下の施策およびKPIを盛り込むことを提案する。</p> <p>省庁の追記：文部科学省、経済産業省</p> <p>施策(追加案)： 「グローバルな標準化活動において不可欠な共創型人材の育成を推進するとともに、国際的なSTEM/STEAM教育を中高生段階から促進する」</p> <p>KPI(追加案)： 「国際的なSTEM/STEAM教育プログラムに参加する中高生の派遣人数を、2030年までに1000名とすることを目標とする」</p> <p>さらに、39ページの国土交通省の施策欄に「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」の追記を提案する</p>	<p>別表は、各省庁による現状の施策を整理したものととなります。今後の取組の際の参考とさせていただきます。</p>

231	p39	<p>毎年度総理大臣が決定する知的財産推進計画2024のP56における「自然資本に関する国際標準化活動の強化」記載は今回の戦略にもリンクするものと理解している。このページの「環境ルール形成拠点の整備 環境ルールの形成に係る動向(EU等の政府、非政府組織、重要なビジネスセクターでの動向、技術動向等)を踏まえ、対応戦略の検討や民間企業等のルール形成人材の育成を含め、戦略的に対応する基盤を整備する(短期・中期)(環境省、関係府省)」との記載がある。この内容は本戦略のP39の「専門機関を育成・強化し、その活用を拡大」するには反映されていないようだが、境省と関係府省庁(とくに経産省は必須である)において、きちんとこの要素をP39に追記すべきではないか。</p> <p>本取組はEUの規制動向などに精通した環境インテリジェンス人材育成の取組と見受けられるが、これは専門家の議論の中で優先順位が低いため取組が不要になったという理解でよいのか。昨今の日本を取り巻くグローバル経済の議論やESG規制による産業への影響を鑑みれば、環境インテリジェンスは重要な観点ではないか。時間がかかっても、各省庁が連携して国家としてやらなくてはならない重要なテーマだと思う。</p> <p>とくに経済産業省は経済安全保障の文脈で産官学連携のインテリジェンスコミュニティを整備していると発表されている。そこにESGリスクに対する最新の情報を収集し、企業がどのように戦ったらよいか戦略を議論するべきではないか。環境対策は昔のCSR的な発想から、今は企業がやらないと市場から締め出されるものになりつつある。自然再興は環境省がリーダーシップを発揮するのだと思うが、ビジネス分野を環境省に担わせるのは荷が重たいのではないか。ビジネス関係府省庁の中でも経済産業省にはその観点を強く理解していただき、環境関連の動向もビジネスの一領域としてインテリジェンス強化に取り組んでいただくべきではないか。</p>	<p>環境・エネルギー(自然共生)領域を主な対象としたご意見と認識していますが、ビジネスの観点を踏まえ、関係省庁で連携して国際標準への対応を図ることとしています。</p>
232	p40	<p>「我が国の法律に引用されている国家規格の数・割合」と記載があるが、標準の普及を考慮すると法律だけでなく、政府調達要件に引用されている規格の数・割合も重要であると考え。そのため、「我が国の法律・調達要件に引用されている国家規格の数・割合の公表」とすべきである。</p>	<p>政府調達については、別表(1)③の中で盛り込んでいます。ご意見は、今後のフォローアップの検討の際の参考にさせていただきます。</p>
233	p42	<p>・42ページの経済産業省の施策欄の最終行「する。」は「する」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正します。</p>

234	p44	ISO/TC331の国内審議委員会を1回以上実施することはKPIにはならないのではないか。KPIは国際標準化のパフォーマンスを左右する重要な指標のことと理解するが、審議会の実施回数でなく審議会のアウトプットが大事なのではないか。内容を再度精査するべきである。例えば、KGIをISO化された提案の数とすれば、KPIはISOの委員会に関わる議論中の提案の数やその質に関わる指標ではないか。また、年1回程度の開催は通常実施されるものであり、できることをKPIと記載してしまうのは本戦略のやる気を疑われないか。本戦略の趣旨に沿った洗練されたKPIにしていきたい。また、1回以上で目標を達成できるのであれば、それをきちんと説明を追記すべきではないか。	今後のKPI設定及びフォローアップの取組における参考とさせていただきます。
235	p44	「(KPI)自然再興・国際的に見ても優位性・新規性のある環境負荷の可視化ツールを R7 までに開発する」とあるが、開発の定義は何か。内閣府CSTIのだしているTRLでどの程度の水準か。また、国際的にみて優位性のあるという定義は何か。国際標準の議論だが、これだけみると単なる研究開発の話に見えてしまい、国際標準の要素がわからない。注釈を適切につけるなど本戦略の趣旨に沿った洗練されたKPIにしていきたい。	今後のKPI設定及びフォローアップの取組における参考とさせていただきます。
236	p48	貿易手続きのデジタル化では、各種貿易書類のデジタル化が進捗している。各書類がデータ化される場合のデータフォーマットの国際標準は確定しているものが多いが、保険(貨物保険)書類は、貿易実務上の重要書類でありながら、一連のデジタル化の空隙となっていた。現在、そのデジタル化のためにデータフォーマットの国際標準策定を、日本が中心となって行っている。IUMI(国際海上保険連合)、国連CEFACT、ICC(国際商工会議所)などで日本がリードして議論をすすめており、日本の標準が国際化されれば、日本の損害保険業界にとって営業上のメリットが大きい。将来的に国際会議を招致し、イニシアティブを打ち出すことで、日本によるルールメイクを確実なものにしていきたい。こうした国際会議の招致にあたり予算措置などバックアップをいただけるとありがたい。	貿易のDX化に向けた国際標準化の取組のご紹介であり、「国際連携の強化」の「④国際標準の国際会議を日本で開催する」こととしており、関係各省と連携して対応していきます。
その他			
237	—	まず、意見提出が30日未満の理由が「『新たな国際標準戦略』の素案を作成する際の検討事項が多く、当初予定よりも多くの期間を要していることから、30日の期間は取ることが難しい。」とあるが、これはおかしい。30日後ろ倒しにすれば良いだけ。意見照会期間を短くする意味がわからない。	全体スケジュールなどを総合的に勘案し、このような日程としています。

238	—	<p>標準と呼ばれるものが必ずしも良いものであるとは限りません かつてのSonyがビデオテープなど独自規格で汎用性を失い撤退したことなどもあり ガラパゴス化することが良いこととも言えませんが 地域性というものもあり 独自の基準の方が世界の標準より良いものである場合も少なからずあります 環境民族歴史伝統言語など違う発展してきたということは それが必然だったからで それらを見捨て標準に全てを合わせていくことは 軋轢を生みます 無理が生じます 明治以降 日本は日本の独自に発達発展してきたものをひとつずつ棄て続けてきていますが それによって 経済も 学問研究の分野も衰退し 一億総病人状態になっていると言えます 日本精神である 和を以て貴しとなす とは 十把一絡げで一律になることでは無く それぞれの違いを認め合いながら 大きく包括することです 自分たちの基準規範を棄てて 誰かの標準に合わせてまで生きる必要がどこにあるでしょう 逆に言えば 日本が歴史の中で紡ぎ上げてきた様々な良いものを 標準となり得ると 世界にお奨めすることで 世界はもっとより良くなる可能性だって考えられます 定められたルールの中で活躍することを考えるのでは無く ルールを定めていく側になることを考えましょう</p>	<p>本戦略全体についてのご意見として承ります。</p>
-----	---	---	------------------------------

239	—	<p>観光業に関わる記述が見られないのですが別枠でしょうか？</p> <p>インバウンドは即刻中止を求めます。治安の悪化とオーバーツーリズムが目にとります。公共交通機関は巨大な荷物で占拠され、京都からは風情が奪われ、並ぶというマナーも知らない観光客が増え、宿は高騰し、農地も通学路も大量の観光客に踏み荒らされ、日本人が国内旅行に行けないどころか日常生活にも支障をきたしています。日本人をも対象にした出国税は意味が分かりません。外国人のみを対象とした入国税、出国税を定め、観光地は日本人と外国人で差別化した料金設定を標準とし、内需拡大を目指すべきです。</p>	<p>観光業については、国際標準活動が重要成功要因とは判断できず、戦略領域・重要領域とはなっていません。</p>
240	—	<p>戦略と戦術</p> <p>本文は、「新たな国際標準戦略」であることを鑑みると、改めて以下の点について、検討されることを推奨する。</p> <p>本文において、戦略として重点分野などを示されたことは、意義深いものであり、まさに戦略である。</p> <p>他方、この戦略に基づいて、どのSDOにおいて、何を提案し、どのような成果を求めるかは、戦術である。</p> <p>しかしながら、現状各省庁の展開は、「標準化」が錦の御旗として掲げられてはいるが、戦術としては具体性に欠けるものが多い。</p> <p>各SDOにおいては、明確にその標準策定ルールがあり、そこに何らかのアクションを持って挑むのであれば、ルールに合わせた明確な工程やKPIが設定できるはずである。</p>	<p>今後の戦略領域・重要領域の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
241	—	<p>人材不足に対する懸念を示す声は聞くが、それに対する具体的な対策が示されることが乏しい。</p> <p>各SDOでは、議長やエディタなどの役職者や新規参加者に対して、eラーニングシステムや教育プログラムを策定しています。これらを活用するとともに、日本向けに同様のプログラムを作成することが必要です。</p> <p>なお、合意形成において重要な議事運営スキルなどを得るために、中国やインドでは、SDOと同等のルールに基づく模擬的な委員会(シャドウコミティ)を組成するなどの取り組みもある。</p> <p>国際標準化を推進し、産業競争力や安全保障に資するには、これに資する人材を育てるとともに、一つのキャリアステップとして位置付ける仕組みや制度の確立を、官民を超えて取り組むことが求められる。</p>	<p>今後の第3章(2)①の取組の際の参考にさせていただきます。</p>
242	—	<p>最後に、以下を改めて提案します。</p> <p>1.国際標準化は、研究開発ではなくマーケティングの戦術であることを再認識すべきである。</p>	<p>第2章(3)(事業者・業界団体)に含まれると考えています。</p>

243	—	<p>最後に、以下を改めて提案します。</p> <p>2. 日本的なデジュール、フォーラム、デファクトという類型化は、定義を含めて再考すべきである。</p>	<p>注釈を設けることとします。</p>
244	—	<p>最後に、以下を改めて提案します。</p> <p>3. 各種研究開発支援、助成においては、「標準化」を目的化、評価対象とするのではなく、社会実装と成果展開を対象すべきである。</p>	<p>社会実装をゴールとしつつ、そのツールとしての標準化を評価します。</p>
245	—	<p>(i)～(xi)は脚注番号を示します。</p> <p>(1) 国際標準戦略は、国家目標である「国家のあるべき姿」を実現するための単なる一つの手段であります。その観点で、新たな国際標準戦略(素案)において、日本のあるべき姿を冒頭で明確化している点に賛同いたします。但し、あるべき姿として、「国際社会や我が国が抱える課題解決に貢献する」ことも重要であると考えますが、それに加えて、日本の成長・発展の姿もあるべき姿として描く必要(i)があると思います。</p> <p>(2) 日本のあるべき姿を設定されていますが、あるべき姿に対する現状とのギャップ(課題)の整理やそのギャップ(課題)が存在する真因の説明(解析)がなく(ii)、新たな国際標準戦略(素案)第2章P6において唐突に3本柱(「国際標準戦略の明確化とガバナンス」「標準エコシステム」「産官学官の取組」)、及び「国際連携」「重要領域・戦略領域の選定と支援」「モニタリング・フォローアップ」という取組項目(iii)を列挙して説明されているため、これら取組を実行するとどのようなギャップ(課題)が解決(iv)されて目標とするあるべき姿に日本が到達するのかを理解することが難しい(v)と思います。また、ギャップ(課題)の整理がされれば、ギャップ(課題)と結びつく各対策の目標やKPIも自ずと明確になるものと理解しております。新たな国際標準戦略(素案)を国民がしっかりと理解することは非常に重要と考えますので、新たな国際標準戦略(素案)を実行すると、あるべき姿に日本は近づいてゆくことを国民が容易に理解できるような説明(vi)を期待いたします。更には、本国際標準戦略の時間軸を明記することも必要かと思えます。</p> <p><脚注></p> <p>(i) 重要領域、戦略領域の中で具体的に選定された個別分野の中にはこの主旨で選定された分野もあるように思われます。それであれば、「日本の成長・発展の姿」もあるべき姿に位置付けて「重要領域・戦略領域」の選定/説明につなげてゆくことが国民の理解を深めると考えます。本来、日本のあるべき将来像は標準戦略の為に考えるものではなく、別の会議体等で議論されていると思われるので、それを実現する手段としての国際標準戦略を整理/説明頂ければと思います。</p> <p>(ii) 第1章において、現状分析や過去施策の振り返りを行い、更にはギャップ(課題)が存在する/未だ解決できていない真因を解析/説明する必要があると考えます。</p> <p>(iii) ギャップ(課題)の整理方法によっては、取組項目の整理も変わってくる可能性があります。例えば、新たな国際標準戦略(素案)P6や図1の整理とは異なり、同P11では「(2)標準エコシステムの強化」というまとめがされています。更に、国際標準戦略部会(第7回)での</p>	<p>本戦略における我が国の将来像としては、「はじめに」に記載のとおり、「国際標準による社会課題解決と市場創出」を目指し、そのために「標準エコシステムの強化」を図ることとしています。その上で、第2章「(2)官民の取組の進捗状況と海外の状況」において、改善の余地がある点や、海外が進んでいる点を示し、それらの余地を埋めるため、我が国において第3章～第5章の取組を行うという構造となっています。</p>

	<p>配布資料2-3「新たな国際標準戦略のポイント」のP3では「担い手の強化」という整理がされています。</p> <p>(iv) 2006年に戦略を策定した後、未だに同様の課題が残存していると言われている中、果たして今回の取組で課題が解決するのかが不透明であります。</p> <p>(v) 真因によっては別の対策が必要になるのではとの疑問を抱きます。また、課題の優先度や重要度を考慮するとやるべきことの選別もできるかもしれないとの疑問も抱きます。</p> <p>(vi) 特に、新たな国際標準戦略(素案)P10以降に書かれた個別特有な具体的施策や別表に書かれた各省庁が実施する個々の施策が多数挙げられていますが、ギャップ(課題)との関りの説明が無く、何をするための対策かが不透明であります。更に、施策をこれほど沢山実施しないとギャップ(課題)が埋められないのか、ギャップ(課題)を埋めるのに有効かつ効果的な施策になっているのかといったことも含めて容易に理解できるような説明を期待いたします。</p>	
--	---	--

246	—	<p>(i)～(xi)は脚注番号を示します。</p> <p>(3) 新たな国際標準戦略(素案)における取組の最重要項目は「重要領域・戦略領域の選定と支援」であり、その他の取組はその最重要項目を成功に導くための基盤的な位置付けであると考えます。その観点で、「重要領域・戦略領域」を国として選定して重点的に取り組む方向性に賛同致します。そのように「重要領域・戦略領域」の重要性を考えますと、「重要領域・戦略領域の選定と支援」の整理/説明について、特に以下の観点で更に充実されることを期待いたします。</p> <p>(3-1) 領域選定が新たな国際標準戦略(素案)に合ったものであることを国民が容易に理解できるように選定の戦略性を含め(vii)選定基準をはっきり(viii)させて頂きたい。例えば、新たな国際標準戦略(素案)本文と国際標準戦略部会(第7回)での配布資料(資料2-2、2-3)とで表現が異なり、具体的には「日本が強みを有する」ことが領域/個別分野の選定の基準になっているのか否かがはっきりしません(ix)。</p> <p><脚注></p> <p>(vii) (1)で述べたように、日本の成長・発展の姿をあるべき姿として挙げて頂ければ、必然的に整理/説明できるのではないかと思います。</p> <p>(viii) 国民の理解を促進するための一つの策として、全個別分野を対象に選定基準項目を入れた表をつくり、各分野が各選定項目を満たしている(○)ことを示した表があると理解しやすいと思います。このようなまとめは、フォローアップでの検証や個別分野の改廃議論の際にも有用と思われます。</p> <p>(ix) 「日本の強み」の観点に関しては、国際標準戦略部会(第7回)での配布資料1-1のP6やP16に記載の委員意見にあるように、「日本の勝ち筋」「日本の強み」を加味する必要性が指摘されていることを勘案すると、この観点で整理した上で明確化が必要だと思います。更に同資料P6には、「市場規模」も考慮する旨の整理がされていますが、そのようなことが行われた結果であることの説明が新たな国際標準戦略(素案)に記載されていません。</p>	<p>領域選定の基準については、「日本が強みを有する」ことを基本としつつも、「強みが明確ではないとしても日本として守らなければならない分野・領域」といった観点も加味しています。</p>
-----	---	--	--

247	<p>(i)～(xi)は脚注番号を示します。</p> <p>(3-2)新たな国際標準戦略(素案)P15以降および別表に記載の通り、非常に多くの数の個別分野が列挙されています。これらすべての個別分野について国としての戦略を策定し、国としてその戦略実行する体制を設け、その戦略遂行をフォローするという現実的に可能なか不明瞭であります。仮に、国家戦略として必ずやらなければいけない個別分野が挙げられているとすれば、その遂行に必要なリソースは足りているのか?、足りていないなら具体的にどのくらい足りないのかを明確にし、そのリソース不足解消に対してどのような対策をするかを考えないと戦略を実際に遂行することは困難になると思います。</p> <p>日本が重要領域・戦略領域で勝ってゆくには、具体的な領域や個別分野における戦略が策定されていることが非常に重要であります。新たな国際標準戦略(素案)P14L17-18の記載を見るに、これから戦略策定する領域/個別分野も少なからずあると想像致します。従いまして、戦略策定を含めた必要リソースの十分性は明確化しておく必要があると思われま。</p> <p>リソース面で特に重要なことは、各領域/個別分野において、如何に国際標準と知的財産とを活用することで日本にその領域/個別分野でリターンが得られるかという戦術を考えることと思います。それを考えるには、国際標準/知的財産の「戦略人材」が重要な役割を果たします。従いまして、もし、「戦略人材」が不足しているというのであれば、どの程度不足していて、いつまでどのくらいの規模の「戦略人材」を確保するのかという定量目標を立てて、それを達成する実行計画を明確にして対応してゆく必要があると思えます(x)。</p> <p>(3-3)新たな国際標準戦略(素案)は国家技術戦略ではなく、国家標準戦略であることを考えると、本戦略においてフォローしてゆくべき個別分野を更に絞ることも検討すべきではないかと考えます。その際には、想定される市場などを含めた日本GDPへの影響度合いなどによる重要度や日本の強みによる勝ち筋があるのかといった観点で優先順位をつけて絞り込む(xi)のも一案だと思えます。</p> <p>(4)モニタリング・フォローアップ体制は技術領域や省庁を横断する領域/個別分野の司令塔機能として非常に重要であると考えため、そこを強化する方針に賛同致します。司令塔機能としての全体戦略遂行のリーダーシップを期待いたします。</p> <p>その点に加えて重要なのは、それぞれの領域や個別分野の推進体制であります。個別分野の標準戦略立案策定におけるリーダーシップ、実務推進体制構築はもとより、推進リーダーへのリソース配分権限付与など含めた戦略フォロー推進体制構築が重要となると思います。それら体制が無いと、モニタリング・フォローアップの体制を作っても個別分野の実態が上手く進まないことになるかと思えます。</p> <p>更には、各領域における目標(あるべき姿)やその意図とそれを実現するための領域戦略(含む政策など)と、それらを実現するためにルール形成をどのように進めるのかの関係性が明確となることを期待いたします。</p> <p>従いまして、そのような観点の説明を追記して頂くことを期待いたします。</p> <p>また、全体および領域の推進体制の概略を図示して頂けると解り易くなると思えます。</p>	<p>戦略領域・重要領域においてまずリソースを投下することが想定されるのは、三つ目の「・」の記載部分であり、括弧書きの「※取組の対象となり得る個別分野」は、今後取り組むべき分野となり得るかどうかの検討対象ではあっても、ただちにリソースを投下することを想定したものではありません。その上で、ご意見については、今後の戦略領域・重要領域の方向性の検討に際して、参考とさせていただきます。</p>
-----	---	--

	<p><脚注></p> <p>(x) 定量目標の大きさにより自ずと必要な対策は異なってくると思います。</p> <p>戦略人材の育成については、令和6年にパイロットプログラムとして筑波大学での教育プログラムが既に実施されておりますので、その振り返りを通じた更なるレベルアップや他大学への拡充を行ったり、経営に関わる手段の一つであることからMBAのプログラムを国際標準戦略/知財戦略の視点で拡充することも一案かと思えます。</p> <p>(xi) 国際標準戦略部会(第7回)での配布資料1-1のP6に整理があるように「想定市場規模」でしっかりと絞り込んだり、更には、同資料P16に記載の委員意見にあるような見直し時点のみならず、選定のタイミングで「日本の勝ち筋」「日本の強み」などから個別分野を絞り込むことは、本戦略検討の流れから自然であると思われます。</p>	
--	--	--